

平成 2 0 年版

ひがしおおさかの環境

(平成 1 9 年度の年次報告)

東大阪市

20年版ひがしおおさかの環境（本編）

本編目次

序章 東大阪市環境方針	1
第1章 総論	
第1節 東大阪市の概況	2
[1] 東大阪市の地理的条件	2
(1) 位置・面積	
(2) 地形・水系	
(3) 気候・気象	
(4) 地質・土壌	
[2] 東大阪市の社会的条件	2
(1) 人口	
(2) 産業	
(3) 土地利用状況及び計画	
第2節 環境行政の概要	4
[1] 環境部機構	4
[2] 東大阪市環境基本条例	4
[3] 東大阪市環境審議会	4
[4] 東大阪市環境基本計画	4
[5] 環境マネジメントシステム（ISO14001）	5
第2章 健康で安心して暮らせるまちづくり ―生活環境の保全―	
第1節 大気のかれいさを確保する	6
[1] 大気汚染の概要	6
[2] 環境基準及び環境保全目標等	6
[3] 大気汚染物質の測定状況	8
(1) 二酸化硫黄	
(2) 窒素酸化物	
(3) 浮遊粒子状物質	
(4) 光化学オキシダント	
(5) 炭化水素	
(6) 一酸化炭素	
(7) アスベスト	
(8) 酸性雨	
(9) 有害大気汚染物質	
(10) 気象状況	
[4] 大気汚染観測車による測定結果	12
(1) 二酸化硫黄	
(2) 窒素酸化物	

(3) 浮遊粒子状物質	
(4) 光化学オキシダント	
(5) 炭化水素	
(6) 一酸化炭素	
(7) 気象状況	
[5] 光化学スモッグ	14
(1) 発令の状況（東大阪地域）	
(2) 被害の訴えの状況	
(3) 対策の概要	
[6] 大気汚染防止対策	14
(1) 硫黄酸化物対策	
(2) ばいじん対策	
(3) 窒素酸化物対策	
(4) 有害物質対策	
(5) 粉じん対策	
(6) 揮発性有機化合物対策	
[7] 法律・条令・要綱に基づく届出状況	16
[8] 屋外燃焼行為の規制	16
[9] 自動車排出ガス対策	17
第2節 水のきれいさを確保する	18
[1] 水質汚濁の概要	18
[2] 水質汚濁に係る環境基準	18
(1) 健康項目	
(2) 生活環境項目	
[3] 公共用水域の水質状況	18
(1) 健康項目	
(2) 生活環境項目	
(3) 公共用水域の窒素、りんによる汚濁状況	
[4] 地下水の水質状況	21
[5] 恩智川支川水質調査	21
[6] 水質汚濁防止に係る経過と対策	21
[7] 法律・条例に基づく届出状況	23
[8] 化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制	23
[9] 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導	23
[10] 行政処分	24
[11] 地下浸透防止対策	24
[12] 生活排水対策	24
(1) 概要	
(2) 生活排水対策指導員制度	

[13] 中河内恩智川水環境改善事業	24
(1) 恩智川環境ネットワーク会議総会・交流会	
(2) 恩智川水辺環境調査	
(3) 第11回恩智川フェスティバル	
(4) 恩智川クリーンUP	
第3節 静けさを確保する	26
[1] 騒音・振動の概要	26
[2] 騒音に係る環境基準達成状況調査（道路に面する地域）	26
(1) 調査目的	
(2) 調査結果	
(3) 調査地点	
(4) 調査方法	
[3] 騒音に係る環境基準達成状況調査（道路に面しない地域）	29
(1) 調査目的	
(2) 調査結果	
(3) 調査地点	
(4) 調査方法	
[4] 工場・事業場の騒音・振動	31
(1) 届出状況	
(2) 苦情対応状況	
[5] 騒音・振動に係る基準	31
(1) 騒音に係る基準	
(2) 振動に係る基準	
第4節 悪臭対策	35
第5節 土・地盤の安全性を確保する	36
[1] 地盤沈下の概要	36
(1) 地形	
(2) 沈下の原因	
[2] 地盤沈下の測定のしくみ	36
[3] 地盤沈下の状況	36
(1) 水準測量の結果	
(2) 経年変化	
[4] 地下水位の状況	37
[5] 地盤沈下の対策	38
第6節 有害化学物質等に対する安全性を確保する	39
[1] ダイオキシン類の監視の状況	39

[2] ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制・届出状況	39
第7節 環境の状況を把握する	40
[1] 指定工場等の設置許可の状況	40
[2] 地下水採取許可の状況	40
[3] 条例改変の経過	41
[4] 環境衛生検査センターでの検査実施状況	42
[5] 委託分析	43
(1) 公共用水域水質調査	
(2) 工場・事業場の規制指導に係る水質等の委託分析	
(3) 工場・事業場の排ガス・悪臭等の測定分析	
(4) 有害大気汚染物質モニタリングの委託分析	
(5) ダイオキシン類の委託分析	
(6) 騒音に係る環境基準達成状況調査	
第8節 その他の環境保全対策を進める	44
[1] 苦情の発生状況の概要	44
(1) 苦情受付状況	
(2) 用途地域別受理件数	
(3) 被害の種類別受理件数	
(4) 発生源別受理件数	
[2] 苦情処理状況の概要	44
第3章 潤いとやすらぎのあるまちづくり ―快適な都市環境の確保―	
[1] 不法投棄対策	45
(1) 不法投棄ごみの処理状況	
(2) 不法投棄追跡調査	
(3) まちの美化啓発	
[2] 地域清掃	46
[3] 空地の適正管理	46
(1) 空地の適正管理状況	
(2) 草刈機の貸出状況	
第4章 環境への負荷の少ないまちづくり ―循環型社会の構築―	
第1節 一般廃棄物対策	47
第2節 し尿処理対策	53
[1] し尿収集量	53
[2] 浄化槽汚泥処理	53

第3節 産業廃棄物対策	54
[1] 産業廃棄物の発生及び処理状況	54
[2] 特別管理産業廃棄物の発生及び処理状況	55
(1) 事業所からの排出及び処理状況	
(2) 医療関係機関からの排出及び処理状況	
[3] 産業廃棄物の適正処理の推進	56
(1) 排出事業者の指導状況	
(2) 処理業者の指導状況	
(3) 野焼きパトロール	
(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況	

第5章 地球環境に配慮したまちづくり ―地球環境の保全―

[1] 市庁舎における温暖化対策	59
[2] 東大阪地球温暖化対策地域協議会	59
[3] グリーン購入	59

【基本理念】

東大阪市では、平成13年3月に豊かな環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐため「東大阪市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念を受けた「東大阪市生活環境保全等に関する条例」においては、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことができる環境を確保するため、市長は、自らの事業において率先して地球環境の保全に努めること、事業者の環境管理を促進することなどの責務を負う一方、事業者としての立場からも自主的な環境管理に努めることが定められています。

中小企業が多い本市域においても、事業者のISO14001の認証取得活動が活発化しており、これらの事業者と協働し、また支援していかなければなりません。

中核市にふさわしい環境意識の高い都市、東大阪市を市民、事業者及び市が協働してつくりあげるため、市は、環境マネジメントシステムを導入し、職員の環境意識を高め、自らの事業を見直すことにより、環境に配慮した施策を展開します。

【基本方針】

- 1 東大阪市本庁舎において環境マネジメントシステムを構築、運用し、その継続的改善を図ることにより、豊かな環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継いでいくための事業を展開していきます。
- 2 次の事項を基本として、具体的な環境目的及び目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、汚染の予防と継続的な改善を図ります。
 - (1) 市の活動における環境への負荷の低減に取り組みます。
 - ① 電気使用量の削減等、省エネルギーを推進します。
 - ② コピー用紙の両面使用による紙の削減等、省資源を推進します。
 - ③ 環境への負荷の少ない物品の購入等、グリーン購入を推進します。
 - ④ 公共工事における環境への配慮を推進します。
 - ⑤ 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを推進します。
 - ⑥ 環境教育を推進するとともに、NPOなど市民と協働で環境意識の啓発を図ります。
 - (2) 環境行政にマネジメントシステムを導入することにより、市域の環境負荷を低減させる施策及び豊かな環境を創造するための施策を推進します。
- 3 環境に関する法令及び市が受け入れを認めた環境に関する要求事項を遵守します。
- 4 この環境方針は、本庁舎に勤務する職員及び委託業務従事者に周知します。
- 5 この環境方針は、一般に公表するとともに誰もが入手できるようにします。

平成19年12月1日

東大阪市長 野 田 義 和

第1章 総論

第1節 東大阪市の概況

[1] 東大阪市の地理的条件

(1) 位置・面積

本市は河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市と南は八尾市と北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。面積は61.81km²となっています。

(2) 地形・水系

市域の地形は、東部に生駒山をもつ生駒山地と小扇状地があり、西方は大阪平野が広がっています。生駒山頂は海拔642.27m、平野部は標高5～6m前後となっています。

本市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川等が流れ込んでいます。

(3) 気候・気象

本市の気候は比較的温暖で、年間平均気温は17.6℃、年間降水量は962.5mm、年間日照時間は2124.5hとなっています。また、風向きは概して西及び南風が多くなっています。（平成19年大阪管区気象台調べ）

(4) 地質・土壌

植生等の基礎的条件となる地質・土壌についてみると、平野は3～6世紀にかけては入海で、旧大和川からの土砂の堆積があり、次第に平地になってきたものです。

[2] 東大阪市の社会的条件

(1) 人口

本市の人口は約51万人、世帯数は約21万5千世帯（平成19年）であり、昭和59年人口約52万6千人をピークに、平成2年以降は51万人台で推移し、平均世帯規模は2.42人で、全国的趨勢と同様に核家族化が進んでいます。通勤・通学流動人口においては、他の衛星都市にくらべ、市内で従業・通学する人の割合が高いことが注目されています。

将来人口については、平成22年（2010年）に推計値で約50万5千人、「東大阪市第2次総合計画」の目標値で約52万人と、現在から大きく変化しないことが見込まれています。

(2) 産業

産業の特色は、製造業の比重が高いこと、産業拠点としての機能が高いこと、中小企業の割合が高いことが挙げられます。製造業は小規模・高密度が特徴で、多種多様な業種で構成されています。大阪市内での立地条件悪化により移転してきた工場が多く、大阪市東部地区・守口市・門真市・八尾市等の一帯で工業集積地域を形成し、機能的・有

機的な分業体制が確立されています。

商業では、卸売業が活発です。約4分の3は都心部の過密化に伴い移転してきた事業所で、本社機能を有する商店数は約3分の2となっています。また、地域別仕入先、地域別販売先ともに大阪府内が約3分の2を占めています。小売業は近年小規模店舗が頭打ち傾向にある一方、大型店舗はシェアを拡大しています。

農業に関しては農家数、経営耕地面積とも減少を続けていますが、都市近郊農業の特色を活かしつつ比較的安定した形態を示しています。

(3) 土地利用状況及び計画

地目別面積では農地4.3%、市街地64.7%、山林17.0%等となっています。（調査時点平成12年8月現在）

市域全域が都市計画区域で、そのうち80.6%が市街化区域となっています。用途地域別面積では住宅系用途地域が59.9%、商業系用途地域が12.1%、工業系用途地域が28.0%となっています。

第2節 環境行政の概要

[1] 環境部機構

環境企画課	循環社会推進課	環境事業課	
東部環境事業所	中部環境事業所	西部環境事業所	北部環境事業所
美化推進課	環境整備課	公害対策課	産業廃棄物対策課

（平成20年3月末現在）

[2] 東大阪市環境基本条例

環境基本条例は、平成13年3月31日に制定し、同年4月1日に施行した。

目 的 現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保

基本理念 豊かな環境の確保と将来世代への継承
人と自然が共生する都市の実現
環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築
地球環境保全

基本方針 市民の健康の保護及び生活環境の保全
快適な都市環境の創造
人と自然が共生できる豊かな環境の確保
環境への負荷の少ない循環型社会の構築
地球環境保全に資する社会の創造

[3] 東大阪市環境審議会

東大阪市環境審議会は、東大阪市環境基本条例第25条の規定に基づき、同条例の理念を達成するため、市長の諮問に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する機関として、平成13年8月に設置し、学識経験者、公共的団体や市民等24人の委員で組織されています。

[4] 東大阪市環境基本計画

東大阪市新環境基本計画は、平成15年4月に策定され、平成15（2003）年度より平成22（2010）年度が計画の期間となっています。また、社会情勢の変化に対応するため、計画期間の中間年次となる平成18（2006）年度に見直しを行いました。

環境の都市イメージを実現するために、6つの基本目標に沿って取組を進めています。

[5] 環境マネジメントシステム（ISO14001）

東大阪市は平成15年2月に水道庁舎で環境マネジメントシステム、ISO14001を認証取得し、引き続き平成18年3月には本庁舎でもISO14001を認証取得しました。

第2章 健康で安心して暮らせるまちづくり ―生活環境の保全―

第1節 大気ของきれいさを確保する

大気汚染は、工場・事業場等のボイラー、焼却炉などの燃焼施設や自動車などの輸送機関から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどのばい煙、一酸化炭素、炭化水素などの有害物質、あるいは光化学オキシダントのような二次的汚染物質などにより引き起こされます。これら大気を汚染する物質は数多く、物理的、化学的性質も多種多様であり、種々の要因によって人々が健康で安全かつ快適な生活を阻害するものです。

また、大気汚染の実態把握や解析については、汚染物質の排出状況や、地形並びに気象条件等の影響を考慮する必要があります。

[1] 大気汚染の概要

本市における大気汚染の概要は、固定発生源である市域内に点在する中小企業等の工場・事業場と、移動発生源である市内縦横に貫通している国道308号、府道大阪中央環状線、国道170号などの幹線道路や阪神高速東大阪線、近畿自動車道、第二阪奈有料道路の自動車排出ガスが考えられます。また、海外や周辺地域等からもたらされる汚染物質による影響も考えられます。

[2] 環境基準及び環境保全目標等

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として環境基本法に基づき定められています。

また、大阪府の「大阪21世紀の環境総合計画」では、国の環境基準のほか、炭化水素及び悪臭について環境保全目標を定めています。なお、環境保全目標は、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

大気汚染・悪臭に係る環境基準及び大阪府「大阪21世紀の環境総合計画」の環境保全目標

項目	基準値（目標値）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg・TEQ/m ³ 以下であること
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度

評価方法

短期的評価	光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素 測定を行った日の1時間値、8時間値または1日平均値について環境基準と比較して評価を行う。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を越える場合には評価の対象としない。
長期的評価	（ア）二酸化窒素（年間98%値）年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値を環境基準と比較して評価を行う。 （イ）浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素（2%除外値）年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準を達成しなかったものとする。

[3] 大気汚染物質の測定状況

東大阪市内の二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等の環境濃度の測定は、西保健センター、旭町庁舎（一般環境大気測定局）と環境衛生検査センター（自動車排出ガス測定局）の計3ヵ所の固定局により実施しており、これらには次の表に示す自動連続測定機器を設置しています。

また、有害大気汚染物質モニタリングを環境衛生検査センター、西保健センターで毎月1回実施しています。

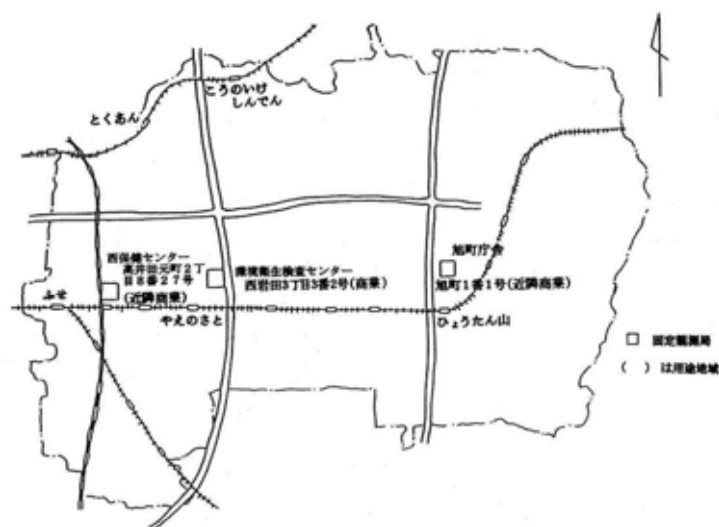
さらに、地球規模の環境問題の一つである酸性雨についても環境衛生検査センター、旭町庁舎で毎週pH、導電率、各種イオンの測定を実施しています。

大気汚染測定機器設置状況

測定局	設置年度	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシダント	炭化水素	風向	風速	気温	湿度	用途地域
西保健センター	S42	○	○		○	○	○	○	○	○			近商
環境衛生検査センター	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○			商
旭町庁舎	S44	○	○		○	○	○		○	○	○	○	近商

環境衛生検査センター：平成16年度に公害監視センターから名称変更

大気汚染測定場所



(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄などの硫黄酸化物は、主に石油、石炭の燃焼により生成される大気汚染物質です。平成19年度における導電率法による二酸化硫黄濃度の測定結果は、表2-1-1、-2、図2-1-11のとおりで、3測定局とも長期的評価による環境基準、短期的評価による環境基準を達成しています。

また、年度平均値の推移は、横ばいの傾向を示しています。(表2-1-3、図2-1-1)

(2) 窒素酸化物

固定発生源（工場等）及び移動発生源（自動車等）から排出する窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が大部分を占めており、人の健康に有害な影響を及ぼすだけでなく光化学オキシダント等の二次汚染物質生成の要因物質であることなどから現在最も注目しなければならない大気汚染物質の一つです。

窒素酸化物の測定には一般環境大気測定局（道路から離れ、自動車排出ガスの影響が少ないものをいう。西保健センター局、旭町庁舎局）と自動車排出ガス測定局（道路に接して自動車排出ガスの影響が大きいものをいう。環境衛生検査センター局）に区別されています。(表2-1-4、-5)

① 一酸化窒素の測定結果

平成19年度の一酸化窒素測定結果の年平均値で最高値を示したのは環境衛生検査センター局（自動車排出ガス測定局）で0.021ppm、最低値は旭町庁舎局（一般環境大気測定局）の0.004ppmで昨年度と比べて旭町庁舎局は0.001ppm、環境衛生検査センター局は0.006ppm減少しました。(表2-1-5、-6、図2-1-12)

② 二酸化窒素の測定結果と環境基準達成状況

二酸化窒素に係る環境基準による大気汚染の評価については、年間における二酸化窒素の日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価します。

ただし、日平均値の年間98%値の算定に当たっては、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の日平均値は用いないものとします。

また、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としないとされています。これにより、平成19年度における環境基準達成状況をみると、3測定局とも有効測定局で、日平均値の年間98%値が0.04から0.06ppmまでのゾーン内又は、それ以下（0.038～0.052ppm）にあり、環境基準を達成しています。(表2-1-7、-8、図2-1-13)

年平均値濃度については、近年緩やかな改善傾向で推移しています。(表2-1-9、図2-1-2)

(3) 浮遊粒子状物質

ベータ線吸収法による浮遊粒子状物質の測定結果

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質をいいます。

平成19年度の測定結果は、3測定局とも長期的評価による環境基準（年間の1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しない）を満足していましたが、短期的評価による環境基準（1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）を満足しませんでした。19年度に1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数は西保健センター14時間、環境衛生検査センター15時間、旭町庁舎13時間でした。

1時間値の最高値を示したのは環境衛生検査センター局 $0.321\text{mg}/\text{m}^3$ で、日平均値の2%除外値が最高値を示したのも環境衛生検査センター局 $0.081\text{mg}/\text{m}^3$ でした。（表2-1-10、-11、図2-1-14）

年平均値濃度については、近年緩やかな改善傾向で推移しています。（表2-1-12、図2-1-3）

（4）光化学オキシダント

光化学スモッグの発令基準となる光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線によって光化学反応を起こした結果生成されるオゾンを主成分とする酸化性物質の総称です。

また、光化学オキシダントは光化学反応により生成されるため、その濃度は日射量、気温、風速等の気象条件の影響を強く受け、特に夏期の昼間に高濃度になりやすいことから、濃度が一定の基準に達し、かつ、気象条件等から判断して、その状況が継続すると認められる場合には、光化学スモッグ予報、注意報等が発令されることになっています。なお、光化学オキシダントの環境基準は1時間値が 0.06ppm 以下であることです。

平成19年度の測定結果については、3測定局とも環境基準を達成しませんでした。昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた時間数が最も多かったのは旭町庁舎局で411時間でした。（表2-1-13～-15、図2-1-4、-15）

（5）炭化水素

炭化水素は、炭素と水素からなる多種類の有機化合物の総称で、主な発生源は、自動車の排出ガス、次いで石油精製、石油化学工場、溶剤使用工場、ガソリンスタンド等です。

炭化水素の人体への影響は、成分によって異なりますが、それ自身が有害なものもあります。また、窒素酸化物と混合した場合、太陽光線中の紫外線により光化学スモッグを生成する原因物質の一つとされています。

大阪府の「大阪21世紀の環境総合計画」に定められている環境保全目標では、非メタン炭化水素濃度の午前6～9時までの3時間平均値が $0.20\sim 0.31\text{ppmC}$ の範囲内又はそれ以下であることとなっています。平成19年度の測定結果は、環境保全目標を環境衛生検査センター局では146日、西保健センター局では108日超えていました。（表2-1-16～-23、図2-1-5、-16、-17）

（6）一酸化炭素

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼するか、炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに

生じる無色無臭の気体で主要な発生源は自動車の排出ガスです。

一酸化炭素は環境衛生検査センターのみで測定しています。平成19年度における一酸化炭素の測定結果は表2-1-24、-25、図2-1-18のとおりで、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。年平均値濃度については、表2-1-26、図2-1-6のとおり近年緩やかな改善傾向で推移しています。

(7) アスベスト

アスベストは、耐火、吸音、断熱等に効果が高い材料として広く利用されていましたが、発がん性等の有害性が問題となっています。

市では環境監視の目的で、西保健センター（旧西保健所）と旭町庁舎の2ヵ所で年2回、アスベスト濃度の測定を行いました。

平成19年度のアスベスト濃度の平均値は、西保健センター0.11f/l、旭町庁舎0.17f/lでした。（表2-1-39）

近年のアスベスト濃度の推移は、アスベスト代替製品の普及や工場でのアスベスト飛散対策等により、平成2年度（1.79～3.06f/l）をピークに減少し、平成3年度からは低い濃度で横ばい傾向です。（表2-1-40、図2-1-19）

(8) 酸性雨

地球規模の環境問題の一つである酸性雨について、本市では旭町庁舎と環境衛生検査センターの2地点で1週間単位の降雨を採取し雨量、導電率、pH及び溶存するイオン類を調査しています。また、広域の酸性雨調査として、大阪府酸性雨共同調査連絡会（APSN）に参加しており、梅雨期と秋期の各1ヵ月間、府下自治体と共に共同調査を実施しています。

平成19年度では1週間に100mmを越すような降雨は1回だけで、雨の無い週も8週あり、年間降雨量は1,000mm程度と平年より若干少ない雨量の年となりました。

酸性雨調査結果については、環境衛生検査センターでpH4.16～6.48で加重平均値pH5.06、旭町庁舎ではpH3.63～6.31で加重平均値pH4.83と昨年度よりは低い値を示しています。

最も低いのは旭町庁舎10月29日～11月5日のpH3.63で、環境衛生検査センターでも同期間のpH4.16が最も低い値となっています。

年度平均値の経年変化についてみると、東大阪市域という狭い範囲であり環境衛生検査センター、旭町庁舎ともおなじような降雨量を示していながら、その降雨の年度平均pH、導電率は近年両地点で差が出てきており、旭町庁舎の方が環境衛生検査センターに比べpH、導電率ともに悪い結果となっています。平成19年度についてもその差が広がっています。（表2-1-41、図2-1-20）

APSNの調査では、梅雨期（6月）と秋期（10月）の2回、各1ヵ月単位で府下36箇所についての共同調査に参加しました。

梅雨期の降雨pHについては、旭町庁舎4.87、環境衛生検査センター4.97で府下平均値4.80より若干高い値を、秋期については旭町庁舎4.79、環境衛生検査センター5.01と府下平均値4.94並みの値を示しており、これまで比較的高い値を示していた溶イオン類に

ついても、若干アンモニアイオンが高い以外は各種イオン降下量も府下平均並みの値となっています。（表2-1-42）

(9) 有害大気汚染物質

現在健康に有害の恐れのある有害大気汚染物質として、234物質がリストアップされており、これまでに調査方法が確立された18物質について、調査を実施しました。

調査は、西保健センター局（一般環境測定局）、環境衛生検査センター局（自動車排出ガス測定局）の2地点で毎月1回（第3火曜日）24時間測定を行いました。

調査結果は、表2-1-43のとおりです。年度平均値で高い値を示すのは、ジクロロメタンで、次いでアルデヒド類、トリクロロエチレンと続いています。環境基準が定められているジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼンは、環境基準未満となっています。重金属類で高い値を示すのはマンガンで、次いでニッケル、クロムと続いています。ベリリウムは、これまでの調査で全く検出されていません。

(10) 気象状況

大気汚染に影響を及ぼす要素は風向、風速、日射、気温、湿度、降水量などですが、大阪地域の特徴としては、風向、風速が大気汚染に最も大きな影響を及ぼしていると考えられます。

平成19年度の測定結果については、1時間値の最高風速を示したのは、旭町庁舎局の12.1m/sで、年平均風速の最高を示したのも旭町庁舎局の2.2m/sでした。

また、最多風向については、西保健センター局（北）、環境衛生検査センター局（北）旭町庁舎局（北）でした。

旭町庁舎局のみで測定している気温、湿度については最高気温38.3℃（8月）、最低気温-1.4℃（2月）、最高湿度100%（10月）、最低湿度8%（4月）でした。

西保健センター局、環境衛生検査センター局、旭町庁舎局における測定結果は表2-1-27～-38、図2-1-7～-10のとおりです。

なお、風速0.4m/s以下は計器の測定能力外になるため、風向についてはCalm（静穏）としました。

[4] 大気汚染観測車による測定結果

大気汚染観測車「あおぞら号」による、大気汚染状況の測定を平成19年度は、平成18年度に引き続き東大阪市長田東内介公園（長田3丁目地内）において1回実施しました。平成18年度と平成19年度に実施した合計4回の測定結果等は以下のとおりです。なお、大気汚染観測車による測定は、有効測定局としての条件である6,000時間の測定を満足していないため環境基準との対比はできません。

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の環境基準は、1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることです。有効測定日数52日のうち1日平均値が

0.04ppmを超えた日はなく、1時間値が0.1ppmを超えた時間はありませんでした。(表2-1-44、図2-1-22)

(2) 窒素酸化物

① 二酸化窒素

環境基準は、1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であることとされています。

有効測定日数52日のうち、日平均値が0.06ppmを超えた日はありませんでした。(表2-1-45、図2-1-23)

② 一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果は表2-1-46、図2-1-24のとおりです。

測定期間中の一酸化窒素濃度の1日平均値は、最大0.082ppm 最小0.000ppmでした。

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の環境基準は1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であることです。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとします。有効測定日数52日のうち1日平均値が、0.10mg/m³を超えた日は1日で、1時間値が0.2mg/m³を超えた時間はありませんでした。(表2-1-47、図2-1-25)

(4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの環境基準は、1時間値が0.06ppm以下です。測定日数56日のうち昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数と割合は、(65時間、7.7%)でした。(表2-1-48、図2-1-26)

(5) 炭化水素

非メタン炭化水素については環境保全目標があり、午前6時～9時までの平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であることとなっています。有効測定日数55日のうち、非メタン炭化水素濃度の午前6～9時までの3時間平均値が環境保全目標を超えた日数と割合は(26日、47.3%)でした。(表2-1-49、-50、図2-1-27)

(6) 一酸化炭素

一酸化炭素の環境基準は1時間値の1日平均値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。有効測定日数52日のうち1日平均値が10ppmを超えた日及び1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた日はありませんでした。(表2-1-51、図2-1-28)

(7) 気象状況

風向・風速の測定結果は表2-1-52、-53、図2-1-21のとおりでした。

気象状況のなかでも風向・風速は、大気汚染の移送、拡散に大きく影響を与える因子です。

なお、風速0.4m/s以下は計器の測定能力外になるため、風向についてはCalm（静穏）としました。

[5] 光化学スモッグ

大阪府では「大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱」及び「オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要綱」に基づいて光化学スモッグ予報、注意報等を発令しています。

光化学スモッグ情報については、気象要素を考慮して府域を7地域に区分し、それぞれの地域の光化学オキシダント濃度と気象条件から光化学スモッグ予報、注意報等を発令しています。（表2-1-54、-55）

東大阪地域に光化学スモッグ情報が発令されたときは「東大阪市光化学スモッグ対策実施要領」に基づいて関係部局、機関に連絡しています。

(1) 発令の状況（東大阪地域）

平成19年度の光化学スモッグ情報の発令状況は、予報が6月26日から8月16日までの間に3回（大阪府全域14回）、延べ9時間40分、注意報は6月26日から8月16日までの間に3回（大阪府全域11回）、延べ7時間40分発令されました。また、大阪管区气象台による光化学スモッグ気象情報は、14回（前年度15回）発表されました。

発令状況は昨年度の予報14回、注意報11回と比較すると、予報は11回、注意報は8回の減少となりました。

なお、警報の発令はありませんでした。（表2-1-56）

(2) 被害の訴えの状況

平成19年度大阪府全域において、光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。

(3) 対策の概要

本市では、光化学スモッグによる被害を極力抑える観点から「東大阪市光化学スモッグ対策実施要綱」を定め、東大阪地域に予報・注意報等が発令されたときは、市内の市立学校園や公共施設等約300ヵ所に緊急連絡を行うとともに、ノボリの掲出など広く市民に情報を提供しています。

発生源対策としては、大阪府と合同で大規模工場・事業場への規制・要請を行うほか、低公害車の普及促進を図るとともに、市民への焼却行為、自動車使用の自粛を呼びかけています。

[6] 大気汚染防止対策

本市では、大気汚染を防止するために工場・事業場に対して大気汚染防止法、大阪府生

活環境の保全等に関する条例並びに東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づき、規制・指導を行っています。大気汚染防止法では、ばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制を行い、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、ばいじん、一般粉じん、特定粉じん、有害物質及び炭化水素類の排出等の規制を行っており、東大阪市生活環境保全等に関する条例では、指定工場等の設置の許可制により、ばい煙及び粉じんの規制等を行っています。

(1) 硫黄酸化物対策

硫黄酸化物対策は、大気汚染防止法に基づき排出口基準と、原料・燃料使用量による総量規制、東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づく、燃料基準が定められています。また、東大阪市総量規制に係るばい煙発生施設使用計画届出要綱も定められています。

本市で硫黄酸化物の総量規制の適用を受ける大規模工場は5工場4事業場ですが、全て総量規制基準を順守しています。

新設の施設については、気体燃料の使用、既設については省エネルギー対策からも熱管理及び低硫黄化をすることにより、硫黄酸化物の低減を図るよう努めています。

(2) ばいじん対策

大気汚染防止法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき排出口基準が定められています。また、東大阪市廃棄物焼却炉に係る指導指針が定められています。

ボイラー、金属加熱炉等に対するばいじん対策は、燃料の良質化や燃焼管理で対応できることが多く、特に燃料良質化は硫黄酸化物対策と共通しています。

金属溶解炉については、バグフィルター式やベンチュリースクラバー式集じん機を設置しているものが多く、立入調査をして稼働状況を確認し、改善が必要なものについては指導を行っています。

焼却炉については、バグフィルター式集じん機の設置等を指導しています。

(3) 窒素酸化物対策

窒素酸化物対策については、大気汚染防止法に基づく排出口での濃度基準が定められています。また、東大阪市固定発生源窒素酸化物総量削減指導要綱及び東大阪市固定内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱も定められています。

固定発生源に対する窒素酸化物の排出濃度規制は、原燃料の重油換算使用量が、時間当たり2kL以上を特定工場と定める総量規制があり、本市は総量規制指定地域となっています。

さらに固定型内燃機関に係る窒素酸化物削減のため、燃料の燃焼能力が時間当たり重油換算50L以上のガスタービン、ディーゼル機関の燃料の燃焼能力が時間当たり重油換算35L以上のガス機関及びガソリン機関が届出施設となりますが、本市においては、燃料の燃焼能力が時間当たり重油換算30L以上の常用ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼル機関を指導要綱により指導対象としています。

(4) 有害物質対策

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設の種類、規模により、指定された有害物質について排出基準が設定されており、本市では、廃棄物焼却炉から発生する塩化水素について基準の適用を受けるものがありますが、排ガス洗浄装置を設置して対策を行っています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、有害物質に係る届出施設を対象に有害物質（22物質）について、設備・構造・使用管理基準若しくは排出口基準を定めています。東大阪市生活環境保全等に関する条例では、48有害物質を定め、うち10物質について敷地境界線基準が定められています。

(5) 粉じん対策

大気汚染防止法では、特定粉じん（石綿）の発生施設について石綿の敷地境界における許容濃度、一般粉じん（特定粉じん以外の粉じん）の発生施設について構造・使用・管理基準が定められています。

吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止について、所要の規制措置が講じられています。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定粉じん（石綿及び発がん性・毒性の点から規定した18物質）及び一般粉じん（特定粉じん以外の粉じん）について届出施設を定め、敷地境界線基準、設備・構造・使用管理基準若しくは排出口基準が定められています。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、すべての建築物や工作物の解体等工事について、吹付け石綿使用面積50m²未満のほか、石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材を使用している場合に届出を義務付けるとともに、非飛散性の石綿含有成形板の場合でも使用面積1,000m²以上の場合は届出を義務付けられています。石綿濃度の測定計画の届出について、吹付けアスベストの使用面積が50m²以上の場合（石綿含有成形板を除く）についてもあわせて義務付けられています。

平成19年度は大気汚染防止法の届出は17件あり、大阪府生活環境の保全等に関する条例の届出は7件、測定計画の届出は12件ありました。

(6) 揮発性有機化合物対策

大阪府生活環境の保全等に関する条例で、光化学スモッグの発生を抑制する目的で、届出施設に設備・構造基準や原料の使用基準を規定するとともに、届出工場等（大規模な塗装工場等）に揮発性有機化合物の許容排出量の基準を定めています。

[7] 法律・条例・要綱に基づく届出状況

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく平成19年度の届出状況は、表2-1-57、-58とおりです。

[8] 屋外燃焼行為の規制

屋外燃焼行為いわゆる野焼き行為による苦情発生の推移は、次の表のとおりです。

苦情の多くを占める廃木材は、建築廃材の処理に伴って発生するもの（建築廃材）と、運送業者等が運送用パレットの破損したもの（木くず）とがあり、前者は大量に、後者は少量ながら継続して発生するため、苦情の解決が長引くことがあります。また、最近は大イオキシゲン問題でドラム缶や簡易小型焼却炉等での焼却行為（紙くず、せん定くず等）による苦情が増加しています。

産業廃棄物の焼却の場合は、産業廃棄物対策課と合同で立入指導を行い、また一般廃棄物の場合は、廃棄物取扱許可業者への収集委託又は自ら焼却工場へ搬入するよう指導しています。

屋外燃焼行為による苦情発生の推移

	ゴム	プラスチック	廃木材	その他	合計
14年度		2	17	35	54
15年度	1	6	25	42	74
16年度		5	29	49	83
17年度		5	30	37	72
18年度		5	15	32	52
19年度			19	29	48

[9] 自動車排出ガス対策

産業経済の発展、生活の利便性の追求がもたらした自動車保有台数の増加は、大気汚染、交通渋滞、交通事故を招いていますが、本市の特色としては通過交通量の増加に伴う自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっています。国では、大都市域における窒素酸化物濃度及び粒子状物質濃度の改善のため「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」が制定され、本市では、公用車に低公害車を導入するとともに、「東大阪市公用車の購入及び使用に関する環境対策要綱」を定めています。平成19年度末の低公害車の保有台数は下表のとおりです。

低公害車の保有状況

低公害車の種類	車種等	台数	
天然ガス(CNG)自動車	軽自動車	3	32
	小型貨物自動車	2	
	塵芥収集車	26	
	大気環境パトロール車	1	
ハイブリッド自動車	小型乗用車	1	11
	普通乗用車	7	
	塵芥収集車	3	
低排出ガスかつ低燃費車	軽自動車	59	82
	小型貨物自動車	11	
	小型乗用車	3	
	特殊自動車	8	
	普通貨物自動車	1	
合計		125	

第2節 水のきれいを確保する

[1] 水質汚濁の概要

東大阪市内を流れる主要な河川は、上流域と下流域の高低差が少ないため緩流で、水源の生駒山西側の急斜面から流れる自然水も降雨時には急流となりますが、常時は少ない水量となる地形であるところから、自然浄化の乏しい特性をもっています。本市は大阪市の隣接都市として発達した産業形態から、西地区を主とする電気メッキ業及び市内全体に広がる金属製品製造業が数多く存在していますが、それらの工場からの有害物質や重金属を含む汚水は排水処理設備で処理されて放流されています。工場排水の規制も進んできた今日では、一般家庭排水による汚濁負荷が河川の汚れの大きな原因となってきています。

[2] 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条では、公共用水域の水質汚濁について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）を定めています。

(1) 健康項目

人の健康の保護に関する環境基準については、利水目的あるいは汚染源の立地状況といった水域の事情のいかんを問わず、人の健康は絶対的に確保されるべきであるとの観点から人の健康に有害な項目については、公共用水域及び地下水に一律に基準が定められています。（表2-2-1）

(2) 生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準は河川ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて基準値を設定し、それぞれの河川について、水域類型を指定することによって当該河川の環境基準を具体的に示すことになっています。（表2-2-2）

[3] 公共用水域の水質状況

平成19年度における市内主要河川の水質環境調査は前年度に引き続き、3河川3井路水路10測定点において実施しました。（図2-2-1）

上記測定点のうち環境基準点は第二寝屋川下流の1地点で年12回の測定を、環境準基準点は恩智川、第二寝屋川の各上流と長瀬川の下流の3地点で年4回測定を行いました。

なお、本市河川は寝屋川水系に属し、恩智川及び第二寝屋川は、環境基準の類型指定Dを受けていますが、残り1河川3井路水路は類型指定を受けていません。

しかし、類型指定を受けていない河川も、類型指定Dを受けている寝屋川に流入することから判断して、D類型に準じて評価を行っています。

測定の結果は表2-2-3、-4のとおりです。

(1) 健康項目

① 全シアン (CN)

延べ48回の測定すべてにおいて検出されず（定量下限値0.1mg/L以下）環境基準（検出されないこと）を満たしています。

② カドミウム (Cd)

延べ48回の測定すべてにおいて 0.001mg/L未満であり、環境基準（0.01mg/L以下）を満たしています。

③ 鉛 (Pb)

延べ48回の測定すべてにおいて0.005mg/L未満であり、環境基準（0.01mg/L以下）を満たしています。

④ 六価クロム (Cr6+)

延べ48回の測定すべてにおいて0.02mg/L未満であり、環境基準（0.05mg/L以下）を満たしています。

⑤ 砒素 (As)

延べ48回の測定すべてにおいて 0.005mg/L未満であり、環境基準（0.01mg/L以下）を満たしています。

⑥ 総水銀 (T-Hg)

延べ48回の測定すべてにおいて0.0005mg/L未満であり、環境基準（0.0005mg/L以下）を満たしています。

⑦ ポリ塩化ビフェニル (PCB)

延べ11回の測定すべてにおいて検出されず(定量下限値0.0005mg/L以下)環境基準(検出されないこと)を満たしています。

⑧ 有機塩素系化合物等15項目

延べ582回の測定のうち、ジクロロメタンが1回検出されましたが環境基準（0.02mg/L以下）を満たしています。

⑨ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

延べ30回の測定すべてにおいて検出されましたが（定量下限値0.08mg/Lより大）、環境基準（10mg/L以下）を満たしています。

⑩ ふっ素

延べ28回の測定のうち17回検出されましたが（定量下限値0.08mg/Lより大）、環境基

準（0.8mg/L以下）を満たしています。

⑪ ほう素

延べ28回の測定すべてにおいて検出されましたが（定量下限値0.02mg/Lより大）、環境基準（1mg/L以下）を満たしています。

(2) 生活環境項目

① 水素イオン濃度（pH）

pHは各採水時に測定しており、延べ192回の測定において環境基準（6.0以上8.5以下）の範囲内であったのは179回で、環境基準のあてはめはありませんが、長瀬川上流（本流）において3回（5月8日、8月7日採水）、長瀬川上流（測流）において1回（8月7日採水）、長瀬川下流において3回（5月8日、8月7日採水）、三八水路において2回（5月8日、8月7日採水）、五箇井路において4回（5月8日、8月7日採水）数値を上回りました。

② 生物化学的酸素要求量（BOD）

BODは水質汚濁の指標とされていますが測定の結果、恩智川三池橋において平均値9.9mg/L、恩智川南新田橋において平均値8.3mg/Lと環境基準（8mg/L以下、m/n25%以下）を超過し、第二寝屋川巨摩橋において平均値4.3mg/L、新金吾郎橋において平均値4.2mg/Lと環境基準を満足していました。

③ 化学的酸素要求量（COD）

CODはBODと同様に汚濁負荷量の算定の基礎となるもので、河川での環境基準は定められていませんが、測定の結果、最高は三八水路と五箇井路の14mg/L（5月8日採水）、最低は第二寝屋川上流の6.5mg/L（2月6日採水）、年平均値は7.1～11 mg/Lの範囲であり、昨年と同程度の値であった。

④ 浮遊物質（SS）

SSは水中に浮遊する物質の量をいい、D類型の環境基準は100mg/L以下となっています。測定の結果、D類型環境基準適用水域である恩智川、第二寝屋川での基準値超過はありませんでした。

⑤ 溶存酸素量（DO）

DOは水に溶けている酸素の量をいい、一般に数値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示します。測定の結果、最高は三八水路の21mg/L（5月8日採水）、最低は長瀬川上流（側流）において2.9mg/L（8月7日採水）でした。

延べ48回の測定すべてにおいて環境基準（2mg/L以上）を満たしていました。

(3) 公共用水域の窒素、りんによる汚濁状況

近年湖沼、海域の富栄養化が問題となり、その原因となる窒素、りんについて水質汚

濁防止法施行令により、排水基準が定められています。

これら窒素、りんについて環境基準点で年6回、その他の測定点で年4回汚濁調査を行いました。平成19年度の調査結果において全窒素（T-N）の年度平均値は、最高が五箇井路の8.0mg/Lで、最低は三八水路の2.8mg/Lであり、全測定地点の平均は前年度と同じく5.5mg/Lでした。

全りん（T-P）の年度平均値では、最高が恩智川下流の0.74mg/L、最低は三八水路の0.20mg/Lで、全測定地点の平均は0.43mg/Lで前年度より0.06mg/L減少しました。

[4] 地下水の水質状況

水質汚濁防止法第16条の規定による地下水質測定計画に基づく、地下水の水質の常時監視を実施しました。調査区分としては概況調査のみになり、昨年まで実施していた定期モニタリング調査は井戸廃止のため、調査を終了しました。概況調査の調査地点は、市内全域を2kmメッシュで18区分したうちの6区分について、1区分ごとに1カ所計6本の井戸としました。調査項目は、PCBを除いた24項目の有害物質です。調査の結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で検出され、ふっ素、ほう素が全地点で検出されましたが、いずれも環境基準を満足していました。また、他の調査項目に係る各物質はいずれの地点においても検出されませんでした。（表2-2-6）

[5] 恩智川支川水質調査

市民の間に恩智川をきれいにしようという運動が起こり、昭和63年度から主に生活排水による汚染を示すとされるBOD、全窒素、全りん等の測定を行っています。

平成19年度は恩智川支川10カ所、ポンプ場4カ所、計14カ所について、4回調査を実施しました（図2-2-3）。

平成19年度の調査結果において生物化学的酸素要求量(BOD)の年度平均値は最高が大川15mg/L、最低は三六ポンプ場3mg/Lでした。浮遊物質(SS)の年度平均値は最高が日下川20mg/L、最低は小田川3mg/Lでした。全窒素(T-N)の年度平均値は最高が石切1号ポンプ場7.0mg/L、最低は三六ポンプ場3.1mg/Lでした。全りん(T-P)の年度平均値は最高が箕後川1.02mg/L、最低は三六ポンプ場0.23mg/Lでした（表2-2-7）。

[6] 水質汚濁防止に係る経過と対策

本市においては、昭和46年6月に水質汚濁防止法の政令委任を受け、同年8月に機構体制を整え、公共用水域の水質保全のために工場等の排水の指導規制に臨みました。

昭和48年10月には東大阪市公害防止条例を施行して、指定工場等の許可制度を設け、設備基準や濃度基準などの規制強化を実施しました。

さらに同年11月に瀬戸内海の水質と自然景観の保全を目的として瀬戸内海環境保全臨時措置法が施行されました。

同法は瀬戸内海の水質汚濁を防止するため、産業排水に係る化学的酸素要求量（COD）

で表示した汚濁負荷量を昭和47年当時の2分の1程度に減少させることを目途としており、大阪府においてはこの目標を達成するため、昭和49年11月に水質汚濁防止法に基づいて上乘せ排水基準を定め、これを実施しました。

本市においてもこれに応じて昭和51年11月に東大阪市公害防止条例に基づく排水基準を改正しました。また、メッキ工場や金属の表面処理加工を行う工場からの酸、アルカリ、有害物質を含む汚水が地下に浸透して付近の土壌を汚染したり、地下埋設物を腐食して水道やガスの漏れなどの危険な事故を誘発することのないように工場床面の耐酸構造を設備基準として義務付ける改正を行いました。

水質汚濁防止法ではその後も改正により新たな特定事業場を加えながら昭和53年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法並びに水質汚濁防止法の一部を改正する法律により、CODに係る総量規制並びにりんの削減指導方針の策定を図り、りんは昭和55年12月から、COD総量規制は昭和56年7月から規制が実施されました。

昭和40年代は、有害物質や重金属が河川汚濁の大きな問題でしたが、昭和50年代に入る頃から生活環境項目が水質汚濁の問題となり、昭和50年代中頃からは、特に富栄養化物質としてりん・窒素、また発がん性物質として、有機塩素系化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）が問題にされるようになり、昭和57年12月に湖沼に係る全窒素と全りんの環境基準が告示され平成元年10月からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの2物質について有害物質としての規制が始まりました。

また、現在の河川汚濁において、一般家庭から排出される生活排水の負荷が大きな比重を占めるようになってきており、水質汚濁防止法の目的に、生活排水対策の実施を推進することを加える改正がされ、平成2年9月に施行されました。

これに伴い、処理対象人員201～500人のし尿浄化槽が「指定地域特定施設」に指定され、平成3年4月から施行されました。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる水質の汚濁の防止を図るためトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸溜施設を特定施設として追加する政令が、平成3年10月に施行されました。

公害対策基本法（旧）第9条の規定に基づく土壌汚染に係る環境基準が、平成3年8月に告示され、また同法同条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準について、平成5年3月に一部が改正され、新たに15項目を追加し、基準値が設定されました。

また、同年10月に窒素、りんについての排水基準が設定されました。

翌平成6年2月に先の有害物質15項目のうち13項目についての排水基準の設定及び従来からの有害物質についての排水基準の改正並びに地下浸透規制に係る項目の追加が行われ、また、同年2月に土壌の汚染に係る環境基準について同じく有害物質15項目が追加されました。

平成9年3月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

ポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）による水質の汚濁の防止を図るため、廃PCB等の焼却施設等の産業廃棄物処理施設を特定施設として追加する政令が平成10年6月に施行されました。

平成11年2月に公共用水域の水質汚濁に係る環境基準並びに地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の基準値が設定されま

した。

ジクロロメタンの製造・使用状況及び公共用水域等における検出状況を踏まえ、ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸溜施設を特定施設として追加する政令が平成12年3月から施行されました。

平成13年3月に土壌の汚染に係る環境基準について有害物質のふっ素及びほう素の2項目が追加されました。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について排水基準が定められ、平成13年7月に施行されました。

また、有害物質に追加されたほう素及びその化合物を含む污水又は廃液を排出する施設として石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設が特定施設として追加され、平成13年7月に施行されました。

土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的として平成15年2月に土壌汚染対策法が施行されました。（表2-2-8）

土壌汚染対策法に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成16年1月に施行されました。

[7] 法律・条例に基づく届出状況

瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場等の届出状況は、表2-2-9のとおりです。

業種別にみれば、届出総数350工場のうち、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械といった金属関係に属する工場は、全体の約25.7%を占める90工場を数えますが、その排水量は届出総排水量545,690m³/日のうち約0.3%に過ぎません。排水量が多いのは、下水道終末処理場2事業場及びし尿処理場1事業場で、排水量の合計は全体の97.7%を占める 533,000m³/日となっています。特定事業場のうち、健康項目に属する有害物質を取り扱う工場は表2-2-10のとおりです。六価クロム使用工場が8工場と最も多く、次いでシアンの使用工場となっています。

[8] 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制

COD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制は、国が示す総量削減基本方針に基づいて、大阪府が策定した総量削減計画に示す削減目標量を達成する方途として、総量規制基準を設定し、従来の濃度規制に加えて汚濁負荷量の総量を規制しようとするものです。総量規制が適用される特定事業場（指定地域内事業場）は、1日当たりの平均的な排水量が50m³以上のものであり、本市においては表2-2-11に示すとおり39工場となっています。

[9] 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、大阪府では磷及びその化合物並びに窒素及びその化合物に係る削減指導要綱が制定されました。

削減指導は、日平均排水量30m³以上の新設、増設及び既設工場・事業場を対象としており、特に日平均排水量200m³以上の工場・事業場（表2-2-12）については、排出負荷量を定期的に市長に報告することになっています。

[10] 行政処分

平成19年度は、水質汚濁防止法第13条第1項の規定に基づく改善命令の執行はありませんでした。

[11] 地下浸透防止対策

酸性廃水の一部が地下へ浸透し、水道管やガスを腐食させ破損させる事故があったことから、東大阪市生活環境保全等に関する条例で、酸やアルカリ及び有害物質等を使用する作業場については、地下浸透防止対策を義務付けています。

本市管内における地下浸透の防止対策工場の内訳は表2-2-13のとおりで、平成19年度に地下浸透防止対策を施した工場は10工場でした。

[12] 生活排水対策

(1) 概要

一般家庭からの生活排水が、河川の汚れの大きな原因の一つとなっているため、水質汚濁防止法の目的の中に生活排水対策の実施の推進が掲げられています。

本市においても、生活排水対策啓発用のパンフレット等を作成し、市民に配布するなど啓発に努めています。

また、本市全域（下水道処理区域内を除く。）が水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されているため、東大阪市生活排水対策推進計画（ひがしおおさか“水”環境プラン「清流へのトライ！」）を策定し、水質浄化や河川環境等の意識啓発に努めています。

(2) 生活排水対策指導員制度

生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、生活排水対策指導員を設置しています。毎年、公募により委嘱し、研修や台所排水対策などの啓発活動の実践により地域での核となる生活排水対策指導員を育成しています。

平成19年度は16人を委嘱し10回のワーキングを行いました。また、活動記録を作成しました。

[13] 中河内恩智川水環境改善事業

中河内の東大阪、八尾、柏原3市が共通する恩智川を中心とした水辺環境の改善を市民団体、企業と協働して取り組み、中河内の快適な環境づくりと地域コミュニティの創造に寄与することを目的とします。

(1) 恩智川環境ネットワーク会議総会・交流会

開催日：平成19年5月19日

場 所：八尾市立文化会館

(2) 恩智川水辺環境調査

開催日：平成19年6月2日

場 所：恩智川ろくのつぼ橋

(3) 第11回恩智川フェスティバル

開催日：平成19年9月29日（土） 午前11～午後4時

場 所：八尾市立文化会館（プリズムホール）

環境に関する展示会

活動団体等による展示・啓発などを実施

映画鑑賞会

「地球交響曲第六番」上映

(4) 恩智川クリーンUP

開催日：平成20年3月16日（日）

場 所：恩智川流域3市

恩智川環境ネットワーク会議主催で恩智川3ヵ所で清掃活動を実施

第3節 静けさを確保する

[1] 騒音・振動の概要

近年、生活環境の質の向上への要求が高まり、生活様式の多様化等により騒音問題も複雑化する傾向がみられます。

騒音とは、多くの人から好ましくないと意識される音で、事業活動その他、人の活動に伴って健康や生活環境に係る被害を生じるものをいいます。振動についてはさらに、感覚的被害とともに建物のひび割れ等物的被害が生ずることもあります。

騒音・振動公害は発生源と生活空間との近接に起因し、過密な都市構造や住工混在が随所にみられる本市では、全公害に係る苦情件数の半数を占めるに至っています。

これらの発生源は、①工場・事業場②建設作業③道路④鉄軌道⑤航空機⑥その他（生活騒音等）に分類され、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、東大阪市生活環境保全等に関する条例に基づき、それぞれに応じた対策をすすめています。しかし、一般家庭の空調機器、ペットの鳴き声等に代表される生活騒音は、その性格上法律や条例の規制になじみにくいため、関係部局とも連携し、啓発パンフレットの配布や市内小学校における環境教育などの市民啓発を実施しています。

また、騒音に係る環境基準達成状況調査として、道路に面する地域については市内の主要幹線道路沿道7路線の調査を実施しております。また、道路に面しない地域（一般地域）については2年間で市域30地点を調査することとし、平成19年度は、半数の15地点において調査を実施しました。

[2] 騒音に係る環境基準達成状況調査（道路に面する地域）

(1) 調査目的

「道路に面する地域」の調査は、幹線道路沿道において、その沿道を代表すると思われる地点で経年的に騒音レベルを測定することにより、沿道環境の状況把握、道路交通騒音対策の必要性の検討、対策効果の把握等に必要なデータを得ることを目的に実施しました。

(2) 調査結果

本市の主要幹線道路（府道大阪中央環状線、国道170号、国道308号及び府道八尾茨木線、府道大阪東大阪線等）沿道における環境騒音は、道路端において昼間70から73デシベル、夜間65から70デシベルであり、環境基準（昼間70デシベル以下、夜間65デシベル以下）は国道170号及び308号において達成されていませんでした。

最も騒音レベルの大きかったところは、地点番号2の一般国道170号沿道の桜町1-8で環境基準を3～5デシベル超えていました。（表1参照）

常時監視路線である№1～3の平成15年度からの騒音の経年変化は図1のとおりでした。また、№4～7については、背後地の測定を行っておりその結果は、表2のとおりです。

騒音測定時の交通量（高速道路を除く）は、地点番号1で昼間449台（大型車混入率

24.4%)夜間206台(同25.4%)、地点番号3で昼間358台(同18.3%)夜間177台(同23.5%)、地点番号2で昼間275台(同16.3%)夜間128台(同13.1%)でした。

平均走行速度は、渋滞時を除き昼間31～53km/h、夜間48～54km/hでした。(表1、表2及び表2-3-1～-11、図1及び図2-3-1～-11)

(表1) 環境騒音等調査結果表(道路に面する地域)

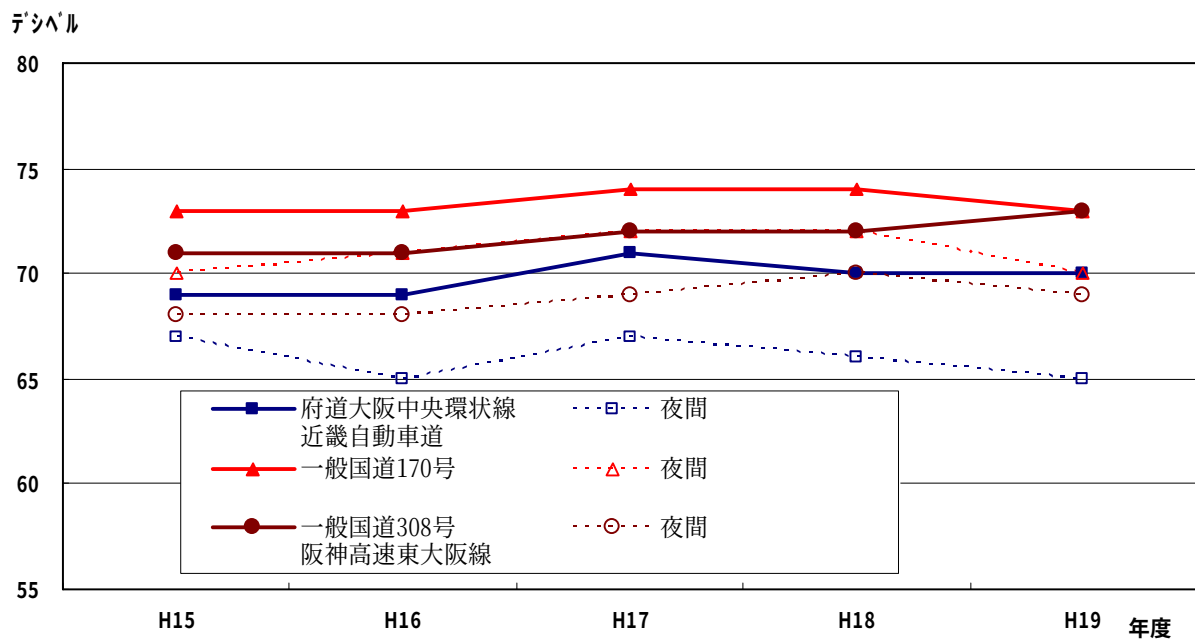
地点番号	道路名	時間帯	時間帯平均騒音レベル (Laeq,T)単位：デジベル			交通量(高速を除く)10分間値				平均走行速度 km/h
			19年度	基準比	前年比	総数	大型	混入率	二輪	
3	府道大阪中央環状線 近畿自動車道	昼間	70	±0	±0	449	110	24.5%	8	53
		夜間	65	±0	-1	206	52	25.2%	6	54
1	一般国道170号線	昼間	73	+3	-1	275	45	16.4%	14	31
		夜間	70	+5	-2	128	17	13.3%	6	49
2	一般国道308号線 阪神高速東大阪線	昼間	73	+3	+1	358	65	18.2%	12	41
		夜間	69	+4	-1	177	42	23.7%	5	48
4	府道旧中央環状線	昼間	69	-1	-	82	7	8.5%	9	36
		夜間	64	-1	-	23	1	4.3%	3	42
5	府道大阪東大阪線	昼間	67	-3	-	92	17	18.5%	9	38
		夜間	66	+1	-	44	4	9.1%	6	42
6	市道日の本高井田線	昼間	63	-7	-	28	3	10.7%	2	38
		夜間	55	-10	-	5	1	20.0%	1	37
7	市道太平寺寺前線	昼間	68	-2	-	65	9	13.8%	4	49
		夜間	65	±0	-	23	3	13.0%	3	60

注 昼間：AM6時～PM10時の16時間 夜間：PM10時～AM6時の8時間

(表2) 環境騒音等調査結果(道路に面する地域、背後地)

地点番号	道路名	時間帯	時間帯平均騒音レベル (Laeq,T)単位：デジベル		道路端からの距離(m)
			19年度	基準比	
4	府道旧中央環状線	昼間	53	-12	42
		夜間	47	-13	
5	府道大阪東大阪線	昼間	57	-8	43
		夜間	52	-8	
6	市道日の本高井田線	昼間	56	-9	35
		夜間	45	-15	
7	市道太平寺寺前線	昼間	60	-5	35
		夜間	49	-11	

(図1) 自動車騒音の年次グラフ



(3) 調査地点

主要幹線道路に面し、沿道に保全対象となる住居、学校、病院等が存在する地点で、その沿道を代表する地点として、常時監視調査路線は№1～3を調査、5年サイクル調査路線として№4～7の路線の調査を実施しました。(表3、図2-3-12～-18)

(表3) 調査地点

番号	対象道路名	調査地点所在地	用途地域 地域類型	環境基準(単位:デシベル)	
				道路端	背後地
1	府道大阪中央環状線 近畿自動車道	西岩田3-3-2 環境衛生検査センター	商業 C地域	昼間70 夜間65 以下 (道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に面する地域)	昼間60 夜間55 以下 (A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域)
2	一般国道170号線	桜町1-8 枚岡警察前	準住居 B地域		昼間65 夜間60 (B地域の2車線以上、C地域の車線を有する道路に面する地域)
3	一般国道308号線 阪神高速東大阪線	高井田中5-3-19	近隣商業 C地域		
4	旧府道大阪中央環状線 (センサス№4054)	宝持2-6-12 (宝持2-7-12)	第一種住居 B地域		
5	大阪東大阪線 (センサス№4136)	若江南町2-2-1 (若江南町2-2-3)	準住居 B地域		
6	柳通	森河内西2-2-13 (森河内西2-2-11)	第一種中高層 A地域		
7	太平寺寺前線	太平寺2-7-11 (太平寺2-7-7)	第一種住居 B地域		

№4～7の調査地点所在地の下段は、背後地の所在地です

(4) 調査方法

調査は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準」、及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づいて実施しました。

- ① 測定位置：道路端近傍（№1～7 住居等の建物から1～2mの地点）
背後地（№4～7道路端から40～65m）

- ② 調査項目：騒音レベル、交通量及び車両走行速度

騒音レベル 10分間値（LAeq、L5、L10、L50、L90、L95）

交通量 10分間値（大型、小型、2輪車の3車種分類）

車両走行速度 10台の平均値（走行方向毎）

- ③ 測定方法

騒音レベルは、道路端近傍の地上1.2m高さに騒音計（マイクロホン）を設置し、24時間連続測定を行いました。

交通量は、騒音測定と同時に方向別の通行台数を大型車両（プレート番号1,2,8）、小型車両（プレート番号3,4,5,6s,7,8s）と二輪車に分類して、昼間2回（AM10、PM3）、夜間2回（PM11、AM5）10分間計測しました。

車両走行速度は、方向別に交通量と同じ時間帯に10台をサンプル測定し、通過時間を計測しました。

[3] 騒音に係る環境基準達成状況調査（道路に面しない地域）

(1) 調査目的

「道路に面しない地域」の調査は、市域において住居等が存在する地域であって、道路、鉄道、航空機等特定の騒音が卓越していない地域において環境騒音を測定することにより、環境基準の地域類型ごとの平均的な騒音の状況を把握することを目的に実施しました。

なお、調査は12年度から市内30地点を2年間で行っており、18年度に市域の南部15地点、19年度に同北部15地点の調査を行いました。

(2) 調査結果

18・19年度調査の環境騒音（道路に面しない地域）は、昼間40から66デシベルで平均54デシベル、夜間36から58デシベルで平均45デシベル、環境基準を達成されていた地点が21地点、達成されていなかった地点が9地点で達成率は70%でした。

前回17・18年度の調査結果、昼間40から66デシベル（平均55デシベル）、夜間36から59デシベル（平均47デシベル）と比較すると全般的に横ばい状態でした。

地域類型別の平均騒音レベルは、A地域（専ら住居の用に供される地域）昼間49デシベル、夜間41デシベル、B地域（主として住居用に供される地域）昼間52デシベル、夜間47デシベル、C地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）昼間

56デシベル、夜間46デシベル、A地域は昼・夜間ともに環境基準を達成されていましたが、B・C地域では昼間は達成されていましたが夜間は達成されていませんでした。（表4及び表2-3-12）

（表4）環境騒音測定結果（道路に面しない地域）

地域の類型及び 測定地点数	昼間の平均(デシベル)		夜間の平均(デシベル)		環境基準適否（地点数）		
	騒音レベル	基準	騒音レベル	基準	適合	不適合	適合率
A地域（4地点）	49	55以下	41	45以下	4	0	100%
B地域（6地点）	52		47		3	3	50%
C地域（20地点）	55	60以下	46	50以下	14	6	70%
合計（30地点）	54	—	45	—	21	9	70%

注：環境基準に適合とは、昼・夜間とも環境基準以下である地点をいいます。

調査地点の支配的音源（重複あり）を見ると、昼間は自動車騒音の影響を受けている地点が25地点（28%）と最も多く、次に自然音15地点（18%）、工場事業場12地点（14%）でした。夜間は自動車音が24地点（28%）、自動車以外の音19地点（22%）、家庭音17地点（20%）でした。

環境基準を達成されていなかった地点の主な騒音源は昼間5地点のうち自動車騒音が5地点（100%）でした。また、夜間7地点のうち自動車騒音が7地点（100%）でした。（表2-3-13、図2-3-20）

（3）調査地点

主要な幹線道路（道路端から50m）に面しない地域で相当数の住居、学校及び病院等、生活環境を保全する必要がある地点であって測定が可能であり、地域を代表すると思われる30地点（18・19年度、各15地点）で実施しました。（図2-3-19）

（4）調査方法

調査は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅢ」に基づき、昼間2回（AM10、PM2）、夜間2回（PM10、PM11）実施しました。

① 騒音レベル

調査地点の住居等の建物から1～2mの地点で、地上1.2m高さに騒音計（マイクロホン）を設置し、10分間測定し、Laeq（L5、L50、L95）を求めました。

なお、航空機、鉄道、サイレン等の騒音は除外しました。

② その他

調査地点の土地の利用状況（地域の用途）及び測定時の支配的音源の調査を実施しました。

[4] 工場・事業場の騒音・振動

(1) 届出状況

① 騒音規制法に基づく届出は99件で、このうち特定施設設置届出が26件と全体の29%を占めています。また、平成19年度末現在の特定施設設置工場等2,253社のうち、金属加工機械設置工場等が1,223社と全体の54%を占めています。(表2-3-14)

② 振動規制法に基づく届出は87件で、このうち特定施設設置届出が23件と全体の26%を占めています。また、平成19年度末現在の特定施設設置工場等2,418社のうち、金属加工機械設置工場等が1,504社と全体の62%を占めています。(表2-3-15)

③ 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係の届出は41件で、このうち届出施設設置届出が21件で、平成19年度末現在の届出施設設置工場等は1,254社です。また、振動関係の届出は6件で、このうち届出施設設置届出が3件で、平成19年度末現在の届出施設設置工場等は305社です。(表2-3-16、-17)

特定建設作業の届出のうち騒音関係は857件で、このうち法律・条例のブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業の合計が613件と全体の72%を占めています。また、振動関係は687件で、このうちブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業が、613件と全体の89%を占めています。(表2-3-18、-19)

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	430	430	434	434	434	431	621	621	613	613
特定建設作業届出総数	686	502	690	529	615	486	907	671	857	687
ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業が占める割合	63%	86%	63%	82%	71%	89%	68%	93%	72%	89%

(2) 苦情対応状況

平成19年度の工場・事業場及び建設作業に伴う騒音・振動の苦情対応件数は、工場・事業場の騒音77件、工場・事業場の振動29件、建設作業の騒音37件、建設作業の振動28件、道路騒音1件、道路振動4件、営業騒音8件、拡声器騒音3件、生活騒音4件、その他3件で総合計194件となっています。(表2-3-20～-23)

[5] 騒音・振動に係る基準

(1) 騒音に係る基準

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の目標として生活環境を保全し、人の環境を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は次のように定められています。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1 時間の区分は、昼間を午前6～午後10時までの間とし、夜間を午後10～午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。（本市域内に該当地域はない）

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、前表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するため必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

② 指定地域内における自動車騒音の限度

近年自動車交通量の増大に伴い、安眠の妨害等地域住民の日常生活に対し交通騒音が大きな影響を及ぼしています。

このような事情から自動車の騒音によって道路周辺の生活環境が著しくそこなわれる

ことのないよう次のとおり限度が定められています。

区域の区分	要請限度	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1 時間の区分は、昼間を午前6～午後10時までの間とし、夜間を午後10～午前6時までの間とする。

2 a区域は、専ら住居の用に供される区域とする。

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

3 b区域は、主として住居の用に供される区域とする。

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域

4 c区域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域とする。

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、前表にかかわらず、特例として次表の要請限度の欄に掲げるとおりとします。

要請限度	
昼間	夜間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

備考 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

③ 騒音の規制基準（工場・事業場）

工場・事業場から排出される騒音について規制する必要に応じて時間の区分及び区域の区分ごとに定められた規制基準は、次表のとおりです。

	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後6時まで	夕 午後6時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 午前6時まで
第一種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第四種区域				
既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
その他の区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注) 1 第一種区域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

- 2 第二種区域
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- 3 第三種区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- 4 第四種区域
工業地域、工業専用地域

(2) 振動に係る基準

① 道路交通振動の限度

道路交通振動によって周辺的生活環境が著しくそこなわれることのないよう、次のとおり限度が定められています。

	昼間	夜間
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

注) 1 時間の区分は、昼間を午前6～午後9時までの間とし、夜間を午後9～午前6時までの間とする。

- 2 第一種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- 3 第二種区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

② 振動の規制基準（工場・事業場）

工場・事業場において発生する振動について規制する必要に応じ、時間の区分及び区域の区分ごとに定められた規制基準は、次表のとおりです。

	昼間 午前6時から午後9時まで	夜間 午後9時から翌日午前6時まで
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域（Ⅰ）	65デシベル	60デシベル
第二種区域（Ⅱ） 既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	65デシベル	60デシベル
その他の区域	70デシベル	65デシベル

- 注) 1 第一種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
- 2 第二種区域（Ⅰ）
近隣商業地域、商業地域、準工業地域
 - 3 第二種区域（Ⅱ）
工業地域、工業専用地域

第4節 悪臭対策

悪臭防止法は、昭和47年5月の施行時、規制する悪臭物質は、アンモニア等5物質でした。その後の改正により、昭和51年8月に二硫化メチル等3物質、平成元年9月にプロピオン酸等4物質、平成5年6月にトルエン等10物質が追加され、22物質となりました。さらに、平成6年4月の改正により、メチルメルカプタン等4物質について排水中における規制基準が設定され、平成7年4月から適用されることになりました。悪臭防止法に基づく規制基準は表2-4-1のとおりです。

平成14年度から平成19年度までの総苦情件数に占める悪臭苦情件数は、表2-4-2のとおりで、平成19年度は、公害苦情件数378件のうち67件17.7%を占めています。また、臭気の種類は、表2-4-3のとおり薬品臭、有機溶剤臭、焼却臭で全体の50.7%を占めています。

悪臭の苦情は感覚的被害であることが多く、悪臭防止法で規制されている22物質以外の臭気による苦情も多く発生しています。また、悪臭の完全な対策は高度な技術的設備を要し、高額な費用がかかることが多く、小規模事業者にとって、多大な負担となることから、なかなか対策が進まず、苦情が解消し難いケースもあるのが現状です。

本市においては、昭和62年5月に東大阪市悪臭公害防止指導要綱を制定し、臭気濃度による指導を行っています。

第5節 土・地盤の安全性を確保する

[1] 地盤沈下の概要

(1) 地形

東大阪市の地形は、面積約62km²で東部には生駒山（標高642.27m）をもつ生駒山地と小扇状地があり、西方は大阪平野がひろがっています。この平野部は3～6世紀にかけては入海で、旧大和川からの土砂の堆積があり、次第に平地になってきたものです。また、旧大和川とその支流のつくりだした氾濫原であったために、山麓を除いて概ねOP（大阪湾最低潮位：海拔+1.3m）2～8mの河川洪水面下の低湿な平坦部でした。現在、この平坦部は約51km²で、その大部分（45km²）は3°以下の緩傾斜地です。

気象は瀬戸内海性気候で、比較的温暖で降雨量は年間平均1,500mm前後あります。また、大和川の付け替えにより、東大阪地域を流れる河川の懐が浅くなり、保水性が少ないために、ため池が発達していました。

(2) 沈下の原因

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰採取によって地下水位が低下し、これに伴って、軟弱な粘土層が圧密沈下することによって生じることが、これまでの地下水位、揚水量、沈下量の経年変化、深層ボーリング等の調査で解明されています。3～6世紀に入海であった場所に積もった土砂は、緩やかに圧密沈下を生じます。しかし、大和川の氾濫によりその上に土砂が供給されました。大和川の付け替え以後、土砂の供給もなくなりましたが、低湿地であったため、17～19世紀に地下水汲み上げが盛んになりました。近年、揚水型農工業の発達と、市街地化が飛躍的に進み、地下水の過剰汲み上げと涵養不足により地盤が沈下しました。

[2] 地盤沈下の測定のしくみ

東大阪地域の地盤変動調査については、まず、毎年国土交通省国土地理院所管の水準測量標及び測量成果による基準水準点「F21（茨木市大字福井）」、「国分原標（柏原市国分市場）」、「上町原標（大阪市中央区大手前）」、「泉南原標（泉南市信達牧野）」を不動の点と定め、国土地理院、大阪府、大阪市、堺市、守口市、枚方市及び東大阪市の実施する測量結果を検証して確定します。この調査については、国土交通省国土地理院、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、枚方市、守口市、兵庫県、尼崎市、西宮市と連携して実施しており、平成11年度より毎年調査から隔年調査となっています。

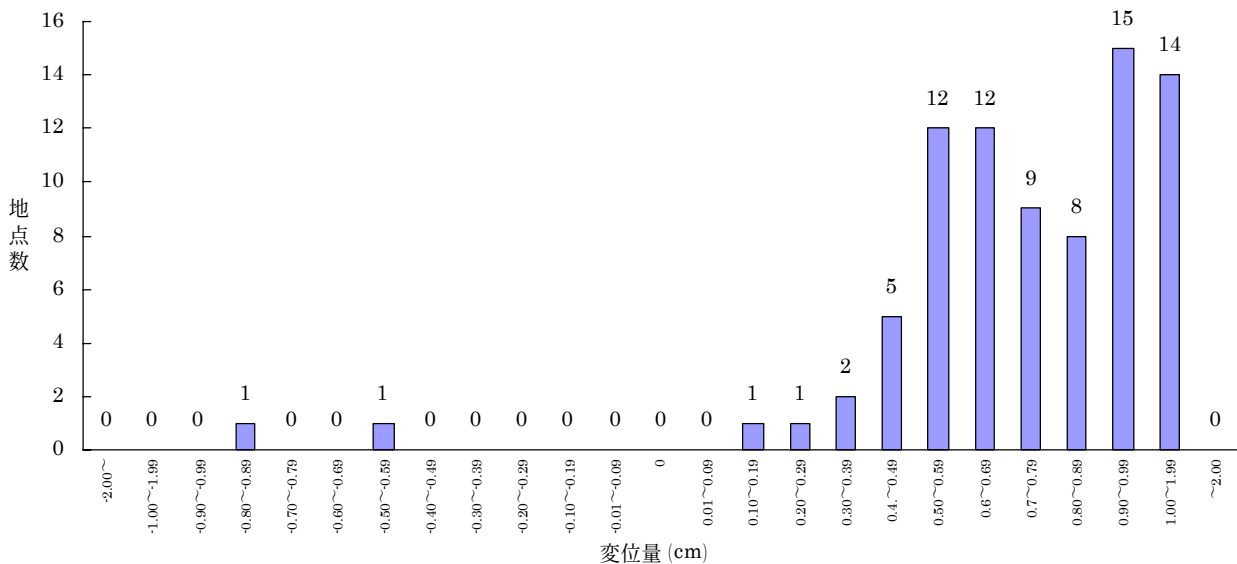
[3] 地盤沈下の状況

(1) 水準測量の結果

平成19年12月21日～平成20年3月31日に総延長距離52.6kmの市内精密測量を実施（本市下水道部所管）し、総観測地点99地点のうち81地点で観測成果が得られました。調査

の結果は、図2-5-1、表2-5-1、-2に示すとおりで、沈下地点は2地点、隆起地点は79地点、変動なしは0地点でした。

このうち1cm以上の沈下はなく、最大沈下地点は日下第一公園（日下町7-2-23）の-0.86cm、最大隆起地点は城東工業高等学校（西鴻池町2-5-33）の+1.22cmでした。2年間平均変動量は+0.73cmと前年の沈下から例年の隆起に転じており、微少量の変動であり比較的安定しています。



平成19年度地盤変位分布図

(2) 経年変化

昭和40年代に記録した年間数十cmにのぼる地盤沈下地点も、近年は地下水の汲み上げ規制により沈静化を示しています。図2-5-3に代表的な地点の地盤変位状況を示しました。昭和50年代に入ってから、大きな変動は少なくなり、隆起・沈下を数年の周期で繰り返す傾向にあります。

[4] 地下水位の状況

地盤沈下の状況をより科学的に把握するため大阪府では、本市域内に2ヵ所の地盤沈下観測所を設置し、地下水位を常時観測しています。

平成19年度の地下平均水位と地盤変位量の観測結果について、長瀬観測所（大蓮東2-12-8長瀬東小学校地内）では、管頭（観測井の管天端）下水位21.54mと前年に比べ1.11m上昇し、同観測所内の地盤観測結果は0.26mmの沈下でした。

鴻池観測所（南鴻池町1-3-18成和小学校敷地内）の①管深度100m観測井では、管頭下水位が12.08mと前年に比べ0.28m上昇し、②管深度200m観測井では管頭下水位が8.22mと前年に比べ0.27m上昇でした。同所近傍の平成19年度地盤沈下の測定（№43）結果は、0.97cm隆起となっています。

当該観測所の観測値経年変化は図2-5-4のとおりです。

地下水位の推移（平均推移）

管頭下：m

	長 瀬 観 測 所		鴻 池 観 測 所	
	150m観測井	地盤変位量	①100m観測井	②200m観測井
13年度	30.80	-0.32mm	12.98	9.14
14年度	29.74	-0.31mm	12.69	9.02
15年度	28.58	+1.58mm	12.53	9.02
16年度	27.27	+2.48mm	12.65	9.11
17年度	26.01	-0.66mm	12.57	8.76
18年度	22.65	+1.28mm	12.36	8.49
19年度	21.54	-0.26mm	12.08	8.22

[5] 地盤沈下の対策

地盤沈下は、粘土層（不透水層）に挟まれた帯水層から地下水を過剰に汲み上げることによって帯水層の水圧が低下し、帯水層へ水が排出された粘土層は上部地層の荷重で収縮（粘土層の圧密）し、それに伴い地表面も沈下して発生します。

市域の地下水採取量は、昭和41年の日量6万5千m³をピークに漸減し、昭和46年頃から日量1万m³、昭和52年頃より日量5千m³、昭和57年より日量2千m³程度を前後しています。

市域では東側山麓部を除き、昭和41年6月に工業用水法の指定地域となり、製造業、電気・ガス・熱供給業の用途の地下水使用について、揚水量や採取深度規制が行われています。昭和45年9月には許可基準を満足しない既設の工業用井戸の使用が禁止されました。

これらの代替水源としての大阪府工業用水道は、本市においては昭和45年に第四次工業用水道まで布設整備されています。

また、大阪府公害防止条例に基づく水道事業用地下水採取規制により、本市水道局水道水源も地下水採取が昭和57年に停止されました。

さらに、昭和48年に東大阪市公害防止条例に基づき地域、用途、揚水設備の技術的基準等による地下水の採取を規制する地下水保全対策を実施しました。

これらの施策の実施により、次第に地下水位が復元しはじめ、昭和50年代の水準測量結果は、全般的に上昇が続きました。昭和60年頃からは地下水位の上昇も限界に達したと考えられ、地下水位観測や水準測量結果における地盤変位が小幅に収束する、安定化した傾向を示しました。

このように地下水位の低下と地盤沈下は、密接な関係を示すことから、地下水採取規制を続けるとともに、地下水位の監視や水準測量体制を維持し、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会を通じ国土地理院、大阪府及び関係機関と連携を図りつつ、環境情報の交換と収集に努めていきます。

第6節 有害化学物質等に対する安全性を確保する

ダイオキシン類は、物の燃焼過程で非意図的に生成される有害な有機塩素化合物で、近年、その大気汚染が社会的な問題となっています。健康への影響を未然に防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月に施行されました。同法でダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義し、大気、水質、土壌についての環境基準が設定されました。また、大気及び水質について規制の対象となる特定施設が指定され、各々の施設ごとに大気排出基準及び水質排出基準が定められました。

[1] ダイオキシン類の監視の状況

ダイオキシン類の監視は、平成9年度から継続していますが、平成19年度も大気環境、水質環境（河川水）及び底質環境の測定を行いました。大気環境の測定場所を西保健センターから、環境衛生検査センターに変更しました。

調査結果は、表2-6-1のとおりで大気環境は環境衛生検査センターで年平均値0.046pg-TEQ/m³、旭町庁舎0.047pg-TEQ/m³と環境基準は満足していました。河川水は、第二寝屋川の新金吾郎橋で、0.13 pg-TEQ/Lと環境基準以下でしたが、恩智川の南新田1.2pg-TEQ/L、同三池橋で2.3pg-TEQ/Lと環境基準を超えていました。底質は、三池橋で15.0pg-TEQ/g、新金吾郎橋で1.7 pg-TEQ/gと環境基準以下でした。今後も環境監視を継続するとともに、大阪府及び関係市と連携して調査を実施します。

[2] ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制・届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況は表2-6-2のとおりです。

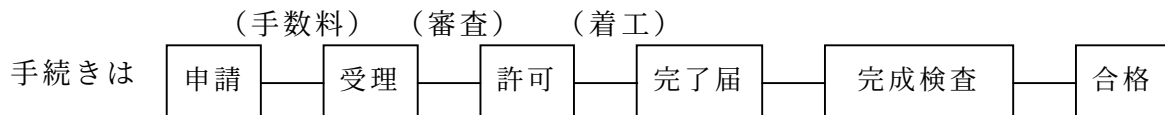
大気基準適用施設として、廃棄物焼却炉7事業所で18施設、水質基準対象施設として、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設3事業場13施設、下水道終末処理施設2事業場2施設が規制の対象となっています。

これらの事業所に対しては立入調査を行い、排出ガスに係る基準及び排水に係る基準の遵守、排出ガス、排水、燃え殻、ばいじんのダイオキシン類濃度測定等について指導し、必要に応じて測定を実施しています。

第7節 環境の状況を把握する

[1] 指定工場等設置許可の状況

東大阪市生活環境保全等に関する条例により、規則で定められた工場、事業場（以下「指定工場等」という。）を新たに設置する場合や、指定工場等の機械設備の増設、建屋の増改築等の変更をする場合は、許可を受けなければなりません。



の手順になっており、この申請に基づき騒音振動・大気・水質・地下浸透防止、その他規定された事項について公害の防止が適切であるかどうかの審査を行っています。平成19年度の許可件数は設置許可96件、変更許可86件の合計182件です。設置許可については工場、倉庫、駐車場が85件で89%を占め、変更許可については、工場の変更が71件で83%を占めています。過去5年間の指定工場等許可申請の受理、許可、合格件数の経年変化は次表のとおりです。

なお、環境管理の国際規格（ISO14001s）等の取得に伴う指定工場等許可申請の割合が増加しています。

指定工場等許可申請の受理、許可、合格件数の経年変化

年 度	受 理	許 可	設 置 許 可						変 更 許 可						合 格
			計	工 場	倉 庫	駐 車 場	貸 工 場 等	そ の 他	計	工 場	倉 庫	駐 車 場	貸 工 場 等	そ の 他	
15	212	205	132	46	49	18	9	12	71	44	10	0	2	15	154
16	163	162	95	29	48	11	3	4	67	50	6	3	0	8	119
17	201	183	84	26	32	13	9	4	99	66	13	4	2	14	137
18	200	200	106	35	49	12	5	5	94	62	8	8	3	13	130
19	182	182	96	35	32	18	9	2	86	71	8	3		4	129

[2] 地下水採取許可の状況

東大阪市生活環境保全等に関する条例においては地盤沈下を防止するため揚水設備による地下水の採取が規制されていますが、ただし書きによって規則で定める地域内及び用途、技術的基準に適合する場合にあっては申請による許可を受けることができます。

規則で定める地域は概ね恩智川以西（鷹殿町を除く）の1区域と旧国道170号線以西の2区域、旧国道170号線以东の4区域とそのなかの工業用水敷設地区の3区域の計4区分としています。また、地下水採取用途は水稻栽培用、農林水産用、温泉用、環境用、非常用、工業用等とし、技術的基準には揚水機の吐出口の断面積、井戸のストレーナーの位置、井戸の深さの規定が設けられています。

地下水採取許可件数【東大阪市生活環境保全等に関する条例】

年度	許可	水稻栽培用	農林水産用	温泉用	環境用	非常用	非常用のほか(3)	工業用	非常・工業用のほか(4)
H19	1	1							
H18	5	1		2			1	1	
H17	3		3						
H16	5		4	1					
H15	6		6						
H14	2		1	1					
H13	2		1	1					
H12	4		2	2					
H11	5		3	1					1
H10	2		2						
H9	3			1		1			1
H8	6		5						1
H7	2		2						
H6	1		2						
H5	2		1						1
H4									
H3									
H2	2		2						
H1	3		3						
S63	13		13						
S62	2		2						
S61									
S60	3		2						1
S59	8		8						
S58	1		1						
S57									
S56	4		4						
S55									
S54	3		3						
S53	5		5						

[3] 条例改変の経過

昭和48年10月施行の「東大阪市公害防止条例」は、平成13年3月、新たに都市・生活型公害や、地球環境保全など生活環境を保全するなかで対応すべき課題をうけ、条例の目的、総則部分を改正し、名称を「東大阪市生活環境保全等に関する条例」と変更しました。

以下については旧・新条例、施行規則の改正・見直しについて主要な事項を示します。

- S48/4 ・「東大阪市公害防止条例」制定
- S48/10 ・「東大阪市公害防止条例」施行
- S51/10 ・上位法との規制基準整合(燃料基準、排水基準、騒音、振動)等
- S51/11 ・有害物質等による地下浸透の防止規制追加
- S52/2 ・指定工場等の立地規制の一部解除(倉庫等)
- S53/4 ・振動規制法制定、府条例施行規則改正に伴う特定施設変更、規制基準新設
- H3/3 ・指定工場等の変更許可要件の簡素化
・地下水採取規制の用途・技術的基準の規定整備(農林水産用・温泉用・飲料用)
- H4/3 ・刑法改正に伴う罰則規定金額の変更
- H5/3 ・自動車駐車場の規定変更(600m²→500m²)
- H9/3 ・指定工場等の立地規制の全面解除
・既設工場承継禁止規定の解除
・地下水採取規制の一部解除(非常用・環境用・温泉用等)
- H13/3 ・「生活環境保全等に関する条例」へ名称変更
・目的・総則の全面改正
・公害対策審議会を環境基本条例の環境審議会へ移行し一元化
- H13/6 ・上位法との規制基準整合(騒音・振動基準:デシベル・用途地域等)
- H13/7 ・商法改正に伴う承継事由に法人「分割」の追加
- H15/4 ・入居者限定貸工場建物構造基準見直し施行
・恩智川以西地域の水稲栽培用地下水採取規制見直し施行

[4] 環境衛生検査センターでの検査実施状況

環境衛生検査センターが整備されたことにより、公害行政と保健所衛生行政に係る検査業務を一括して実施することになりました。

しかし、公害の環境調査にかかる検査業務については、環境関係の施策・対策を講じる基本となるもので、新規の化学物質や有害大気汚染物質等における調査必要項目等、現場での採取から一貫した精度管理を必要とする業務であり、これまでと同様に公害対策課と検査部門の環境衛生検査センターとによる共同体制で対応しています。

平成19年度に実施した水質関係の調査分析は499検体7,688項目で、公共用水域等の環境調査検体は166検体4,728項目、工場排水や苦情調査等については58検体1,579項目でした。また、水質検査業務における信頼性確保のための精度管理調査について275検体1,381項目を実施しました。

有害大気汚染物質調査では、以前より精度管理基準が導入されており、二重測定、下限値精度測定で、計305検体1,121項目の調査を実施しました。

その他の調査として酸性雨調査が112検体1,234項目、パッシブサンプラーによる大気中の窒素酸化物調査が160検体480項目を、その他苦情等に係る土壌検体や大気検体35検体662項目で、この内精度管理調査として実施したのは40検体559項目でした。

実施した分析項目の種類及び件数は別表に示すとおりで、水質、大気、土壌その他の調

査で、延べ236種類の検査について1,106検体11,185項目でした。(表2-7-1、-2)

[5] 委託分析

特殊な設備、技術及び人体制を必要とする分析については、次のとおり外部委託により、実施しました。

(1) 公共用水域水質調査

水質汚濁防止法の測定計画による公共用水域水質調査で、環境基準点1、準基準点3を含む10地点において年間48回の夜間も含む通日採水により調査するもので、平成19年度も採水から一括して1,596項目の調査を委託しました。

なお、有害重金属物質等19項目と農薬10物質の計1,240項目の検査については環境衛生検査センターで担当しています。

(2) 工場・事業場の規制指導に係る水質等の委託分析

水質の規制指導に係る分析業務は、基本的に環境衛生検査センターで実施していますが、クロスチェックや対応できない項目の分析、一時期に検体が重なり対応できない業務について、平成19年度では45検体241項目の分析を委託しました。

(3) 工場・事業場の排ガス・悪臭等の測定分析

特殊な機材や技術及び煙突等高所作業を必要とする排ガス等の測定分析について、専門業者に委託するもので、平成19年度では硫黄酸化物7検体、ばいじん7検体、窒素酸化物7検体、塩化水素7検体、アスベスト8検体、ダイオキシン類4検体、炭化水素類14検体、ホルムアルデヒド9検体、臭気濃度14検体、酢酸エチル7検体、トルエン10検体、キシレン10検体、特定悪臭物質48検体について計152検体の分析を委託しました。

(4) 有害大気汚染物質モニタリングの委託分析

有害大気汚染物質調査分析では多種類の分析を同時期に実施するため、平成19年度ではハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料について重金属類5物質とベンゾ〔a〕ピレンを、揮発性有害物質として9物質の分析を委託しました。

(5) ダイオキシン類の委託分析

ダイオキシン類の分析は、特殊な機器設備体制を必要とするため、環境大気2地点4回の計8検体、河川水質9検体、底質2検体の計19検体の分析を委託しました。

(6) 騒音に係る環境基準達成状況調査

道路に面する地域として市内の主要幹線道路沿道7地点、道路に面しない地域として市内15地点の騒音に係る環境基準達成状況調査を委託しました。

第8節 その他の環境保全対策を進める

[1] 苦情の発生状況の概要

本市は、全国的にも有数の中小企業のまちであり、平成18年度の事業所統計調査では、事業所数27,705で、そのうち製造業が7,388、卸売・小売業が7,152、飲食店・宿泊業が3,379です。また、従業員数が1～4人の事業所が16,747で60.4%を占めています。

これらの事業所は、住居と混在しながら、ほぼ市内全域に散在しており、公害苦情が発生しやすいまちの形態となっています。

(1) 苦情受付状況

平成19年度の苦情受付件数は、378件で、公害の種類別では騒音132件（34.9%）、大気汚染92件（24.3%）、悪臭67件（17.7%）で、全体の77.2%を占めています。

最近10年間の苦情受付平均件数は約380件で、ほぼ横ばいの状況です。

解体工事等の建設工事に対する苦情の増加、工場跡地への住居の進出により住工混在がより一層進んでいる現状では、今後も苦情が減少する可能性は少ないと考えられます。

（表2-8-1、図2-8-1）

(2) 用途地域別受理件数

住居系の地域が最も多く203件で全体の53.7%を占め、次いで工業系の地域が140件（37.0%）、商業系の地域30件、その他が5件となっています。（表2-8-2）

(3) 被害の種類別受理件数

感覚・心理的な被害が最も多く359件で全体の95.0%となっています。（表2-8-3）

(4) 発生源別受理件数

製造業が126件（33.3%）、建設工事関係が116件（30.7%）で、建設業と製造業で苦情件数の約64.0%を占めています。（表2-8-4）

[2] 苦情処理状況の概要

平成19年度は、前年度からの繰越分317件と平成19年度受付の378件を合わせた695件を取り扱いました。このうち解決した件数は500件であり、解決率は71.9%で、残りの195件は平成20年度に繰り越しました。（表2-8-5、図2-8-2）

第3章 潤いとやすらぎのあるまちづくり ―快適な都市環境の確保―

本市では、『まちの美化』推進のため、「東大阪市の環境保全に関する基本条例(昭和48年制定、平成13年廃止)」の良好な環境の確保に関する基本的施策に基づき、昭和50年「東大阪市空地の適正管理に関する条例」を制定し、空地の適正管理について必要な事項を定めるとともに、快適で美しいまちづくりを推進することを目的に、平成9年「東大阪市まちの美化推進に関する条例」を制定し、良好な都市環境を確保することに努めてきましたが、平成13年「東大阪市の環境保全に関する基本条例」が廃止され、新たに「東大阪市環境基本条例」が施行されたため、平成15年3月には、近年の社会的問題ともなっている落書など『まちの美化』阻害に対応するため、条例の目的にこれらを加え、罰則を設ける一部改正を行い、さらに平成19年3月には、飼い犬のふんの回収を義務づけ、命令に違反した者に対しては過料を科すなど、更なる『まちの美化』推進に努めています。

[1] 不法投棄対策

平成15年4月、環境部に美化推進課を新に設置し、多発するまちの不法投棄ごみ問題に迅速に対応するとともに不法投棄防止のため、職員による啓発指導及び、市内巡回パトロール、市民からの不法投棄ごみの通報による受付などを行っています。

(1) 不法投棄ごみの処理状況

	処 理 件 数		計	可燃ごみ 処理量(t)	不燃ごみ 処理量(t)	資源ごみ 処理量(t)	計	看板撤去
	パトロール	電 話						
平成17年度	2246	1672	3918	160.67	362.32	2.44	525.43	28
平成18年度	3146	1445	4591	138.32	361.95	1.72	501.99	23
平成19年度	3479	1304	4783	153.52	354.34	1.23	509.09	0

(2) 不法投棄追跡調査

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指導件数	8	9	4

美化推進課では、一般不法投棄ごみを収集するだけではなく、不法投棄者を特定するための調査を行い、地域内の方々、所轄警察署の協力を求めながら追跡調査を行っています。

不法投棄者が判明すれば、美化推進課に来庁を求め、指導及び誓約書、投棄した不法投棄に係る費用等の徴収を行っています。またケースにより犯罪として警察案件となる事もあります。

(3) まちの美化啓発

市内在住及び勤務者の方々への、まちの美観に関心事とし深めていただくため市内自治会、ボランティア団体、市議会議員の方々及び関係部局職員の協力を求め、市内公園における「落書きをなくすキャンペーン」や駅前における「ポイ捨てゴミ禁止のキャンペーン」等も行い、周辺清掃及びグッズ配布等も行っています。

また関係部局職員、各所轄警察署と連携した夜間パトロールの実施も行い、まちの美観の保持に努めています。

[2] 地域清掃

まちの美化を推進するには、市民の協力が不可欠です。このため市内の自治会やボランティア等の団体の方々にまちの地域清掃を呼びかけ定期的に清掃を実施していただいています。

美化推進課では地域清掃で収集されたごみについては、迅速に処理を行うため、「地域清掃実施計画書」を提出していただき対応を図っております。

地域清掃ごみ処理件数及び収集量

	清掃箇所数	処理量
平成17年度	547ヵ所	105.34t
平成18年度	668ヵ所	119.13t
平成19年度	752ヵ所	120.85t

収集は財団法人東大阪市環境保全公社に委託

[3] 空地の適正管理

「東大阪市空地の適正管理に関する条例（昭和50年制定）」により、空地の所有者や管理者の方々に、これらの空地が不良状態にならないように適正な管理を啓発するとともに、草刈機の貸出しや、草刈業者の斡旋などを行い、空地の適正管理を図っています。

空地の適正管理状況

		東地区	中地区	西地区	合計	解決率(%)
平成17年度	受付件数	21	10	21	52	79.0
	解決件数	16	6	19	41	
平成18年度	受付件数	20	13	17	50	88.0
	解決件数	18	12	14	44	
平成19年度	受付件数	22	13	15	50	84.0
	解決件数	18	10	14	42	

市民の方々から寄せられる苦情内容は年々多様化しており、その苦情に応じた訪問・電話・文書等で適正管理を指導しています。昨今、市外居住者等が所有しているケースが多く見受けられるようになり、市外の所有者に対して電話連絡がつかない場合は、文書で適正な管理を促しています。またこのような啓発指導に努めていくなか、所有者自身による自発的な管理も行われ意識も高まってきています。

草刈機の貸出状況

	件数	台数
平成17年度	27	67
平成18年度	29	72
平成19年度	34	86

第4章 環境への負荷の少ないまちづくり ―循環型社会の構築―

第1節 一般廃棄物対策

ごみ処理事業は市民の健康で快適な生活を維持するために一日も欠かすことのできない事業であり、市民生活に最も密着した行政の一つです。

近年、ごみの量的増大、質的多様化に伴い「ごみ問題」がクローズアップされており、現在の社会経済構造である、大量生産・大量消費・大量廃棄の資源消費型社会の問題の解決に向けて、循環型社会の構築を図ることが重要な課題となっています。

国においては平成3年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を全面改正し、ごみの適正な処理のため新たな体系の整備を図りました。平成12年には環境基本法の理念に則り、「循環型社会形成推進基本法」を制定し循環型社会の形成に関する基本的施策を示し、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年）（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（平成10年）（家電リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年）（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年）（グリーン購入法）」の資源循環に関する実効法を制定し、物品の購入・使用・廃棄・循環・生産という循環型社会の構築を目指しています。

本市においても平成5年に従来の「東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例」を制定し、ごみの減量化についての施策を進めながら、ごみの適正処理をより積極的に図ることとしています。平成18年3月には「東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」第3期の中間見直しを行い、平成18年度から平成27年度の10年間の第4期計画を策定し、循環型社会の構築のため、平成27年度にごみの30%の減量を目指すこととしました。

現在、「家庭ごみ」の他、「あきかん・あきびん」の収集、「ペットボトル」の店頭等での拠点回収、「白色トレイ」の一部公共施設での回収に加え、東部地域とモデル地域において「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」「古紙・古布」の分別収集を行っていますが、ごみの30%の減量のため、今後さらに資源の回収などを拡充していく必要があります。そのため、この取り組みのうち、「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」については平成22年度までに全市で分別収集を行う計画をたて、平成18年度は東大阪市自治協議会などと調整を行い、平成19年10月より東部地域で収集を開始しました。

本市では、分別収集を拡充していただくだけでなく、市民一人ひとりが「循環型社会の構築」への関心を高め、まちぐるみの減量・資源化運動に取り組んでいくため、地域説明会などの開催を通じ、市民との協働のもと、「環境にやさしいごみを出さないまち東大阪（循環型社会の構築）」の実現を目指していきます。

① 家庭ごみ（可燃物）

家庭の日常生活に伴い生じる「家庭ごみ」については、週2回の定曜日で収集しています。収集された家庭ごみは東大阪都市清掃施設組合（水走の焼却場）に搬入後焼却されて、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場（以下フェニックス

と呼ぶ)に搬入され埋め立てられています。

区分	一般ごみ (t)					
年度	直営	委託業者	許可業者	自己搬入	環境保全公社	小計
平成17年度	82,044	24,193	97,107	5,861	1,560	210,765
平成18年度	80,973	23,952	96,177	5,480	1,500	208,082
平成19年度	71,192	30,702	92,536	5,219	1,453	201,102

区分	粗大ごみ (t)				
年度	直営	委託業者	自己搬入	環境保全公社	小計
平成17年度	961	195	1,688	6,660	9,504
平成18年度	1,647	480	1,750	6,325	10,202
平成19年度	1,470	590	1,766	5,653	9,479

平成17年11月収集開始した「不燃の小物」含む

区分	資源ごみ (t)					
年度	直営	委託業者	許可業者	自己搬入	環境保全公社	小計
平成17年度	4,151	1,089	634	8	478	6,360
平成18年度	4,288	1,075	322	7	484	6,176
平成19年度	4,364	1,333	234	6	487	6,424

区分	総合計 (t)					
年度	直営	委託業者	許可業者	自己搬入	環境保全公社	小計
平成17年度	87,156	25,477	97,741	7,557	8,698	226,629
平成18年度	86,908	25,507	96,499	7,237	8,309	224,460
平成19年度	77,026	32,625	92,770	6,991	7,593	217,005

家庭系ごみ	17年度	18年度	19年度
1日平均排出量 (総合計t/年度日数)	328	326	316
1世帯当たり1日平均排出量 (1日平均排出量/世帯数) g	1,463	1,455	1,401
1人当たり1日平均排出量 (1日平均排出量/人口) g	639	635	618

注 年度日数は365日、世帯数と人口は各年度10月1日現在 (住基+外登)の数値による

② 生ごみ処理機器の購入補助金について

家庭から排出される生ごみを減量することを目的とし、生ごみ処理機器を購入された市民に購入金額の半額 (電動式生ごみ処理機は上限20,000円、生ごみ処理容器は上限3,000円)を補助しています。

電動式生ごみ処理機購入補助金交付事業 (平成12年4月開始)		
年度	補助台数	交付額
17年度	146台	2,846,700円
18年度	98台	1,884,800円
19年度	72台	1,420,300円

東大阪市生ごみ処理容器購入補助金交付事業 (平成4年6月開始)		
年度	補助台数	交付額
17年度	8台	166,30円
18年度	3台	6,770円
19年度	10台	15800円

③ あきかんプレス機の貸し出しについて

あきかんプレス機を貸し出すことにより、あきかんの資源化を促進し、団体が実施する回収作業の効率化を目的として、平成3年11月に開始しました。

平成19年度末には、足踏み式あきかんプレス機を73台、電動式あきかんプレス機を42台貸し出しています。

④ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の分別収集については、平成14年10月に概ね50世帯以上の集合住宅を対象としたモデル地域において開始しました。その後モデル地域の対象地域を自治会にも広げ、収集地域の拡大に取り組んできました。収集されたプラスチック製容器包装については、業者でリサイクルされています。

現在は、「東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成22年度までに、全市での「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」の分別収集を開始することを計画しています。

平成18年度は、モデル地域の検証のうえ、東大阪市自治協議会環境循環部会に分別収集方法やスケジュールなどの説明・協力依頼を行い、これを受け同常任理事会において、分別収集の開始に向け取り組んでいくことが決定されました。その後、東部地域での分別収集の開始にあたり、各連合会・自治会において主旨の説明や資源ステーションなどの調整を行い、併せて住民説明会及び排出指導を実施して平成19年10月に開始しました。

年度	プラスチック製容器包装収集量
17年度	286t
18年度	445t
19年度	912t

⑤ ペットボトル

ペットボトルについては、平成9年10月にスーパーマーケット、大型小売店、公共施設等を回収拠点として拠点回収を開始しました。その後、平成17年6月からは自治会や概ね50世帯以上の集合住宅を対象としたモデル地域において分別収集を開始しています。収集されたペットボトルについては、業者でリサイクルされています。

現在は「東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、「プラスチック製容器包装」とともに、平成22年度までに、全市での分別収集を計画しています。

年度	ペットボトル収集量		
	拠点回収	モデル地域での分別収集	計
17年度	459t	37t	496t
18年度	469t	84t	553t
19年度	472t	166t	638t

⑥ 古紙・古布

「新聞」、「雑誌」、「ダンボール」、「その他紙製容器包装」、「古布」の5品目については、平成15年5月に自治会など対象としたモデル地域において分別収集を開始していま

す。収集された古紙・古布については、業者でリサイクルされています。

年度	古紙・古布収集量					
	新聞	雑誌	ダンボール	その他紙製容器包装	古布	計
17年度	395t	158t	67t	12t	40t	672t
18年度	397t	168t	63t	11t	44t	683t
19年度	369t	161t	53t	9t	42t	634t

⑦ 再生資源集団回収奨励金、飲料用紙パック回収奨励金について

日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再生可能な資源（古紙・古布等）の集団回収を自主的に行う地域住民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともにごみ問題の意識向上を図ることを目的として、平成3年に開始しました。その後平成9年に飲料用紙パック、平成15年にはリターナブルびんの回収を行う地域住民団体に対しても、奨励金を交付しています。

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付事業			
品目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
新聞	11,393t	11,479t	11,252t
雑誌	3,274t	3,214t	3,155t
ダンボール	2,156t	2,150t	2,078t
古布	760t	761t	800t
アルミ缶	108t	122t	139t
リターナブルびん	24t	26t	17t
合計	17,716t	17,753t	17,441t
奨励金	106,248,586円	106,462,785円	104,921,088円

※新聞・雑誌・ダンボール・古布・アルミ缶については、1kgあたり6円、リターナブルびんについては1kgあたり4円の奨励金を交付しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計や金額が一致しない部分があります。

東大阪市紙パック回収奨励金交付事業			
品目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
飲料用紙パック	249t	185t	179t
奨励金	1,491,228円	1,112,136円	1,075,023円

※紙パックについては、1kgあたり6円の奨励金を交付しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、金額が一致しない部分があります。

⑧ 白色トレイの分別収集

白色トレイについては、平成12年4月に、環境教育の一環として一部の市立小学校を回収拠点として拠点回収を開始しました。収集された白色トレイについては、業者でリサイクルされています。

年度	白色トレイ収集量
17年度	0.5t
18年度	0.3t
19年度	0.3t

⑨ 廃蛍光管・廃乾電池の拠点回収

廃蛍光管・廃乾電池については、平成17年10月に市内の電器店などの回収協力店を回

収拠点として拠点回収を開始しました。収集された廃蛍光管・廃乾電池は業者でリサイクルされています。

年度	廃蛍光管・廃乾電池収集量		
	廃蛍光管	廃乾電池	計
17年度	7t	3t	10t
18年度	17t	9t	26t
19年度	18t	10t	28t

⑩ 各種組織

○環境リサイクル事業検討プロジェクト

一般廃棄物行政の今後のあり方について調査・研究を行うとともに、具体的な施策に反映させ、環境行政の推進をはかることをもって、市民サービス及び市民福祉の向上に寄与することを目的とし、平成19年11月に現場職員を中心としたメンバーで設置しました。

○東大阪市民ごみ減量推進委員会

ごみ総量の抑制と減量を図ることを目的とし、ごみの減量化・再資源化のための全市民的運動の展開、啓発の推進、環境教育の推進、ごみ減量にかかる中長期的な基本方針策定への反映等に取り組むため、平成4年1月に設置しました。

○東大阪市再生資源集団回収推進協議会

ごみの減量化及び資源の有効利用等を推進することを目的として、平成4年5月に設置しました。この協議会は、集団回収事業を円滑に推進するための諸施策の検討及び調査研究、集団回収事業を促進するための各種啓発、本市における集団回収取扱い業者の実態把握及び回収品目並びに回収量の計数把握を行うことを主な事業とし、登録団体、再生資源回収業者、行政で構成しています。

○東大阪市地域ごみ減量推進協議会

ごみの減量の推進、その他清潔なまちづくりを推進し、快適な地域の環境作りを図ること等を目的とし、平成5年7月に設置しました。東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づき委嘱された地域ごみ減量推進員で構成されています。

○東大阪市地域ごみ減量推進会議

地域におけるごみの減量の推進、その他清潔なまちづくりを行うことを目的とし、平成5年7月に設置しました。地域ごみ減量推進員である自治会長を中心とし、概ね50世帯に1人の割合で選任された地域ごみ減量協力員で構成されています。

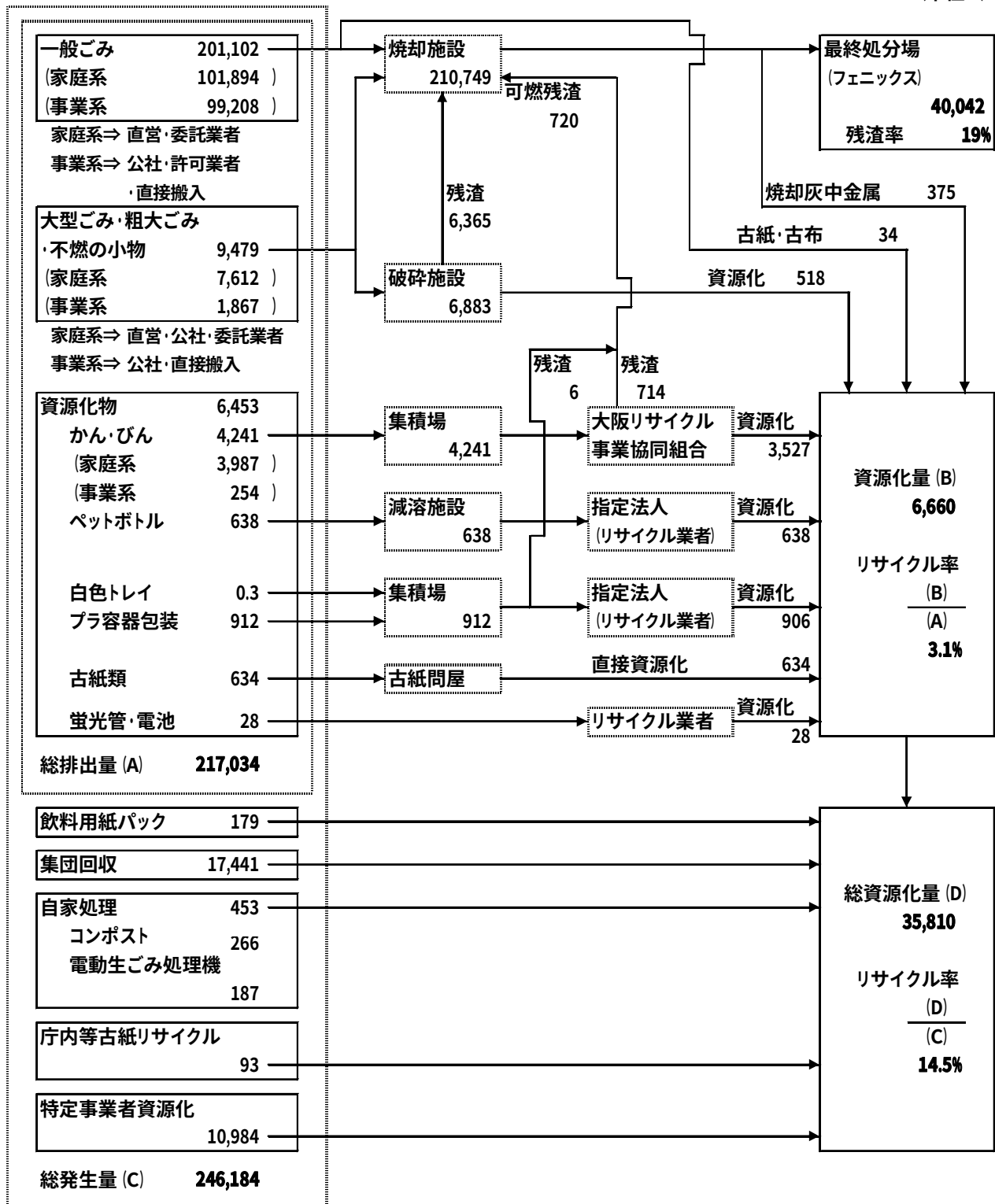
○東大阪市民環境フェスティバル

循環型社会の構築及び環境の保全について啓発することを目的とし、市民・事業者・行政等で組織する実行委員会で開催しています。

時	平成19年6月2日
場所	東大阪市役所及び周辺
参加者	8,000人

⑪ 平成 19 年度ごみ処理の流れ（単位：トン）

(単位:t)



平成 21 年 1 月現在

第2節 し尿処理対策

し尿行政を取り巻く環境は、公共下水道の進捗や浄化槽の普及により水洗化が進んでいる中、なお、し尿処理や浄化槽汚泥の処理は市民にとって日常生活の密接な問題である。

本市のし尿収集運搬の地域で、A・B地域は民間業者にC・D・E・F・G地域は（財）東大阪市環境保全公社に委託しており、月2回の定期的・計画的収集により行政格差のない良好な市民サービスの提供に努めている。

し尿の終末処理については、昭和49年8月1日に隣接する大東市と共同で東大阪市・大東市清掃センター（一部事務組合）を設立し処理にあたっている。近年、公共下水道の進捗に伴い処理対象のし尿が減少していることなどから、これまでの、し尿処理場内で終末処理する方式から、し尿等を流域下水道に直接投入して処理するシステムに変更する、し尿等下水道放流施設の建設を、平成17年12月に新田事業所、平成18年1月に東事業所ともに行い、東大阪市から発生する、し尿等については、東事業所で放流を行っている。

〔1〕 し尿収集量

年度	年間投入量 kl	月平均 kl	1日平均 kl	1世帯（1日当たり）kl
平成16年度	32,167.8	2,680.7	88.1	8.5
平成17年度	26,845.6	2,237.1	73.5	8.5
平成18年度	18,254.0	1,521.2	50.7	6.9
平成19年度	15,111.2	1,259.3	41.3	6.4

〔2〕 浄化槽汚泥処理

本市の下水道放流施設は、現在、東大阪市・大東市清掃センターが運営する「新田事業所」と「東事業所」の2施設であり、市内から発生する浄化槽汚泥等の処理は、東事業所下水道放流施設で、処理している。

東大阪市・大東市清掃センター東事業所における下水道放流施設は365日平均で65kl/日の処理能力（し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量）が有ります。

	東事業所		新田工場	
	1日平均	年間	一日平均	年間
17年度	55.7	20,356.2	21.8	7,972.2
18年度	46.1	16,821.9	0	0
19年度	39.5	14,460.3	0	0

第3節 産業廃棄物対策

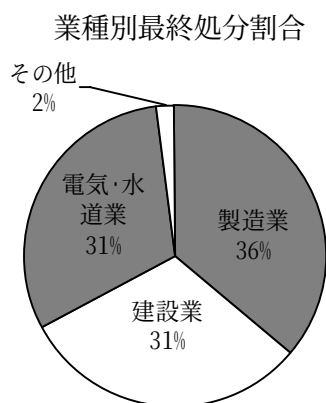
大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、最後には適正に処理をする。このような物質の循環をすることにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を構築するため、国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などの法体系が整備されました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）においても、廃棄物の減量を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるように、平成12年の大幅な改正により、産業廃棄物管理票制度の見直しや廃棄物適正処理のための規制強化が行われました。本市においても、産業廃棄物の排出抑制、不法投棄などの不適正な処理の撲滅と、産業廃棄物処理施設設置に際して周辺住民への情報提供の円滑化を図り、環境への負荷ができる限り低減される社会づくりのため、平成16年に「東大阪市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」を施行しました。

また、平成13年にはPCB廃棄物の適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、PCB廃棄物処理に向けた枠組みが整備されました。近畿圏については、100%政府出資により大阪市此花区に設立された日本環境安全事業株式会社（JESCO）大阪事業所において、平成18年9月よりトランス類、コンデンサ類及びPCB油等のPCB廃棄物の処理が開始されています。

〔1〕 産業廃棄物の発生及び処理状況

概ね5年ごとに実施している本市の産業廃棄物実態調査結果によると、平成17年度の発生量は1,004,008tで、前回、平成12年度に実施した実態調査結果とほぼ同じ発生量でした。しかし、最終処分量は34,254tで、平成12年度調査結果の約半分になりました。これは、再生利用や中間処理技術の向上に伴う廃棄物の減量化等によるものと考えられます。また、業種別の最終処分割合は下図のとおりです。

循環型社会への移行が緊急の課題であり、全国の最終処分場の残余容量が逼迫している現状からも、今後とも排出抑制や減量化、再生利用等が更に必要となっています。

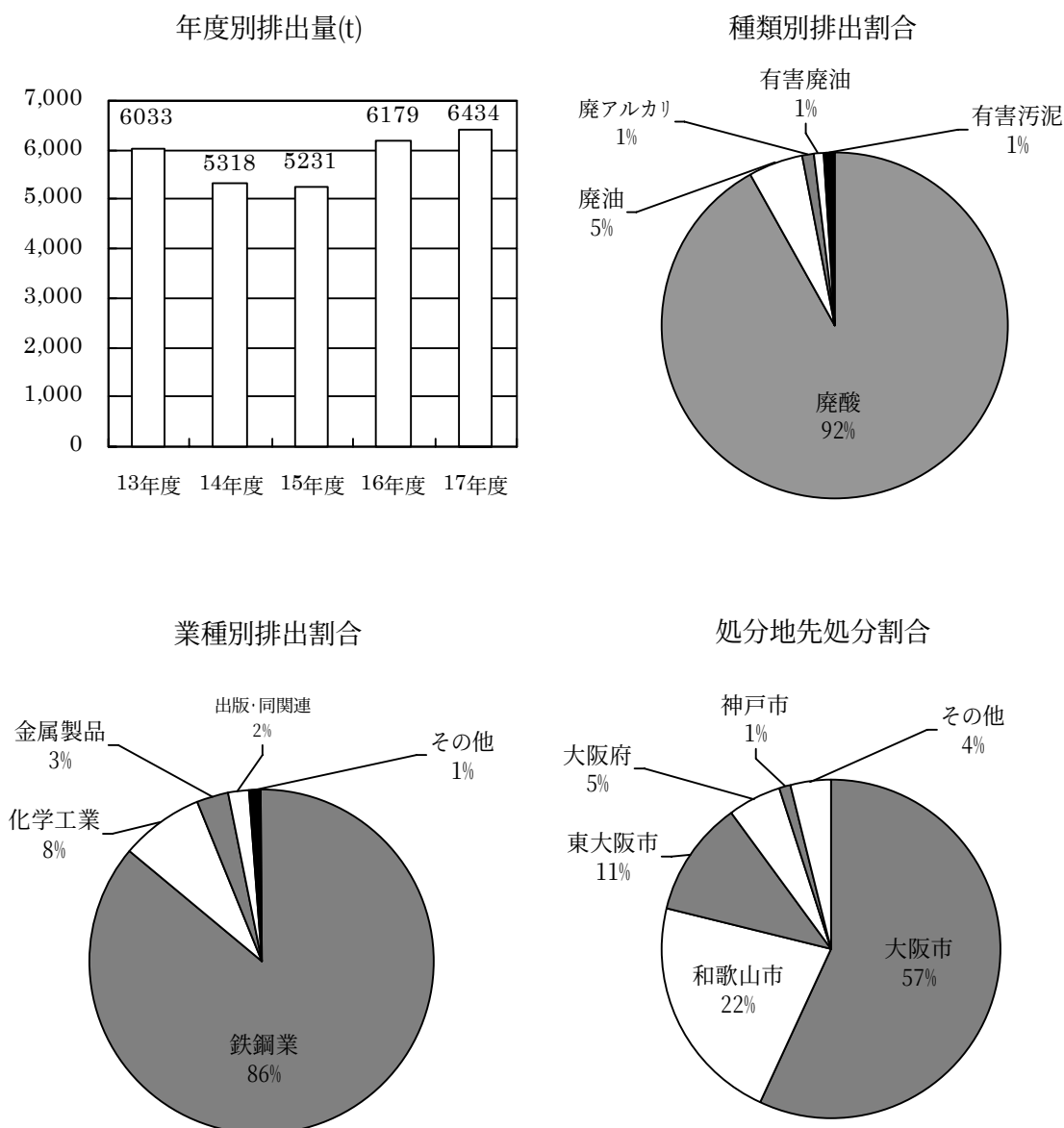


[2] 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況

(1) 事業所からの排出及び処理状況

平成17年度に市内事業所から排出された特別管理産業廃棄物の総量は6,435tでした。廃棄物の種類別では、ほとんどが廃酸（92%）であり、業種別では鉄鋼業からが86%でした。

また、処分地先では大阪市で57%が、和歌山市で22%が処理され、東大阪市内においても11%が処理されました。年度別の排出量では、年々減少傾向にありましたが、16及び17年度とも僅かながら増加しました。



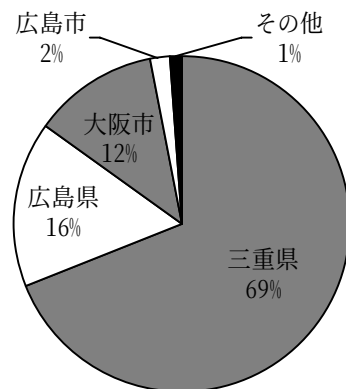
(2) 医療関係機関からの排出及び処理状況

市内の病院及び衛生検査所等、医療関係機関32者から、平成17年度の特別管理産業廃棄物処理実績報告書の提出がありました。

処分量965,501tのうち69%は三重県内で処理されており、その他広島県、大阪市、広

島市内等で処理されています。

医療機関から排出される廃棄物の県別処分先割合



[3] 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 排出事業者の指導状況

排出事業者に対して、産業廃棄物の適正処理や減量化等の一層の推進のため、本市では下記のとおり、平成19年度に指導、啓発を行いました。

① 排出事業者立入指導及び廃棄物の分析

不適正な処理により直接、人の健康と生活環境に影響を与える有害な廃棄物を発生するおそれがある事業所について重点的に立入指導を行いました。また、それら事業所から発生する産業廃棄物の分析を行い、処理が適正に行われているかを確認しました。（立入指導107者、廃棄物の分析90件）

② 廃棄物処理実績報告書の報告徴収（前年度の報告書の提出を求めました。）

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を除く。）を排出する事業者169者と感染性廃棄物を排出する医療関係機関30者から報告がありました。

③ PCB特別措置法に基づく届出事業者数は364者でした。（平成20年3月31日現在）

④ 廃棄物処理法に基づき、多量に産業廃棄物や特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対して、毎年、減量化や適正処理に関する計画書の作成を指示し、その実績報告書の提出を求めています。

産業廃棄物の年間発生量が1,000t以上の事業者に対して、処理計画書の提出を求め、産業廃棄物の管理体制の確立と減量化について指導を行いました。（対象事業者11者）

特別管理産業廃棄物については、年間発生量が50t以上の事業者に対して、処理計画書の提出や減量化について指導しました。（対象事業者12者）

・「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」について

最終処分場の逼迫と法改正による減量化の視点の明確化及び不適正処理の防止等のため、府内4行政（大阪府・大阪市・堺市・東大阪市）で平成10年に制定した「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、減量化の目標値を達成するため、進捗状況について処理実績報告書の提出を求めました。（府内に営業所を有する資本金3億円以上の建設事業者487者）

⑤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）について

引取業及びフロン類回収業の登録と解体業及び破砕業の許可について審査を行うとともに、それら廃棄物の不法投棄や不適正処理が行われないよう監視、指導を実施しました。

登録及び許可業者数 平成20年3月31日現在

引取業	230
フロン類回収業	43
解体業	8
破砕業	4

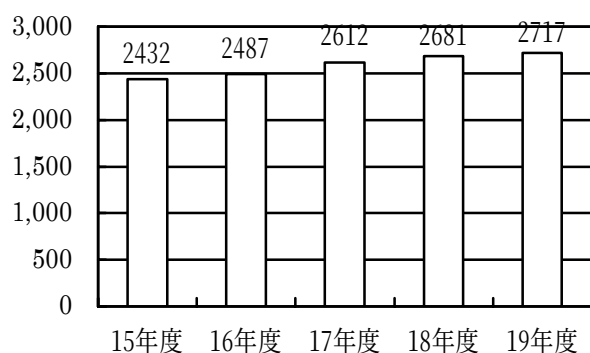
(2) 処理業者の指導状況

廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、その区域を管轄する都道府県知事等(指定都市、中核市等政令で定める市長)の許可をなければならぬと規定されています。平成19年度の本市における許可の状況、立入指導の状況等は次のとおりです。

① 産業廃棄物処理業の許可業者数 平成20年3月31日現在

		産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
収集運搬業	積替・保管を含まない	2,478	174
	積替・保管を含む	27	8
	合 計	2,505	182
処分業	中間処理	24	6

② 許可業者数の推移



③ 立入指導等

産業廃棄物の保管基準や処理基準の確認のため、積替・保管を含む収集運搬業者や中間処理業者に対して、随時、立入調査を行い、適正処理について監視、指導を実施しました。

④ 苦情件数の推移

	不法投棄	野積み	野焼き	その他	合計
15年度	11	0	8	5	24
16年度	8	4	13	7	32
17年度	9	3	10	9	31
18年度	6	3	7	9	25
19年度	7	3	7	8	25

(3) 野焼きパトロール

環境月間行事の一環として、6月に夜間パトロールを実施し、延べ10ヵ所の現場立入を行い、3件の野焼き行為を発見したため、即刻、中止を指導しました。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成20年3月31日現在

施設の種類	処理能力	施設数	処理能力合計
廃プラスチック類の焼却施設	処理能力0.1t/日を超えるもの	3	1.7t/日
木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	9	1,379.2t/日
合 計		12	

第5章 地球環境に配慮したまちづくり ー地球環境の保全ー

[1] 市庁舎における温暖化対策

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等の措置に関する計画として平成12年7月に東大阪市地球温暖化対策実行計画を策定し、実施してきました。

項目		17年度	18年度	19年度
温室効果ガス総排出量		25,911,299	25,397,943	25,289,735
内訳	二酸化炭素 (CO ₂)	25,821,625 (99.65%)	25,318,165 (99.69%)	25,267,502 (99.91%)
	メタン (CH ₄)	832 (0.00%)	906 (0.00%)	896 (0.00%)
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	75,777 (0.29%)	77,020 (0.30%)	19,758 (0.08%)
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	13,065 (0.05%)	1,853 (0.01%)	1,580 (0.01%)
削減率 (17年度比)		—	0.9%	2.4%

※ () 内の数値は総排出量に占める割合 (四捨五入の都合上、合計が100%にならない場合もあります。)

[2] 東大阪温暖化対策地域協議会

東大阪地球温暖化対策地域協議会事業として、下記のとおり環境家計簿に取組みました。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
参加者数	249	338	630	800	1,120
CO ₂ 削減量	20,695	△1,482	13,143	28,688	△7,292
削減率 (%)	8.6	△0.5	2.1	2.9	0.7

[3] グリーン購入

平成17年4月に「東大阪市環境物品等調達基本指針」「東大阪市環境物品等調達基準」を策定し、上下水道庁舎を除く (独自のシステムで実施) 全施設で実施しています。

調達実績

	単位	19年度		
		調達総数	適合物品等調達総数	調達率
1 紙類	kg	592,442	590,727	99.7%
2 印刷	件	817	679	83.1%
3 文具類	点	1,086,884	1,078,796	99.3%
4 機器類	点	924	882	95.5%
5 OA機器	台	45,753	45,699	99.9%
6 消火器	本	158	156	98.7%
7 制服作業服	着	3,067	2,909	94.8%
8 作業手袋	双	14,610	6,353	43.5%
9 自動車	台	10	10	100.0%
10 役務		1	1	100.0%

20年版ひがしおおさかの環境（資料編）

資料編目次

表1-1	公害関係機器の整備状況	1
表2-1-1	二酸化硫黄濃度の測定結果	2
表2-1-2	二酸化硫黄濃度の経月変化（月平均値）	2
表2-1-3	二酸化硫黄濃度（導電率法）の推移（年平均値）	2
図2-1-1	二酸化硫黄濃度（導電率法）の推移（年平均値）	2
表2-1-4	窒素酸化物濃度の経月変化（月平均値）	3
表2-1-5	一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果	3
表2-1-6	一酸化窒素濃度の経月変化（月平均値）	3
表2-1-7	二酸化窒素濃度の測定結果	3
表2-1-8	二酸化窒素濃度の経月変化（月平均値）	4
表2-1-9	二酸化窒素濃度の推移（年平均値）	4
図2-1-2	二酸化窒素濃度の推移（年平均値）	4
表2-1-10	浮遊粒子状物質濃度（ベータ線吸収法）の測定結果	5
表2-1-11	浮遊粒子状物質濃度の経月変化（月平均値）	5
表2-1-12	浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）	5
図2-1-3	浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）	6
表2-1-13	オキシダント濃度の測定結果	6
表2-1-14	オキシダント濃度経月変化（昼間の日最高1時間値の月平均値）	6
表2-1-15	オキシダント濃度の推移（昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数） （年間値）	6
図2-1-4	オキシダント濃度の推移（昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数） （年間値）	7
表2-1-16	メタン濃度の測定結果	7
表2-1-17	非メタン炭化水素濃度の測定結果	7
表2-1-18	6～9時におけるメタン濃度の経月変化（月平均値）	7
表2-1-19	6～9時における非メタン炭化水素濃度の経月変化（月平均値）	8
表2-1-20	6～9時における非メタン炭化水素濃度の推移（年平均値）	8
図2-1-5	6～9時における非メタン炭化水素濃度の推移（年平均値）	8
表2-1-21	全炭化水素濃度の測定結果	8
表2-1-22	6～9時における全炭化水素濃度の経月変化（月平均値）	8
表2-1-23	6～9時における全炭化水素濃度の推移（年平均値）	9
表2-1-24	一酸化炭素濃度の測定結果	9
表2-1-25	一酸化炭素濃度経月変化（月平均値）	9
表2-1-26	一酸化炭素濃度の推移（年平均値）	9
図2-1-6	一酸化炭素濃度の推移（年平均値）	9
表2-1-27	風速の測定結果	10
表2-1-28	風速の経月変化（月平均値）	10

表2-1-29	風速の推移（年平均値）	10
図2-1-7	風速の推移（年平均値）	10
表2-1-30	風向の測定結果	11
表2-1-31	風向の経月変化（最多風向）	11
表2-1-32	風向の推移（最多風向）	11
表2-1-33	気温の測定結果	11
表2-1-34	気温の経月変化（月平均値）	11
表2-1-35	気温の推移（年平均値）	11
図2-1-8	気温の推移（年平均値）	12
表2-1-36	湿度の測定結果	12
表2-1-37	湿度の経月変化（月平均値）	12
表2-1-38	湿度の推移（年平均値）	12
図2-1-9	湿度の推移（年平均値）	12
図2-1-10	風向頻度及び平均風速の測定結果	13
図2-1-11	二酸化硫黄の風向別濃度測定結果	13
図2-1-12	一酸化窒素の風向別濃度測定結果	14
図2-1-13	二酸化窒素の風向別濃度測定結果	15
図2-1-14	浮遊粒子状物質の風向別濃度測定結果	15
図2-1-15	光化学オキシダントの風向別濃度測定結果	16
図2-1-16	非メタン炭化水素の風向別濃度測定結果	17
図2-1-17	メタンの風向別濃度測定結果	17
図2-1-18	一酸化炭素の風向別濃度測定結果	17
表2-1-39	環境大気中のアスベスト調査結果	18
表2-1-40	環境大気中のアスベスト濃度（年度平均値）の推移	18
図2-1-19	環境大気中のアスベスト濃度（年度平均値）の推移	18
表2-1-41	酸性雨の年度加重平均経年変化	19
図2-1-20	酸性雨の経年変化	20
表2-1-42	平成19年度酸性雨共同調査連絡会（APSN）による調査結果	20
表2-1-43	有害大気汚染物質モニタリング結果	21
表2-1-44	大気汚染観測車による二酸化硫黄測定結果	22
表2-1-45	大気汚染観測車による二酸化窒素測定結果	22
表2-1-46	大気汚染観測車による一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果	22
表2-1-47	大気汚染観測車による浮遊粒子状物質測定結果	22
表2-1-48	大気汚染観測車による光化学オキシダント測定結果	23
表2-1-49	大気汚染観測車による非メタン炭化水素測定結果	23
表2-1-50	大気汚染観測車によるメタン及び全炭化水素測定結果	23
表2-1-51	大気汚染観測車による一酸化炭素測定結果	23
表2-1-52	大気汚染観測車による風速測定結果	24
表2-1-53	大気汚染観測車による風向測定結果	24
図2-1-21	風向頻度及び平面風速の測定結果（長田東内介公園）	25

図2-1-22	二酸化硫黄の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	25
図2-1-23	二酸化窒素の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	25
図2-1-24	一酸化窒素の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	26
図2-1-25	浮遊粒子状物質の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	26
図2-1-26	光化学オキシダントの風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	26
図2-1-27	非メタン炭化水素の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	26
図2-1-28	一酸化炭素の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）	26
表2-1-54	オキシダント緊急時等発令基準	27
表2-1-55	オキシダント緊急時等発令地域区分	27
表2-1-56	光化学スモッグの発令状況（東大阪地域）	28
表2-1-57	大気汚染防止法に基づく届出状況	29
表2-1-58	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況	29
表2-2-1	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（健康項目）及び 地下水の水質汚濁に係る環境基準	30
表2-2-2	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）	31
図2-2-1	水質汚濁状況調査測定点位置図	32
表2-2-3	公共用水域水質調査結果①（生活環境項目、健康項目、特殊項目）	33
表2-2-4	公共用水域水質調査結果②（要監視項目、その他）	35
表2-2-5	主要河川・井路水路の水質（生活環境項目の平均値）	36
図2-2-2	主要河川・井路水路の水質（BOD）の経年変化	37
表2-2-6	地下水質測定結果（現況調査）	38
図2-2-3	恩智川支川水質調査測定位置図	39
表2-2-7	恩智川支川水質調査結果（平均値）	40
表2-2-8	土壌の汚染に係る環境基準	41
表2-2-9	適用法別・業種別工場数及び排水量	42
表2-2-10	業種別有害物質使用工場数	43
表2-2-11	業種別総量規制適用工場数	43
表2-2-12	窒素・リン負荷量報告対象工場数	43
表2-2-13	地下浸透防止対策工場数	43
表2-3-1	騒音レベル測定結果（№1:国道170号線,センサス番号:1044,沿道）	44
図2-3-1	騒音レベル測定結果（№1:国道170号線,センサス番号:1044,沿道）	44
表2-3-2	騒音レベル測定結果（№2:国道308号線,センサス番号:1069,沿道）	45
図2-3-2	騒音レベル測定結果（№2:国道308号線,センサス番号:1069,沿道）	45
表2-3-3	騒音レベル測定結果（№3:府道大阪中央環状線,センサス番号:4054,沿道）	46
図2-3-3	騒音レベル測定結果（№3:府道大阪中央環状線,センサス番号:4054,沿道）	46
表2-3-4	騒音レベル測定結果（№4:旧大阪中央環状線,センサス番号:14053,沿道）	47
図2-3-4	騒音レベル測定結果（№4:旧大阪中央環状線,センサス番号:14053,沿道）	47
表2-3-5	騒音レベル測定結果（№4:旧大阪中央環状線,センサス番号:14053,背後地）	48

図2-3-5	騒音レベル測定結果（№4:旧大阪中央環状線,センサス番号:14053,背後地）	48
表2-3-6	騒音レベル測定結果（№5:大阪東大阪線,センサス番号:4136,沿道）	49
図2-3-6	騒音レベル測定結果（№5:大阪東大阪線,センサス番号:4136,沿道）	49
表2-3-7	騒音レベル測定結果（№5:大阪東大阪線,センサス番号:4136,背後地）	50
図2-3-7	騒音レベル測定結果（№5:大阪東大阪線,センサス番号:4136,背後地）	50
表2-3-8	騒音レベル測定結果（№6:柳通線,沿道）	51
図2-3-8	騒音レベル測定結果（№6:柳通線,沿道）	51
表2-3-9	騒音レベル測定結果（№6:柳通線,背後地）	52
図2-3-9	騒音レベル測定結果（№6:柳通線,背後地）	52
表2-3-10	騒音レベル測定結果（№7:太平寺寺前線,沿道）	53
図2-3-10	騒音レベル測定結果（№7:太平寺寺前線,沿道）	53
表2-3-11	騒音レベル測定結果（№7:太平寺寺前線,背後地）	54
図2-3-11	騒音レベル測定結果（№7:太平寺寺前線,背後地）	54
図2-3-12	調査地点位置図（№1:国道170号線,センサス番号:1044）	55
図2-3-13	調査地点位置図（№2:国道308号線,センサス番号:1069）	56
図2-3-14	調査地点位置図（№3:府道大阪中央環状線,センサス番号:4054）	57
図2-3-15	調査地点位置図（№4:旧大阪中央環状線,センサス番号:14053）	58
図2-3-16	調査地点位置図（№5:大阪東大阪線,センサス番号:4136）	59
図2-3-17	調査地点位置図（№6:柳通線）	60
図2-3-18	調査地点位置図（№7:太平寺寺前線）	61
図2-3-19	騒音に係る環境基準達成状況調査位置図	62
表2-3-12	環境騒音測定結果一覧表（道路に面しない地域）	63
表2-3-13	環境騒音測定時の支配的音源	64
図2-3-20	支配的音源の分布	64
表2-3-14	騒音規制法に基づく特定施設の種別届出件数	65
表2-3-15	振動規制法に基づく特定施設の種別届出件数	65
表2-3-16	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設届出件数（騒音）	66
表2-3-17	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設届出件数（振動）	67
表2-3-18	騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 特定建設作業届出件数	68
表2-3-19	振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 特定建設作業届出件数	68
表2-3-20	工場・事業場騒音に関する対応状況	69
表2-3-21	建設作業騒音に関する対応状況	69
表2-3-22	工場・事業場振動に関する対応状況	70
表2-3-23	建設作業振動に関する対応状況	70
表2-4-1	悪臭規制法の規制基準	71
表2-4-2	年度別悪臭苦情件数	73
表2-4-3	悪臭苦情受付状況	73

図2-5-1	東大阪域一等水準測量調査地点図	74
表2-5-1	一等水準基標測量成果表①	75
表2-5-2	一等水準基標測量成果表②	76
表2-5-3	隆起・沈下測定地点経年変化表	77
図2-5-2	隆起・沈下測定地点経年変化図	77
表2-5-4	年度別最大沈下地点及び沈下量	77
図2-5-3	代表地点における地盤変化経年図	78
図2-5-4	地盤沈下観測所地下水位・地盤変位経年図	78
表2-6-1	環境中ダイオキシン類調査結果（コプラナーPCBを含みます。）	79
表2-6-2	ダイオキシン類特別措置法届出状況	79
表2-7-1	分析項目の種類及び件数（水質検体）	80
表2-7-2	分析項目の種類及び件数（有害大気汚染物質、苦情大気、酸性雨、 周辺大気、土壌浮遊粒子状物質検体）	81
表2-8-1	年度別苦情受付状況	82
図2-8-1	年度別苦情受付状況	82
表2-8-2	用途地域別受付件数	83
表2-8-3	被害種類別受付件数	83
表2-8-4	発生源・発生場所別受付件数	84
図2-8-2	受付年度別処理状況（平成19年度末現在）	84
表2-8-5	平成19年度苦情処理状況	84

表1-1 公害関係機器の整備状況

機 器 名			数量	機 器 名			数量
環 境 衛 生 検 査 セ ン タ ー 関 係	ガスクロマト分析装置		3	常 時 監 視 関 係	気象観測装置		4
	原子吸光分析装置		1		窒素酸化物測定装置		4
	分光光度計		2		浮遊粒子状物質測定装置		4
	還元気化水銀分析装置		1		硫黄酸化物測定装置		4
	イオンクロマト分析装置		1		一酸化炭素測定装置		2
	ガスクロマト質量分析装置		2		オキシダント測定装置		4
	液体クロマト分析装置		2		炭化水素測定装置		3
	インキュベーター		3		大気環境パトロール車		1
	蒸留水製造装置		1	水 質 関 係	自動採水器		2
	電気マッフル炉		1		電磁流量計		1
	フッ素・シアン蒸留装置		2		pH電導度モニター		1
	DOメーター		1		圧力式水位計		1
	pHメーター		2		DOメーター		1
	電導度計		1	騒 音 振 動 関 係	普通騒音計		5
	色度・濁度計		1		レベル処理機付騒音計		1
	電子天秤		3		騒音振動レベル処理機		1
	遠心分離機		3		周波数分析器		2
	プレハブ式冷蔵庫		1		騒音収録装置		1
	オートクレーブ		2		レベルレコーダー		2
	振とう機		3		振動レベル計		4
	ICP質量分析装置		1		データレコーダー		1
有 害 大 気 汚 染 物 質 関 係	TOC分析装置		1		環境騒音実音モニター		1
	大気試料導入装置		1		スピードガン(自動車速度測定用)		1
	標準ガス希釈装置		1		低周波音レベル計		1
	キャニスター洗浄装置		1				
	マスフローコントローラー		4				
	アルデヒド採取装置		2				
	ローボリウムエアサプラー		2				
	ハイボリウムエアサンプラー		4				
	気中水銀採取装置		2				
	気中水銀分析装置		1				

表2-1-1 二酸化硫黄濃度測定結果

測定場所	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の適・否
西保健センター局	365	8,700	0.006	0.023	0.012	適
環境衛生検査センター局	365	8,719	0.006	0.023	0.011	適
旭町庁舎局	364	8,705	0.006	0.024	0.011	適

＊環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

＊長期的評価：年間にわたる測定結果の1日平均値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準を達成しなかったものとする。

表2-1-2 二酸化硫黄濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.006	0.008	0.007	0.006	0.007	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006
環境衛生検査センター局	0.006	0.008	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006
旭町庁舎局	0.006	0.007	0.006	0.006	0.007	0.004	0.004	0.005	0.006	0.005	0.005	0.006

表2-1-3 二酸化硫黄濃度（導電率法）の推移（年平均値）

（単位：ppm）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.006	0.006
環境衛生検査センター局	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006
旭町庁舎局	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.006
平 均	0.007	0.005	0.005	0.006	0.007	0.006	0.006

図2-1-1 二酸化硫黄濃度（導電率法）の推移（年平均値）

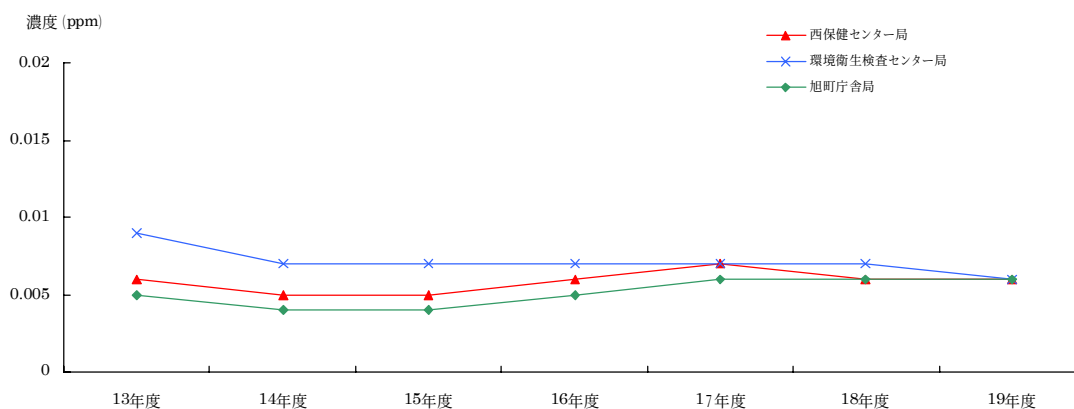


表2-1-4 窒素酸化物濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.029	0.024	0.021	0.025	0.021	0.018	0.026	0.046	0.053	0.046	0.038	0.028
環境衛生検査センター局	0.046	0.042	0.035	0.042	0.035	0.038	0.055	0.067	0.076	0.070	0.058	0.048
旭町庁舎局	0.018	0.017	0.016	0.018	0.016	0.013	0.017	0.027	0.039	0.036	0.029	0.020

表2-1-5 一酸化窒素及び窒素酸化物濃度の測定結果

測定場所	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					年平均値 (%) NO ₂ /NO+NO ₂
	有効測定 日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	有効測定 日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	
西保健センター局	359	8,583	0.010	0.435	0.054	359	8,583	0.031	0.522	0.095	67.2
環境衛生検査センター局	364	8,639	0.021	0.314	0.088	364	8,639	0.051	0.398	0.133	58.0
旭町庁舎局	361	8,637	0.004	0.215	0.025	361	8,637	0.022	0.282	0.064	80.8

表2-1-6 一酸化窒素濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.006	0.005	0.004	0.006	0.005	0.004	0.008	0.018	0.024	0.022	0.014	0.007
環境衛生検査センター局	0.014	0.012	0.009	0.015	0.013	0.012	0.022	0.033	0.043	0.039	0.028	0.017
旭町庁舎局	0.002	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.005	0.013	0.012	0.006	0.002

表2-1-7 二酸化窒素濃度の測定結果

測定場所	有効測定 日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最 高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とその 割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合		日平均値の 年間98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	環境基準の 適・否
					日	%	日	%			
西保健センター局	359	8,583	0.021	0.102	0	0.0	18	5.0	0.046	0	適
環境衛生検査センター局	364	8,639	0.030	0.093	1	0.3	51	14.0	0.052	0	適
旭町庁舎局	361	8,637	0.018	0.095	0	0.0	7	1.9	0.038	0	適

＊環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

＊長期的評価：年間にわたる測定結果の1日平均値の低い方から98%に相当する値で評価を行う。（日平均値の年間98%値）

表2-1-8 二酸化窒素濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.022	0.019	0.017	0.018	0.016	0.015	0.019	0.028	0.029	0.025	0.024	0.021
環境衛生検査センター局	0.032	0.030	0.026	0.027	0.022	0.025	0.033	0.034	0.033	0.031	0.031	0.031
旭町庁舎局	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014	0.011	0.014	0.022	0.026	0.024	0.023	0.017

表2-1-9 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppm）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	0.027	0.026	0.026	0.025	0.024	0.025	0.021
環境衛生検査センター局	0.036	0.035	0.032	0.032	0.031	0.032	0.030
旭町庁舎局	0.023	0.021	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018
平 均	0.029	0.027	0.026	0.026	0.025	0.025	0.023

図2-1-2 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

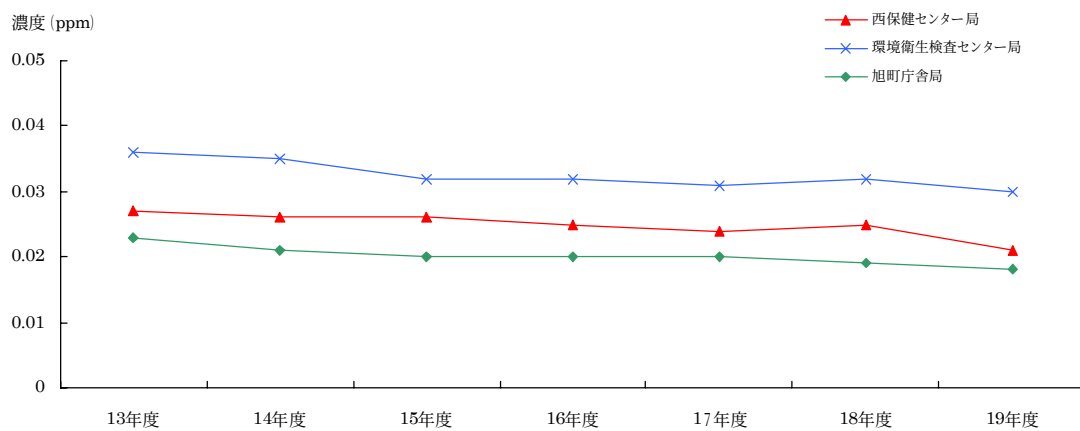


表2-1-10 浮遊粒子状物質濃度（ベータ線吸収法）の測定結果

測定場所	有効測定 日数	測定時間	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最 高値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 適・否
					時間	%	日	%			
西保健センター局	362	8,672	0.026	0.300	14	0.2	1	0.3	0.065	無	否
環境衛生検査センター局	365	8,722	0.032	0.321	15	0.2	1	0.3	0.081	無	否
旭町庁舎局	359	8,616	0.025	0.292	13	0.2	1	0.3	0.067	無	否

＊環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m³以下であること

＊長期的評価：年間にわたる測定結果の1日平均値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日の平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、環境基準を達成しなかったものとする。

表2-1-11 浮遊粒子状物質濃度の経月変化（月平均値）

(単位：mg/m³)

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.039	0.034	0.027	0.027	0.025	0.019	0.022	0.025	0.026	0.023	0.019	0.030
環境衛生検査センター局	0.043	0.041	0.032	0.035	0.031	0.025	0.027	0.030	0.031	0.027	0.023	0.034
旭町庁舎局	0.033	0.032	0.025	0.027	0.025	0.020	0.021	0.025	0.024	0.023	0.019	0.030

表2-1-12 浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）

(単位：mg/m³)

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	0.035	0.033	0.030	0.029	0.031	0.031	0.026
環境衛生検査センター局	0.043	0.040	0.038	0.036	0.038	0.038	0.032
旭町庁舎局	0.035	0.032	0.030	0.029	0.029	0.028	0.025
平 均	0.038	0.035	0.033	0.031	0.033	0.032	0.028

図2-1-3 浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）

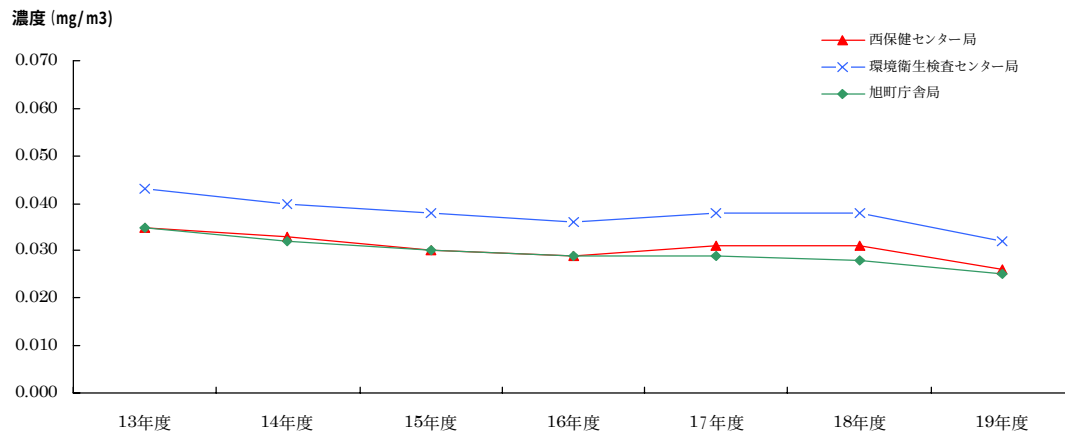


表2-1-13 オキシダント濃度の測定結果

測定場所	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)	環境基準適・否
					日	時間	日	時間		
西保健センター局	366	5,376	0.032	0.109	89	399	0	0	0.048	否
環境衛生検査センター局	366	5,395	0.028	0.118	87	368	0	0	0.047	否
旭町庁舎局	366	5,381	0.034	0.115	89	411	0	0	0.050	否

＊環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

表2-1-14 オキシダント濃度の経月変化（昼間の日最高1時間値の月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	0.061	0.063	0.061	0.051	0.055	0.055	0.051	0.034	0.028	0.031	0.039	0.052
環境衛生検査センター局	0.057	0.064	0.060	0.051	0.059	0.046	0.042	0.034	0.027	0.029	0.036	0.052
旭町庁舎局	0.061	0.064	0.064	0.053	0.057	0.053	0.050	0.039	0.032	0.033	0.039	0.052

表2-1-15 オキシダント濃度の推移（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）（年間値）

（単位：時間）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	386	464	447	482	309	322	399
環境衛生検査センター局	67	69	99	282	195	213	368
旭町庁舎局	414	432	781	461	439	455	411

図2-1-4 オキシダント濃度の推移（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）（年間値）

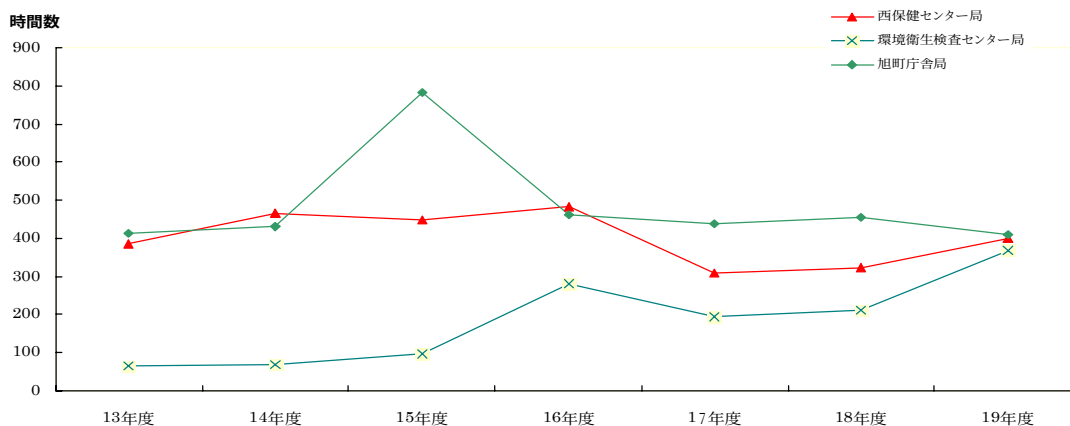


表2-1-16 メタン濃度の測定結果

測定場所	測定時間	年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値 (ppmC)			測定又は換算方式
				年平均値	最高値	最低値	
西保健センター局	8,176	1.91	357	1.94	2.37	1.76	メタン換算
環境衛生検査センター局	8,518	1.90	361	1.92	2.28	1.74	メタン換算

表2-1-17 非メタン炭化水素濃度の測定結果

測定場所	測定時間	年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値 (ppmC)			6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		測定又は換算方式
				年平均値	最高値	最低値	日	%	日	%	
西保健センター局	8,176	0.25	357	0.28	1.25	0.06	216	60.5	108	30.3	メタン換算
環境衛生検査センター局	8,518	0.28	361	0.33	1.44	0.06	255	70.6	146	40.4	メタン換算

＊大阪府「大阪21世紀の環境総合計画」の環境保全目標：

午前6～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。

表2-1-18 6～9時におけるメタン濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppmC）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	測定又は換算方式
西保健センター局	1.94	1.91	1.89	1.92	1.84	1.87	1.93	1.98	2.01	2.02	1.98	1.97	メタン換算
環境衛生検査センター局	1.93	1.91	1.89	1.91	1.83	1.86	1.91	1.96	1.99	2.00	1.96	1.95	メタン換算

表2-1-19 6～9時における非メタン炭化水素濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppmC）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	測定又は換 算方式
西保健センター局	0.26	0.23	0.21	0.25	0.22	0.21	0.28	0.35	0.41	0.37	0.29	0.27	メタン換算
環境衛生検査センター局	0.33	0.30	0.26	0.32	0.25	0.21	0.33	0.40	0.49	0.45	0.35	0.32	メタン換算

表2-1-20 6～9時における非メタン炭化水素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppmC）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	0.35	0.33	0.33	0.32	0.30	0.32	0.28
環境衛生検査センター局	0.52	0.52	0.51	0.55	0.42	0.42	0.33

図2-1-5 6～9時における非メタン炭化水素濃度の推移（年平均値）

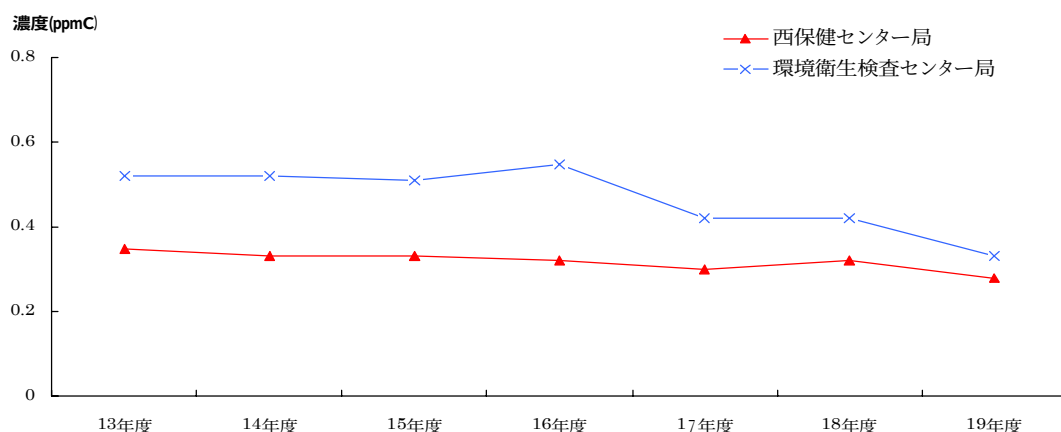


表2-1-21 全炭化水素濃度の測定結果

測定場所	測定時間	年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値 (ppmC)			測定又は換 算方式
				年平均値	最高値	最低値	
西保健センター局	8,176	2.15	357	2.22	3.62	1.84	メタン換算
環境衛生検査センター局	8,518	2.17	361	2.26	3.64	1.81	メタン換算

表2-1-22 6～9時における全炭化水素濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppmC）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	測定又は換 算方式
西保健センター局	2.20	2.14	2.10	2.17	2.06	2.08	2.21	2.32	2.42	2.39	2.26	2.24	メタン換算
環境衛生検査センター局	2.26	2.21	2.15	2.23	2.08	2.06	2.24	2.36	2.48	2.45	2.31	2.27	メタン換算

表2-1-23 6～9時における全炭化水素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppmC）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	測定又は換算方式
西保健センター局	2.26	2.25	2.26	2.25	2.22	2.25	2.22	メタン換算
環境衛生検査センター局	2.44	2.44	2.43	2.48	2.36	2.36	2.26	メタン換算

表2-1-24 一酸化炭素濃度の測定結果

測定場所	有効測定日数	測定時間	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値(ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
					回	%	日	%			
環境衛生検査センター局	365	8,667	0.6	3.7	0	0.0	0	0.0	1.2	無	0

＊環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

表2-1-25 一酸化炭素濃度の経月変化（月平均値）

（単位：ppm）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境衛生検査センター局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6

表2-1-26 一酸化炭素濃度の推移（年平均値）

（単位：ppm）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
環境衛生検査センター局	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6

図2-1-6 一酸化炭素濃度の推移（年平均値）

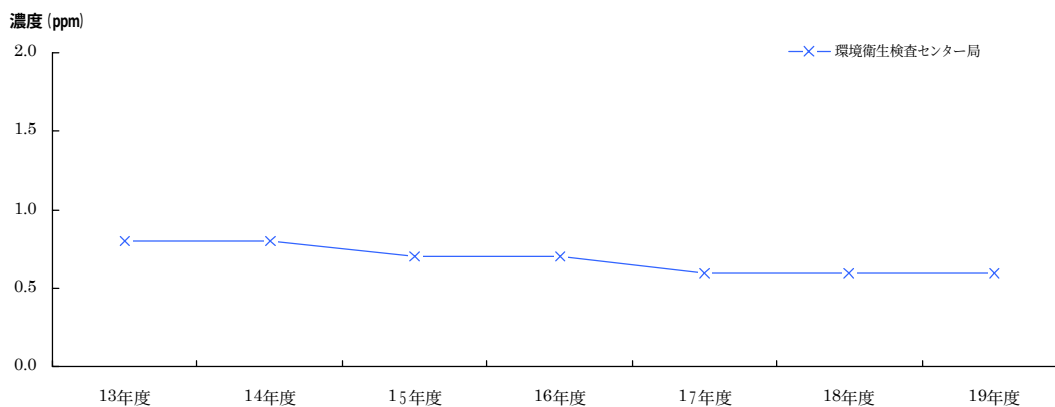


表2-1-27 風速の測定結果

測定場所	測定日数	測定時間	年平均値 (m/s)	1時間値の最高値 (m/s)	日平均値の最高値 (m/s)
西保健センター局	366	8,777	1.8	8.3	4.9
環境衛生検査センター局	366	8,776	1.9	9.6	5.0
旭町庁舎局	366	8,768	2.2	12.1	7.4

表2-1-28 風速の経月変化（月平均値）

（単位：m/s）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	2.0	1.8	1.7	1.6	1.5	2.0	1.9	1.8	1.6	1.7	1.8	2.1
環境衛生検査センター局	1.9	1.9	1.9	1.7	1.8	2.0	1.8	1.8	2.0	1.9	2.1	2.1
旭町庁舎局	2.2	2.6	2.2	2.2	2.2	2.3	1.8	1.8	2.2	2.0	2.2	2.5

表2-1-29 風速の推移（年平均値）

（単位：m/s）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8
環境衛生検査センター局	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9
旭町庁舎局	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.2

図2-1-7 風速の推移（年平均値）

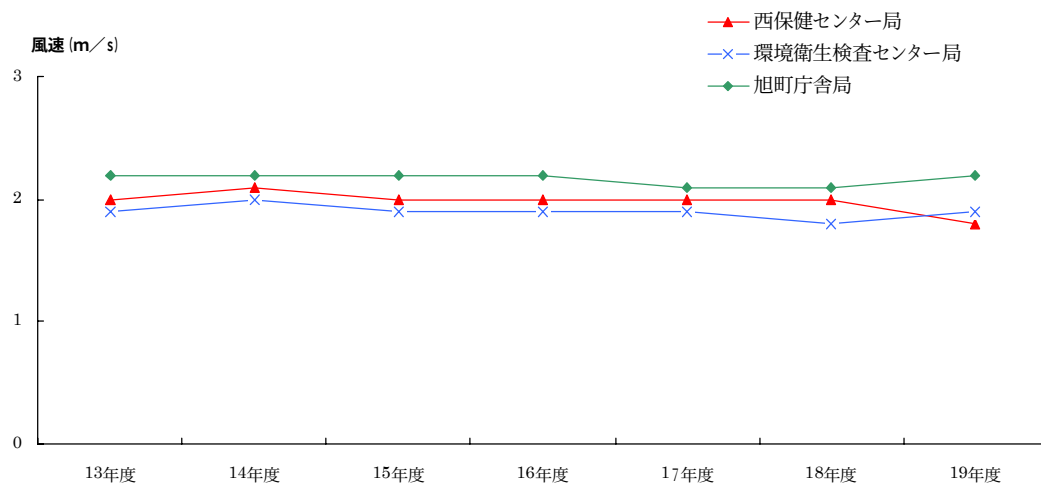


表2-1-30 風向の測定結果

測定場所	測定日数	測定時間	最多風向
西保健センター局	366	8,777	N
環境衛生検査センター局	366	8,776	N
旭町庁舎局	366	8,768	N

表2-1-31 風向の経月変化（最多風向）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
西保健センター局	NNE	W	NNE	N	N	NNE	NNE	NNE	WNW	N	N	N
環境衛生検査センター局	N	W	WNW	N	WNW	N	N	N	WNW	N	WNW	N
旭町庁舎局	N	WSW	W	N	W	N	NNE	NNE	W	N	WNW	N

表2-1-32 風向の推移（最多風向）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
西保健センター局	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	N
環境衛生検査センター局	N	N	N	N	N	N	N
旭町庁舎局	N	N	N	N	N	N	N

表2-1-33 気温の測定結果

測定場所	測定日数	測定時間	年平均値(°C)	1時間値の 最高値(°C)	1時間値の 最低値(°C)	日平均値の 最高値(°C)
旭町庁舎局	366	8,777	17.2	38.3	-1.4	32.7

表2-1-34 気温の経月変化（月平均値）

（単位：°C）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
旭町庁舎局	14.6	19.9	24.0	26.3	30.2	27.5	20.0	13.4	9.2	5.5	4.7	10.7

表2-1-35 気温の推移（年平均値）

（単位：°C）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
旭町庁舎局	17.7	17.2	17.4	18.0	17.4	17.5	17.2

図2-1-8 気温の推移（年平均値）

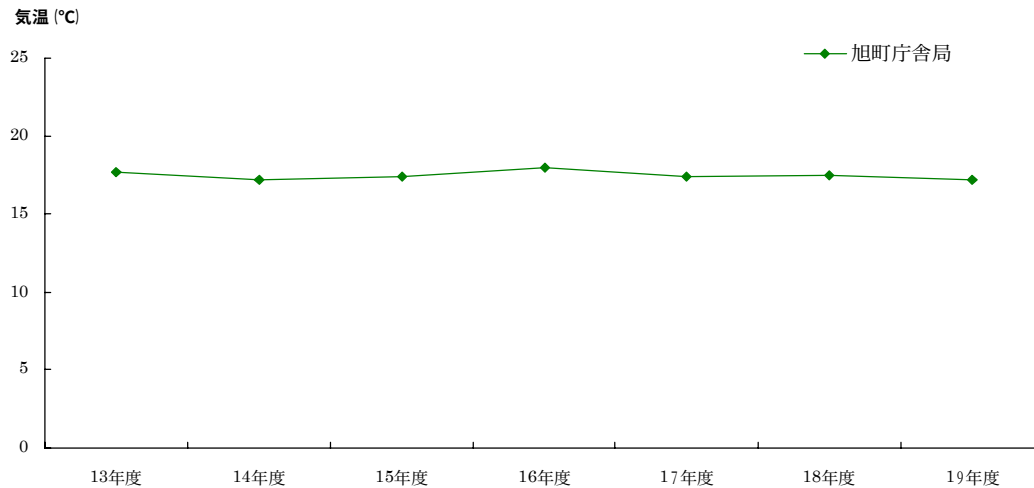


表2-1-36 湿度の測定結果

測定場所	測定日数	測定時間	年平均値(%)	1時間値の最高値(%)	1時間値の最低値(%)	日平均値の最高値(%)
旭町庁舎局	366	8,777	60	100	8	94

表2-1-37 湿度の経月変化（月平均値）

（単位：％）

測定場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
旭町庁舎局	52	54	64	71	61	64	63	60	59	62	58	56

表2-1-38 湿度の推移（年平均値）

（単位：％）

測定場所	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
旭町庁舎局	64	65	67	66	63	61	60

図2-1-9 湿度の推移（年平均値）

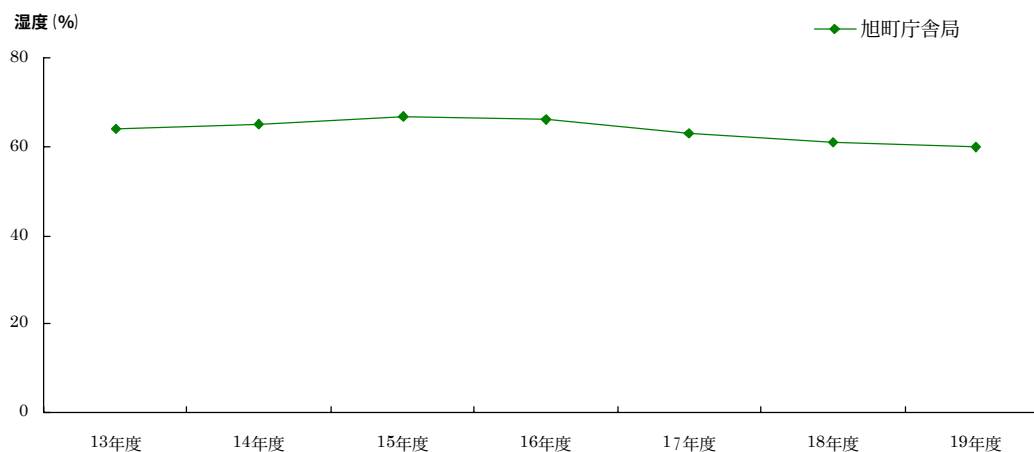
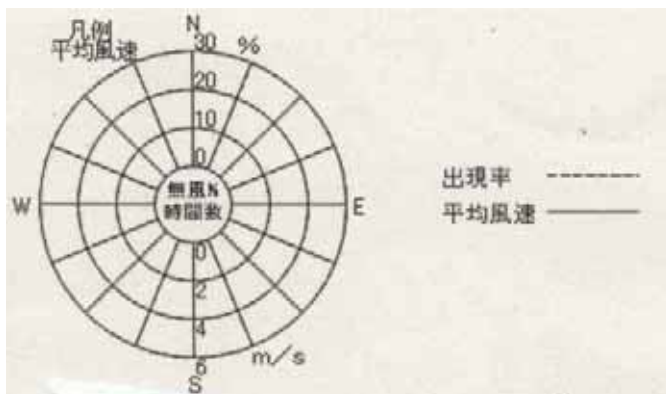


図 2-1-10 風向頻度及び平均風速の測定結果

凡例

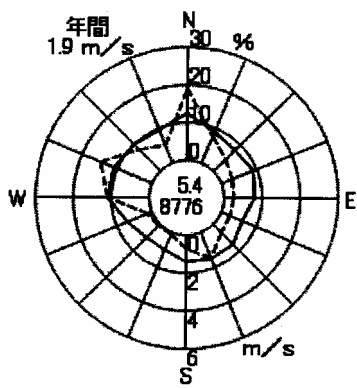
静穏：風速 0.4m/s 以下



環境衛生検査センター局

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

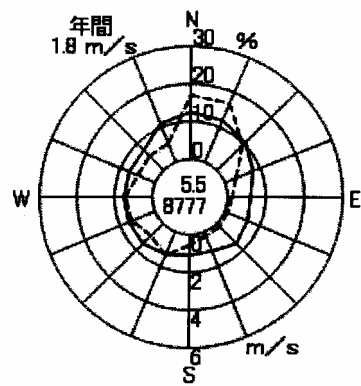
静穏：風速 0.4m/s 以下



西保健センター局

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

静穏：風速 0.4m/s 以下



旭町庁舎局

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月

静穏：風速 0.4m/s 以下

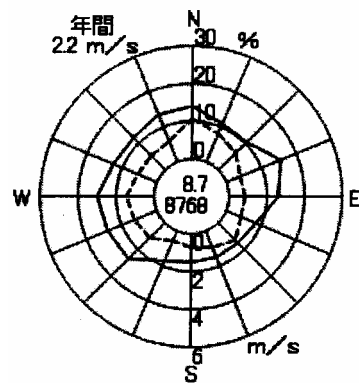
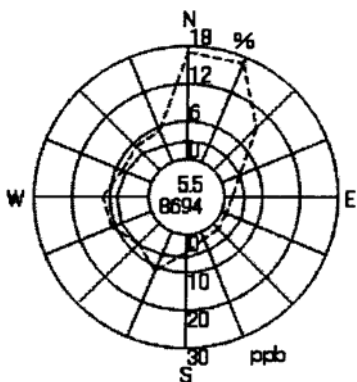


図 2-1-11 二酸化硫黄の風向別濃度測定結果

西保健センター局

二酸化硫黄 平均 6ppb

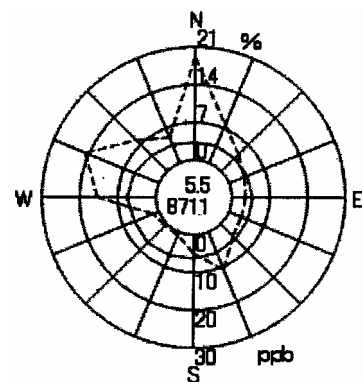
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月



環境衛生検査センター局

二酸化硫黄 平均 5.9ppb

平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月



旭町庁舎局

二酸化硫黄 平均 5.7ppb

平成19年4月～平成20年3月

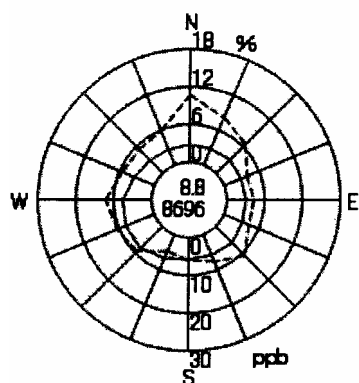
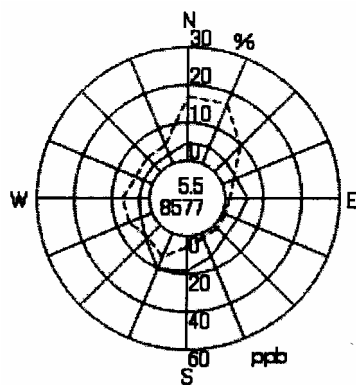


図2-1-12 一酸化窒素の風向別濃度測定結果

西保健センター局

一酸化窒素 平均 10.2ppb

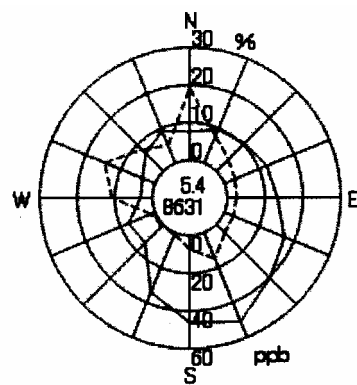
平成19年4月～平成20年3月



環境衛生検査センター局

一酸化窒素 平均 21.3ppb

平成19年4月～平成20年3月



—— 平均濃度
 - - - 出現率
 円内 上段：無風％
 下段：測定時間数

旭町庁舎局

一酸化窒素 平均 4.2ppb

平成19年4月～平成20年3月

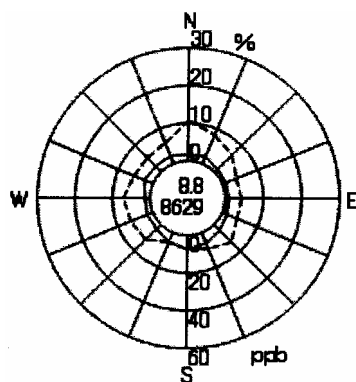
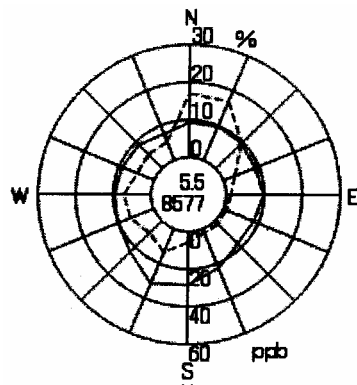


図 2-1-13 二酸化窒素の風向別濃度測定結果

西保健センター局

二酸化窒素 平均 20.9ppb

平成19年4月～平成20年3月

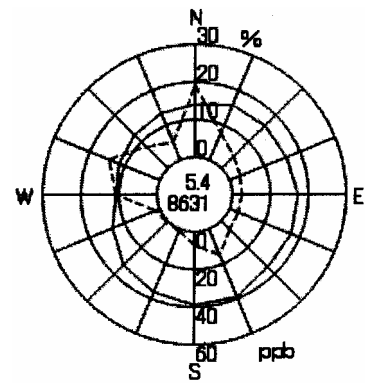


— 平均濃度
- - - 出現率
円内 上段：無風％
下段：測定時間数

環境衛生検査センター局

二酸化窒素 平均 29.6ppb

平成19年4月～平成20年3月



旭町庁舎局

二酸化窒素 平均 17.8ppb

平成19年4月～平成20年3月

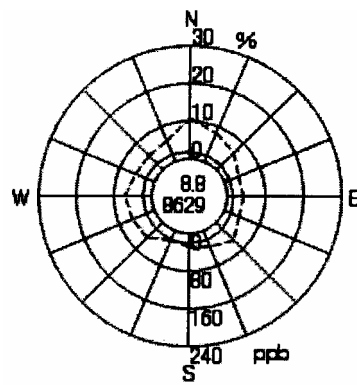
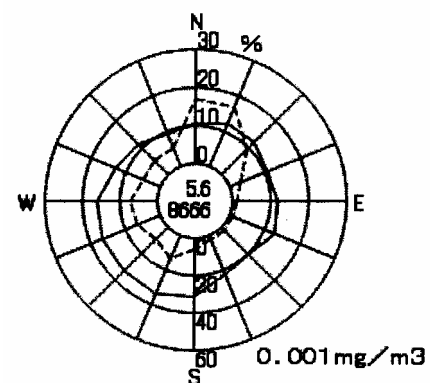


図 2-1-14 浮遊粒子状物質の風向別濃度測定結果

西保健センター局

浮遊粒子状物質 平均 0.0263mg/?

平成19年4月～平成20年3月

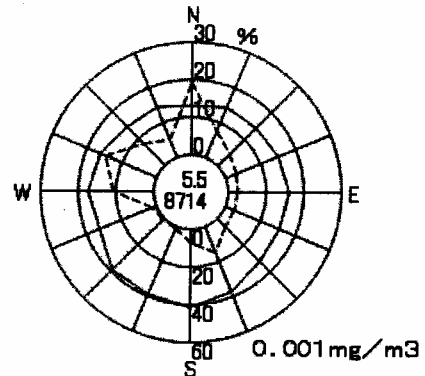


— 平均濃度
- - - 出現率
円内 上段：無風％
下段：測定時間数

環境衛生検査センター局

浮遊粒子状物質 平均 0.0317mg/?

平成19年4月～平成20年3月



旭町庁舎局
 浮遊粒子状物質 平均 0.0253mg/?
 平成19年4月～平成20年3月

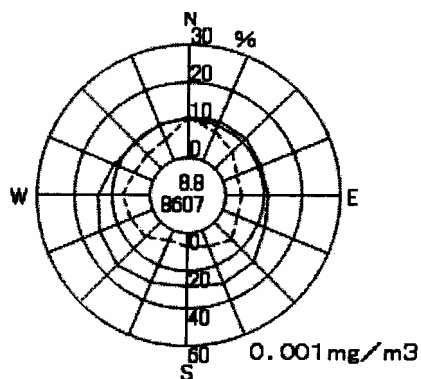
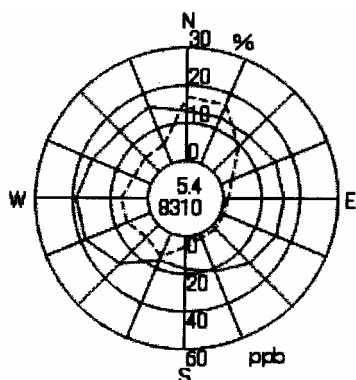
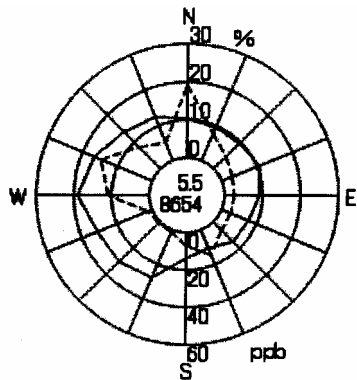


図2-1-15 光化学オキシダントの風向別濃度測定結果

西保健センター局
 光化学オキシダント 平均 27.6ppb
 平成19年4月～平成20年3月



環境衛生検査センター局
 光化学オキシダント 平均 23.3ppb
 平成19年4月～平成20年3月



—— 平均濃度
 - - - 出現率
 円内 上段：無風%
 下段：測定時間数

旭町庁舎局
 光化学オキシダント 平均 30.2ppb
 平成19年4月～平成20年3月

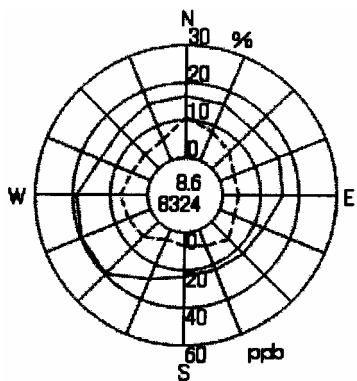
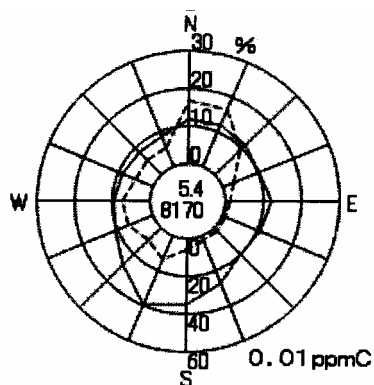


図 2-1-16 非メタン炭化水素の風向別濃度測定結果

西保健センター局

非メタン炭化水素 平均値 0.245ppm C
平成19年4月～平成20年3月



環境衛生検査センター局

非メタン炭化水素 平均値 0.276ppm C
平成19年4月～平成20年3月

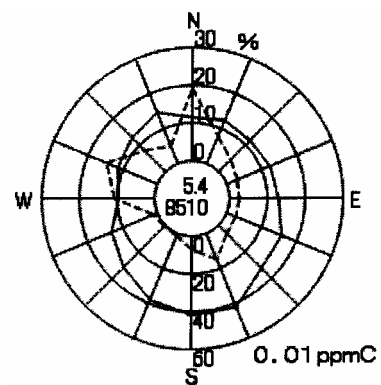
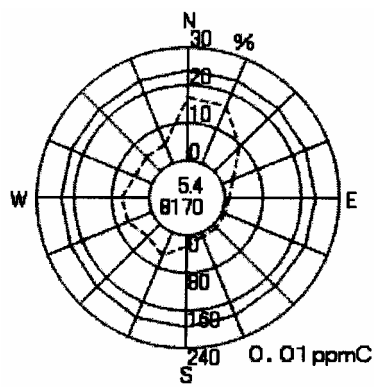


図 2-1-17 メタンの風向別濃度測定結果

西保健センター局

メタン 平均 1.907ppm C
平成19年4月～平成20年3月



環境衛生検査センター局

メタン 平均 1.898ppm C
平成19年4月～平成20年3月

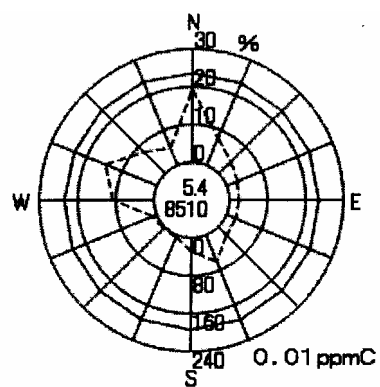
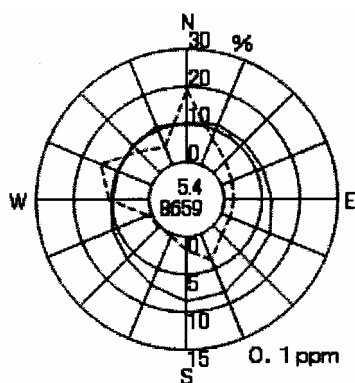


図 2-1-18 一酸化炭素の風向別濃度測定結果

環境衛生検査センター局

一酸化炭素 平均 0.59ppm
平成19年4月～平成20年3月



— 平均濃度
- - - 出現率
円内 上段：無風％
下段：測定時間数

表2-1-39 環境大気中のアスベスト調査結果

採取場所	採取日	採取時間	アスベスト濃度 (f/l)	風向・風速 (m/s)
西保健センター	平成19年8月8日	10:25 ～ 14:25	0.11	北西 1.4m/s
	平成20年2月25日	10:33 ～ 14:33	0.11	北東 2.0m/s
	平均値		0.11	
旭町庁舎	平成19年6月12日	10:25 ～ 14:25	0.34	北西 2.3m/s
	平成19年11月30日	11:23 ～ 15:23	0.057未満	北 3.4m/s
	平均値		0.17	

表2-1-40 環境大気中のアスベスト濃度（年度平均値）の推移

調査年度	調査回数	アスベスト濃度年度平均値 (f/l)			
		西保健センター (旧西保健所)	環境衛生検査センター (旧公害監視センター)	文化会館	旭町庁舎
S63年度	4	1.53	1.62	1.53	1.78
H 1年度	4	1.66	1.70	1.92	1.67
2年度	4	2.98	3.06	2.74	1.79
3年度	4	0.38	0.45	0.52	0.94
4年度	4	0.30	0.21	0.27	0.30
5年度	4	0.46	0.26	0.29	0.28
6年度	4	0.23	0.12	0.13	0.15
7年度	4	0.12	0.18	0.20	0.17
8年度	4	0.19	0.10	0.11	0.13
9年度	4	0.24	—	—	0.17
10年度	4	0.19	—	—	0.24
11年度	4	0.14	—	—	0.15
12年度	4	0.28	—	—	0.28
13年度	4	0.17	—	—	0.14
14年度	4	0.36	—	—	0.42
15年度	2	0.57	—	—	0.27
16年度	2	0.60	—	—	0.32
17年度	2	0.06以下	—	—	0.06以下
18年度	2	0.04	—	—	0.08
19年度	2	0.11	—	—	0.17

図2-1-19 環境大気中のアスベスト濃度（年度平均値）の推移

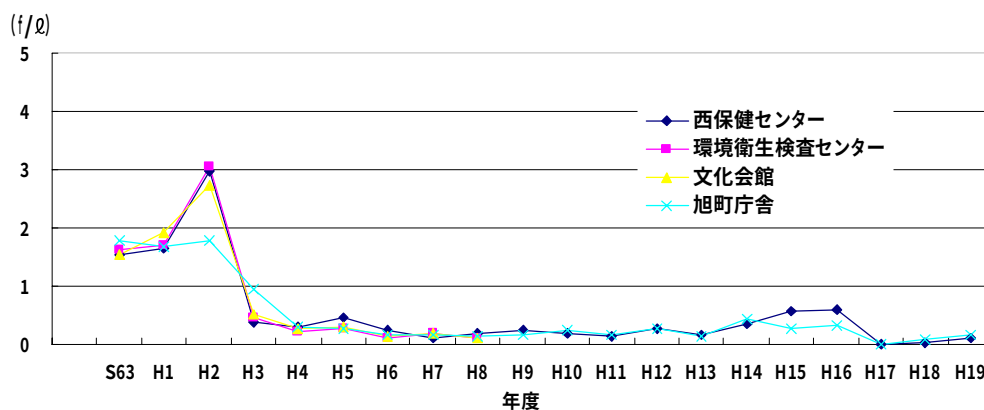


表2-1-41 酸性雨の年度加重平均経年変化

旭町庁舎

調査 年度	降水量 mm	pH	導電率 mS/m	SO ₄ ²⁻ μg/ml	NO ₃ ⁻ μg/ml	Cl ⁻ μg/ml	NH ₄ ⁺ μg/ml	Ca ²⁺ μg/ml	Mg ²⁺ μg/ml	K ⁺ μg/ml	Na ⁺ μg/ml	降下物量 g/m ²
H3	1,275	4.69	1.770	2.11	1.41	1.09	0.55	0.59	0.06	0.13	0.35	15.0
H4	1,284	4.69	1.619	1.98	1.20	1.00	0.51	0.53	0.06	0.10	0.39	13.7
H5	1,243	4.81	1.698	2.01	1.54	0.90	0.69	0.51	0.04	0.11	0.33	16.6
H6	590	4.79	2.739	3.33	3.25	1.56	1.02	1.12	0.12	0.17	0.65	15.0
H7	1,232	4.91	1.773	2.38	1.77	0.99	0.70	0.62	0.07	0.12	0.42	13.2
H8	1,144	4.80	1.956	2.32	1.90	1.26	0.70	0.61	0.08	0.09	0.50	11.5
H9	1,539	5.07	1.433	1.83	1.44	0.96	0.58	0.47	0.06	0.08	0.40	11.6
H10	1,489	5.09	1.293	1.82	1.55	0.79	0.50	0.55	0.06	0.11	0.33	9.3
H11	1,333	5.07	1.400	1.77	1.65	1.10	0.51	0.59	0.06	0.25	0.47	9.2
H12	1,300	4.78	2.050	2.70	2.48	1.07	0.69	0.88	0.08	0.19	0.39	13.6
H13	908	4.74	2.149	3.06	2.29	1.21	0.71	0.79	0.10	0.09	0.49	10.2
H14	1,009	5.02	1.745	2.30	2.27	0.95	0.69	0.67	0.08	0.08	0.39	10.7
H15	1,361	5.00	1.376	1.77	1.68	0.70	0.54	0.32	0.04	0.04	0.35	7.5
H16	1,448	4.99	1.238	1.40	1.46	0.66	0.41	0.26	0.05	0.05	0.36	7.4
H17	964	4.72	2.330	2.86	2.29	1.05	0.66	0.62	0.08	0.06	0.56	9.6
H18	1,256	4.97	1.560	1.77	1.70	0.79	0.55	0.54	0.08	0.09	0.50	7.6
H19	1,061	4.83	1.862	2.34	2.22	0.70	0.68	0.70	0.06	0.07	0.42	7.5

環境衛生検査センター

調査 年度	降水量 mm	pH	導電率 mS/m	SO ₄ ²⁻ μg/ml	NO ₃ ⁻ μg/ml	Cl ⁻ μg/ml	NH ₄ ⁺ μg/ml	Ca ²⁺ μg/ml	Mg ²⁺ μg/ml	K ⁺ μg/ml	Na ⁺ μg/ml	降下物量 g/m ²
H3	1,270	4.69	2.080	2.45	1.50	1.07	0.57	0.55	0.06	0.17	0.42	12.1
H4	1,116	4.69	2.030	2.45	1.50	1.07	0.56	0.63	0.07	0.14	0.43	11.1
H5	1,444	4.69	1.600	1.93	1.23	0.81	0.48	0.50	0.05	0.13	0.36	11.7
H6	787	4.67	2.940	3.67	3.59	1.38	0.90	1.24	0.12	0.19	0.66	13.5
H7	1,293	4.97	1.650	2.39	1.50	0.92	0.58	0.69	0.07	0.10	0.43	12.7
H8	1,212	4.78	1.856	2.23	1.62	1.05	0.58	0.57	0.07	0.10	0.45	11.1
H9	1,400	5.09	1.384	1.92	1.34	0.83	0.55	0.46	0.06	0.09	0.38	10.0
H10	1,379	5.25	1.286	1.94	1.64	0.76	0.60	0.58	0.06	0.22	0.32	6.7
H11	1,317	5.11	1.354	1.78	1.51	0.97	0.51	0.56	0.06	0.25	0.46	7.3
H12	1,190	4.85	1.860	2.70	1.98	0.97	0.59	0.90	0.08	0.18	0.40	10.1
H13	1,003	4.77	1.878	2.74	1.84	0.98	0.61	0.60	0.08	0.09	0.46	8.5
H14	907	5.03	1.657	2.27	1.94	0.87	0.58	0.64	0.07	0.07	0.39	6.6
H15	1,306	5.19	1.268	1.75	1.48	0.67	0.57	0.36	0.03	0.04	0.32	10.0
H16	1,341	5.17	1.095	1.38	1.29	0.65	0.44	0.27	0.03	0.03	0.34	8.7
H17	963	4.86	2.018	2.78	2.12	0.87	0.69	0.56	0.06	0.05	0.47	9.9
H18	1,181	5.19	1.419	1.74	1.62	0.73	0.61	0.61	0.06	0.05	0.44	10.4
H19	1,046	5.06	1.626	2.22	1.91	0.79	0.73	0.68	0.06	0.05	0.47	8.5

図2-1-20 酸性雨の経年変化

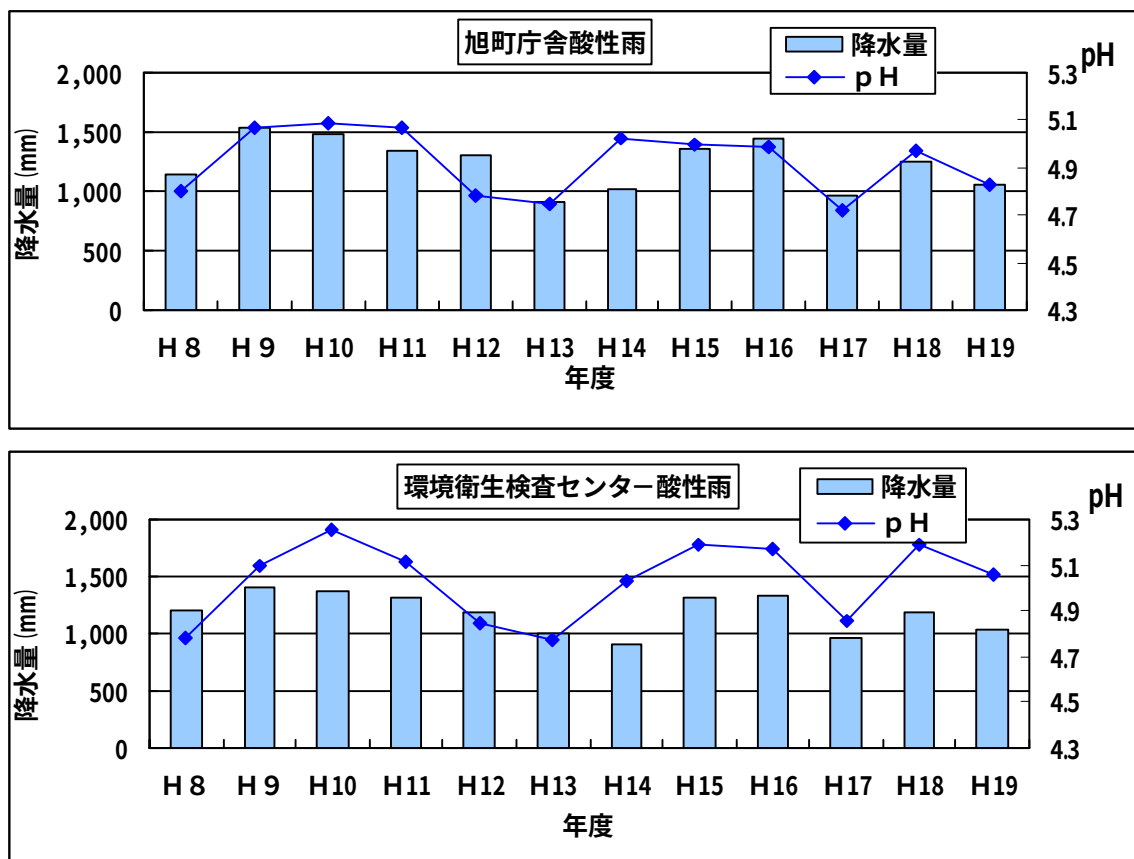


表2-1-42 平成19年度酸性雨共同調査連絡会（APSN）による調査結果

梅雨期調査																
採取 期間	調査地点	降水量	貯水量	pH	導電率	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	QA/QC		降下物
		mm	ml		mS/m	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	R1	R2	mg/㎡
5/28 ↓ 7/2	環境衛生検査C	144.7	4,545	4.97	1.42	20.40	26.30	8.00	38.20	4.70	1.90	10.60	0.60	1.88	-0.58	636
	旭町庁舎	143.3	4,500	4.87	1.61	21.90	31.90	9.60	41.50	7.40	2.00	13.00	1.40	4.35	1.12	539
	府下平均	154.8	4,860	4.80	1.65	20.35	26.10	10.43	24.59	6.66	1.69	8.81	1.42	-3.32	-1.72	
梅雨期全降水量																
調査地点	降水量 mm	pH	H ⁺ μmol/m ²	SO ₄ ²⁻ μmol/m ²	NO ₃ ⁻ μmol/m ²	Cl ⁻ μmol/m ²	NH ₄ ⁺ μmol/m ²	Na ⁺ μmol/m ²	K ⁺ μmol/m ²	Ca ²⁺ μmol/m ²	Mg ²⁺ μmol/m ²					
環境衛生検査C	144.7	4.97	1,559	2,953	3,807	1,158	5,529	680	275	1,534	87					
旭町庁舎	143.3	4.87	1,916	3,139	4,572	1,376	5,947	1,061	287	1,863	201					
府下平均	154.8	4.80	2,983	3,126	4,004	1,564	3,692	1,043	258	1,335	216					
秋期調査																
採取 期間	調査地点	降水量	貯水量	pH	導電率	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	NH ₄ ⁺	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	QA/QC		降下物
		mm	ml		mS/m	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	μmol/l	R1	R2	mg/㎡
10/1 ↓ 10/29	環境衛生検査C	83.3	2,615	5.01	1.15	14.10	21.10	13.10	20.90	10.70	0.00	11.60	1.30	3.70	1.23	376
	旭町庁舎	85.2	2,675	4.79	1.32	13.30	10.90	13.10	19.40	12.30	0.10	6.80	1.60	3.48	0.67	190
	府下平均	99.5	3,125	4.94	1.34	13.01	16.38	14.16	11.75	12.96	1.21	7.00	2.15	1.56	-6.17	
秋期全降水量																
調査地点	降水量 mm	pH	H ⁺ μmol/m ²	SO ₄ ²⁻ μmol/m ²	NO ₃ ⁻ μmol/m ²	Cl ⁻ μmol/m ²	NH ₄ ⁺ μmol/m ²	Na ⁺ μmol/m ²	K ⁺ μmol/m ²	Ca ²⁺ μmol/m ²	Mg ²⁺ μmol/m ²					
環境衛生検査C	83.3	5.01	815	1,174	1,757	1,091	1,741	891	0	966	108					
旭町庁舎	85.2	4.79	1,394	1,133	1,780	1,116	1,653	1,048	9	579	136					
府下平均	99.5	4.94	1,424	1,327	1,649	1,388	1,203	1,270	128	705	215					

表2-1-43 有害大気汚染物質モニタリング結果

	単位	基準値等	西保健センター局(一般)			環境衛生検査センター局(沿道)		
			平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値
1 アクリロニトリル	μg/m ³	☆ 2	0.04	ND	0.13	0.046	ND	0.17
2 塩化ビニルモノマー	μg/m ³	☆ 10	0.02	ND	0.12	0.026	ND	0.17
3 クロロホルム	μg/m ³	0.4	0.1	ND	0.32	0.067	ND	0.23
4 1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.4	0.05	ND	0.15	0.061	ND	0.19
5 ジクロロメタン	μg/m ³	※ 150	12	0.96	26	12	0.66	28
6 テトラクロロエチレン	μg/m ³	※ 200	1	0.21	2.7	1.2	0.22	3.8
7 トリクロロエチレン	μg/m ³	※ 200	5.8	2.00	14	5.8	0.70	11.0
8 1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.04	0.35	0.06	0.89	0.56	0.130	1.3
9 ベンゼン	μg/m ³	※ 3	2.1	0.5	4	2.8	0.71	4.5
10 アセトアルデヒド	μg/m ³	5	4.1	2.3	5.5	4.5	2.1	6.5
11 ホルムアルデヒド	μg/m ³	0.8	4.2	2.2	5.9	4.5	1.6	6.1
18 水銀及びその化合物	ng/m ³	☆ 40	2.9	1.6	5.1	2.3	1.4	3.1
12 ニッケル及びその化合物	ng/m ³	☆ 25	12	4.7	2	11	2	22
13 ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	4	0.023	ND	0.098	0.029	ND	0.12
14 マンガン及びその化合物	ng/m ³	1000	35	3.7	85	39	4.2	100
15 クロム及びその化合物	ng/m ³	0.8	6.8	0.21	15	8.9	0.83	15
16 砒素及びその化合物	ng/m ³	2	1.4	0.20	2.1	1.7	0.16	2.6
17 ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	1	0.32	0.027	0.64	0.40	0.031	0.67
粉じん量	μg/m ³	—	37	8.9	120	51	11	170

※印 環境基準 ☆印 指針値

ND:検出下限値未満

表2-1-44 大気汚染観測車による二酸化硫黄測定結果

測定場所	測定期間	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無
					1時間値	日平均	時間	%	日数	%	
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	319	0.002	0.010	0.004	0	0.0	0	0.0	無
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	313	0.001	0.005	0.003	0	0.0	0	0.0	無
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	319	0.003	0.012	0.006	0	0.0	0	0.0	無
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	307	0.002	0.009	0.005	0	0.0	0	0.0	無
	集計値	52	1258	0.002	0.012	0.006	0	0.0	0	0.0	無

日平均の2%除外値:0.006ppm

表2-1-45 大気汚染観測車による二酸化窒素測定結果

測定場所	測定期間	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
					1時間値	日平均	日数	%	日数	%
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	322	0.016	0.051	0.030	0	0.0	0	0.0
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	319	0.029	0.059	0.036	0	0.0	0	0.0
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	322	0.034	0.092	0.057	5	38.5	0	0.0
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	309	0.025	0.057	0.039	0	0.0	0	0.0
	集計値	52	1,272	0.026	0.092	0.057	5	9.6	0	0.0

日平均の98%値:0.054ppm

表2-1-46 大気汚染観測車による一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果

測定場所	測定期間	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NOx)				
		有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)		有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	最高値 (ppm)	
					1時間値	日平均値				1時間値	日平均値
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	322	0.004	0.034	0.008	13	322	0.020	0.085	0.035
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	319	0.023	0.136	0.047	13	319	0.052	0.176	0.082
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	322	0.029	0.298	0.082	13	322	0.064	0.375	0.136
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	309	0.006	0.088	0.029	13	309	0.030	0.141	0.061
	集計値	52	1,272	0.016	0.298	0.082	52	1,272	0.042	0.375	0.136

表2-1-47 大気汚染観測車による浮遊粒子状物質測定結果

測定場所	測定期間	有効測定日数	測定時間	平均値 (mg/m ³)	最高値 (mg/m ³)		1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
					1時間値	日平均	時間	%	日数	%	
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	320	0.035	0.098	0.064	0	0.0	0	0.0	無
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	320	0.032	0.084	0.054	0	0.0	0	0.0	無
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	323	0.047	0.176	0.113	0	0.0	1	7.7	無
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	312	0.039	0.145	0.098	0	0.0	0	0.0	無
	集計値	52	1,275	0.038	0.176	0.113	0	0.0	1	1.9	無

日平均の2%除外値:0.098mg/m³

表2-1-48 大気汚染観測車による光化学オキシダント測定結果

測定場所	測定期間	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1 時間値の 平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	昼間の日 最高1時 間値の平 均値 (ppm)
					日	時間	日	時間		
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月23日	14	201	0.031	7	27	1	1	0.127	0.058
	平成18年11月2日 ～ 11月15日	14	198	0.015	0	0	0	0	0.052	0.030
	平成19年2月2日 ～ 2月15日	14	199	0.022	0	0	0	0	0.052	0.039
	平成19年5月14日 ～ 5月27日	14	209	0.042	8	38	0	0	0.106	0.065
	集計値	56	807	0.028	15	65	1	1	0.127	0.048

表2-1-49 大気汚染観測車による非メタン炭化水素測定結果

測定場所	測定期間	6～9 時 測定日 数	測定 時間	平均値 (ppmC)	6～9時 における 平均値 (ppmC)	6～9時3時間平均 値 (ppmC)		6～9時3時間平均値 が0.20ppmCを超え た日数とその割合		6～9時3時間平均値 が0.31ppmCを超え た日数とその割合	
						最高値	最低値	日	%	日	%
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月23日	14	322	0.18	0.19	0.39	0.07	5	35.7	2	14.3
	平成18年11月2日 ～ 11月15日	14	319	0.66	0.68	1.18	0.18	13	92.9	12	85.7
	平成19年2月2日 ～ 2月15日	14	322	0.38	0.51	1.64	0.06	10	71.4	8	57.1
	平成19年5月16日 ～ 5月28日	13	297	0.26	0.26	0.53	0.11	9	69.2	4	30.8
	集計値	55	1,260	0.37	0.41	1.64	0.06	37	67.3	26	47.3

表2-1-50 大気汚染観測車によるメタン及び全炭化水素測定結果

測定場所	測定期間	測定 時間	メタン					全炭化水素				
			6～9 時 測定 日数	平均値 (ppmC)	6～9時 における 平均値 (ppmC)	6～9時3時間平 均値 (ppmC)		6～9 時 測定 日数	平均値 (ppmC)	6～9時 における 平均値 (ppmC)	6～9時3時間平 均値 (ppmC)	
						最高値	最低値				最高値	最低値
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月23日	322	14	1.81	1.82	1.94	1.75	14	1.99	2.01	2.33	1.82
	平成18年11月2日 ～ 11月15日	319	14	1.95	1.98	2.08	1.84	14	2.61	2.65	3.24	2.02
	平成19年2月2日 ～ 2月15日	322	14	1.96	2.01	2.37	1.86	14	2.33	2.52	4.01	1.91
	平成19年5月16日 ～ 5月28日	297	13	1.89	1.90	1.96	1.83	13	2.15	2.16	2.46	1.96
	集計値	1,260	55	1.90	1.93	2.37	1.75	55	2.27	2.34	4.01	1.82

表2-1-51 大気汚染観測車による一酸化炭素測定結果

測定場所	測定期間	有効測定 日数	測定 時間	平均値 (ppm)	1時間値の最 高値 (ppm)	日平均値の最 高値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超え た回数	日平均値が 10ppmを超え た日数
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	322	0.3	0.9	0.5	0	0
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	319	0.7	1.7	0.9	0	0
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	322	0.7	3.0	1.3	0	0
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	310	0.4	1.0	0.6	0	0
	集計値	52	1,273	0.5	3.0	1.3	0	0

表2-1-52 大気汚染観測車による風速測定結果

測定場所	測定期間	有効測定日数	測定時間	平均値 (m/s)	1時間値の 最高値 (m/s)	有効日平均値の 最高値 (m/s)
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	324	1.5	4.2	2.6
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	321	1.0	5.2	2.6
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	324	1.2	4.2	1.8
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	312	1.5	4.3	2.0
	集計値	52	1,281	1.3	5.2	2.6

表2-1-53 大気汚染観測車による風向測定結果

測定場所	測定期間	有効測定日数	測定時間	最多風向
長田東内介公園	平成18年8月10日 ～ 8月22日	13	324	NNE
	平成18年11月2日 ～ 11月14日	13	321	W
	平成19年2月2日 ～ 2月14日	13	324	NNE
	平成19年5月15日 ～ 5月27日	13	312	W
	集計値	52	1,281	NNE

図 2-1-21 風向頻度及び平均風速の測定結果（長田東内介公園）

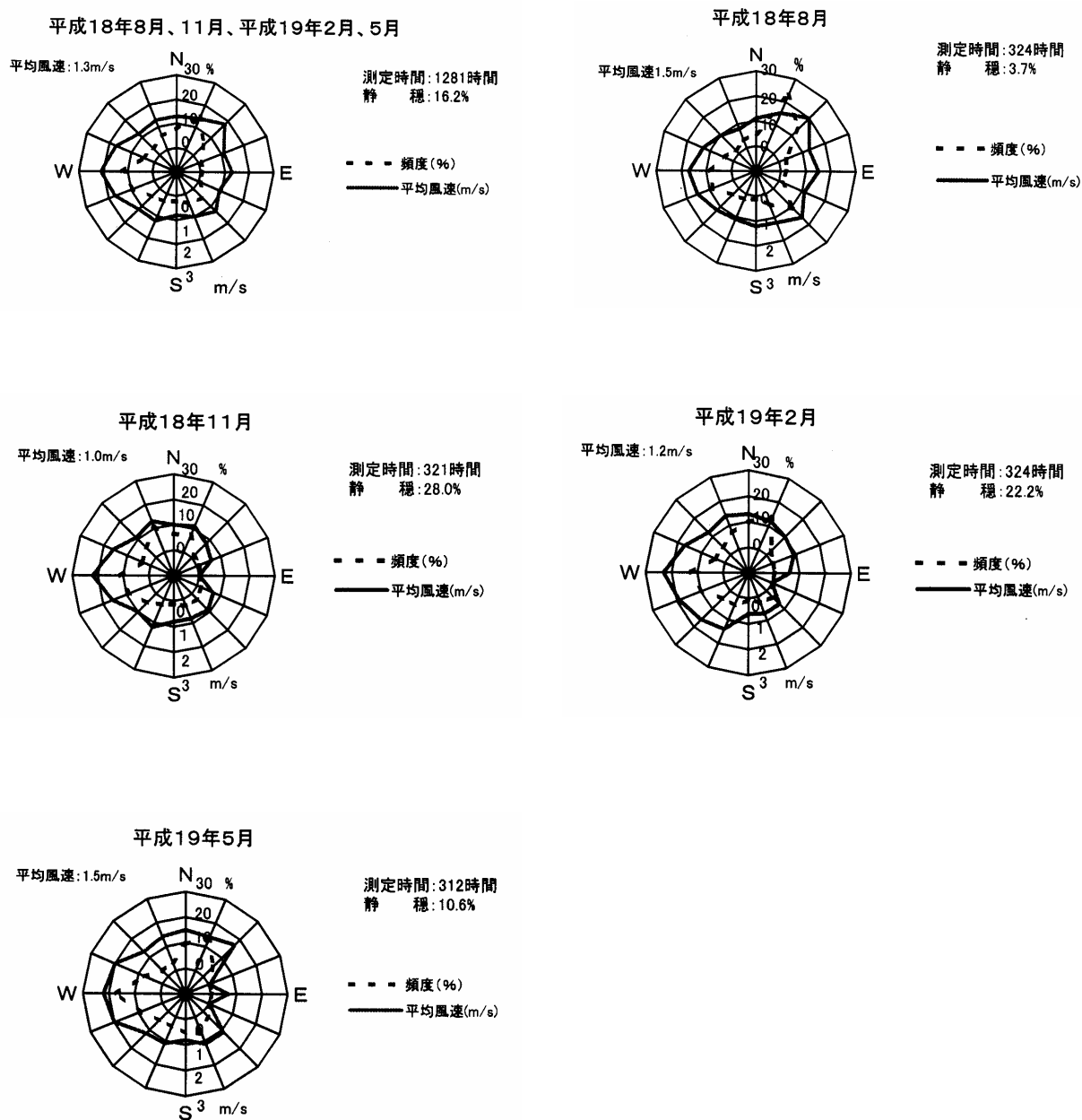


図 2-1-22 二酸化硫黄の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）

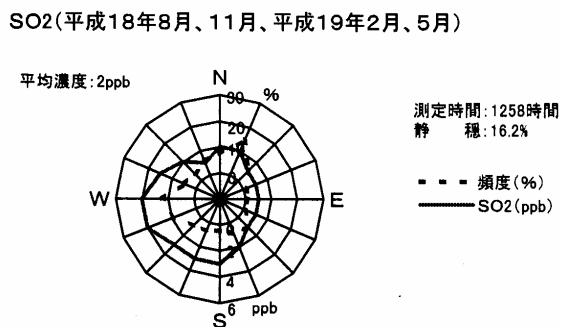


図 2-1-23 二酸化窒素の風向別濃度測定結果（長田東内介公園）

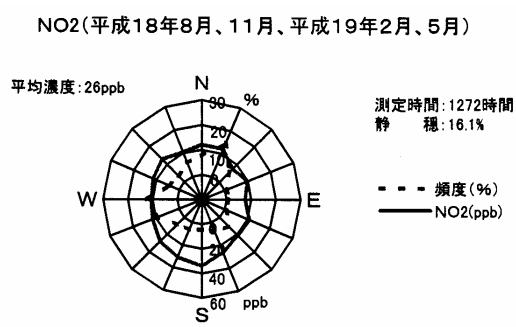


図 2-1-24 一酸化窒素の風向別濃度測定結果
(長田東内介公園)

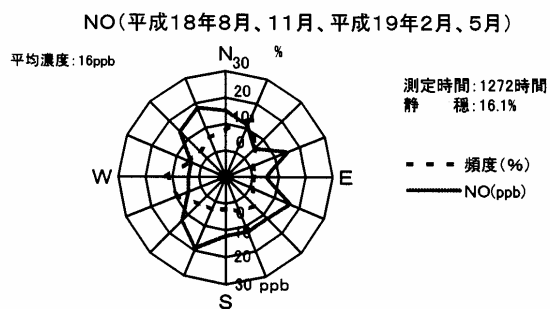


図 2-1-25 浮遊粒子状物質の風向別濃度測定結果
(長田東内介公園)

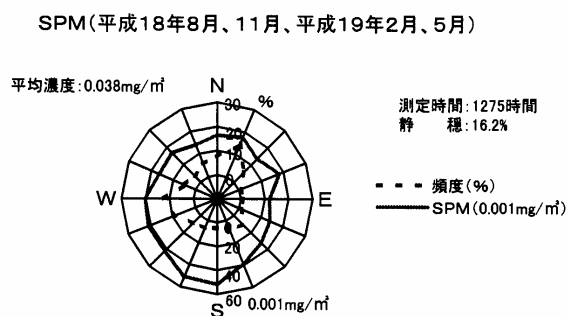


図 2-1-26 光化学オキシダントの風向別濃度測定結果
(長田東内介公園)

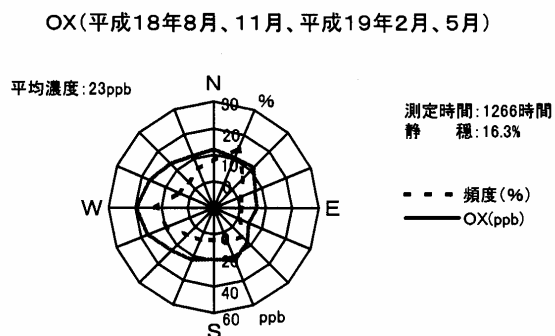


図 2-1-27 非メタン炭化水素の風向別濃度測定結果
(長田東内介公園)

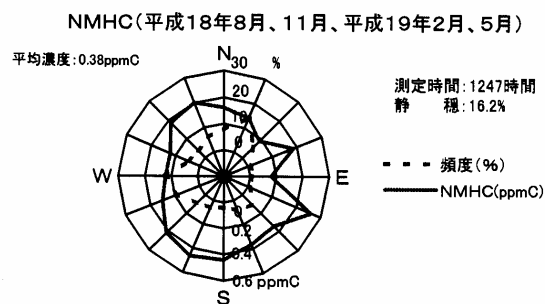


図 2-1-28 一酸化炭素の風向別濃度測定結果
(長田東内介公園)

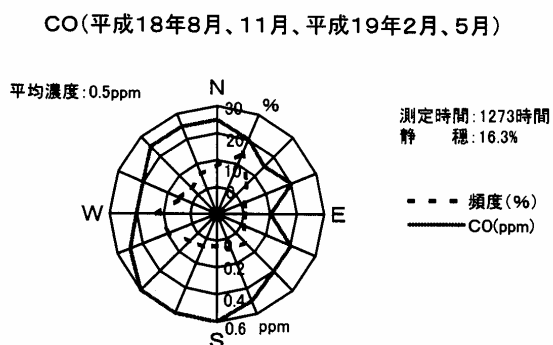


表2-1-54 オキシダント緊急時等発令基準

発令区分		発令基準	解除基準
予報		当該地域の測定点のうち1地点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状況が回復すると認めるとき。
オキシダント緊急時	注意報	当該地域の測定点のうち1地点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状況が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状況が回復すると認めるとき。 なお、この解除は、予報の解除を含むものとする。
	警報	当該地域の測定点のうち1地点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状況が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状況が回復すると認めるとき。
	重大緊急警報	当該地域の測定点のうち1地点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状況が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状況が回復すると認めるとき。

表2-1-55 オキシダント緊急時等発令地域区分

地域の区分		市区町村
略称	名称	
1の地域	大阪市中心部の地域	大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区及び西成区
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域	大阪市西淀川区、淀川区及び東淀川区並びに豊中市、吹田市及び摂津市
3の地域	東大阪地域	大阪市旭区、城東区及び鶴見区並びに守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市及び交野市
4の地域	堺市及びその周辺地域	大阪市住之江区、住吉区、東住吉区及び平野区並びに堺市、泉大津市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市及び忠岡町
5の地域	北大阪地域	池田市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、島本町、豊能町及び能勢町
6の地域	南大阪地域	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、美原町及び千早赤阪村
7の地域	泉南地域	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町

表2-1-56 光化学スモッグの発令状況（東大阪地域）

区分 年度	発令延時間・発令回数						最も早い発令日			最も遅い発令日			気象情報発表回数（大阪府関係）	被害訴え者数（被害訴え届出件数）
	予 報		注意報		警 報									
	延時間	回数	延時間	回数	延時間	回数	予 報	注意報	警報	予 報	注意報	警報		
昭和46年	34:45	7	4:00	1			9/ 2	9/13		10/16	9/13			84(3)
昭和47年	76:40	17	26:00	6			5/ 7	5/11		10/ 8	10/ 7		13(11)	30(7)
昭和48年	176:10	35	79:30	17	2:00	1	5/ 1	5/ 1	8/ 1	10/ 4	8/13	8/ 1	18(18)	213(11)
昭和49年	152:00	35	56:20	15			4/13	5/17		10/16	8/ 9		6(5)	111(2)
昭和50年	120:20	30	36:20	13			5/12	5/12		10/ 1	9/26		31(30)	
昭和51年	105:10	26	33:40	10			4/27	4/27		10/13	10/ 7		31(31)	
昭和52年	83:40	24	46:30	16			5/10	6/ 4		10/15	10/15		28(28)	
昭和53年	69:00	20	38:20	15			5/13	5/27		10/ 3	9/18		22(22)	28(9)
昭和54年	36:00	10	28:00	10			5/25	5/25		9/21	9/21		8(8)	3(2)
昭和55年	38:00	11	26:10	9			5/12	5/29		9/19	9/19		9(9)	8(3)
昭和56年	39:30	10	29:10	9			5/27	5/27		8/17	8/17		14(14)	6(4)
昭和57年	24:20	7	8:50	3			5/11	8/15		10/ 1	10/14		5(5)	
昭和58年	17:00	4	10:50	3			6/15	6/15		8/31	8/31		12(12)	12(1)
昭和59年	40:10	9	23:30	7			5/30	5/30		8/31	8/11		17(17)	7(2)
昭和60年	67:20	16	47:20	14			5/12	5/12		9/ 9	10/9		15(15)	14(5)
昭和61年	49:50	13	29:00	9			6/ 1	6/ 1		9/ 7	9/ 7		30(30)	
昭和62年	99:40	21	50:00	12			5/ 8	5/ 8		8/20	8/13		11(11)	
昭和63年	23:20	7	8:50	3			5/17	5/19		8/ 4	7/22		9(9)	
平成元年	50:20	15	21:40	8			5/24	5/24		8/29	8/29		15(15)	
平成2年	94:30	21	63:30	18			6/ 7	6/ 7		9/ 6	9/ 6		29(29)	
平成3年	22:30	7	10:00	5			6/ 5	6/ 5		9/12	9/12		7(7)	
平成4年	34:00	10	14:40	4			6/ 2	6/ 3		9/ 9	9/ 9		21(16)	
平成5年	15:20	5	10:50	5			6/ 1	6/ 1		8/31	8/31		9(9)	1(1)
平成6年	56:20	16	28:20	9			6/ 5	6/ 6		9/10	8/ 8		32(32)	
平成7年	26:50	8	17:00	6			6/30	6/30		8/29	8/29		10(10)	1(1)
平成8年	32:30	11	16:20	7			6/23	6/23		9/19	9/29		25(25)	
平成9年	17:50	6	8:20	3			6/14	7/21		9/11	9/11		12(12)	
平成10年	90:10	21	54:10	17			5/22	5/27		9/12	9/12		23(23)	1(1)
平成11年	15:40	5	7:20	3			6/ 6	6/ 6		9/ 3	8/26		14(14)	
平成12年	64:10	16	34:40	10			5/ 9	5/ 9		9/ 7	9/ 7		29(29)	26(1)
平成13年	65:30	18	24:20	9			6/ 4	6/ 9		9/20	9/20		21(21)	
平成14年	41:10	11	24:20	7			6/ 3	6/ 3		9/ 4	9/ 4		10(10)	
平成15年	45:20	15	16:20	7			5/ 5	5/ 5		9/18	9/ 4		9(9)	
平成16年	25:10	9	10:10	3			5/ 8	7/ 6		10/ 1	8/26		13(13)	
平成17年	41:00	10	20:40	7			6/ 1	6/ 1		9/ 3	8/ 5		6(6)	
平成18年	66:40	14	39:10	11			6/ 1	6/ 6		10/19	9/ 4		15(15)	
平成19年	9:40	3	7:40	3			6/26	6/26		8/16	8/16		14(14)	

（注）昭和46年度のデータは、年度途中の制度改正によるもの。

東大阪地域：東大阪市、大阪市（旭区、城東区、鶴見区）、守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市

表2-1-57 大気汚染防止法に基づく届出状況

	ばい煙	揮発性有機化合物	粉じん		合計
			一般粉じん	特定粉じん	
設置	14				14
使用	2	6			8
構造変更	0				0
使用廃止	19	1		3	23
氏名変更	18				18
承継	0				0
排出作業	44				44

表2-1-58 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

	ばい煙				粉じん		合計
	ばいじん	有害物質	炭化水素類		一般	特定	
	届出施設	届出施設	届出施設	届出工場等	届出施設	届出施設	
設置	2	7	2		3		14
使用							
構造変更		1	1	1			3
使用廃止		5	2		2	2	11
氏名変更	9						9
承継	1						1

注1) 1つの届出で複数のばい煙等の項目に係る場合は、それぞれの届出件数欄に加算する。ただし、その場合、合計欄には1件としてカウントする。例えば、ある届出がばいじん、有害物質、一般粉じんに係る場合は、既存の届出件数に左欄から1、1、0、0、1、0、2を加算する。

表2-2-1 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（健康項目）及び
地下水の水質汚濁に係る環境基準

昭和45年 4月21日設定
昭和46年12月28日環境庁告示第59号
昭和49年 9月30日環境庁告示第63号（一部改正）
昭和50年 2月 3日環境庁告示第3号（一部改正）
昭和57年 3月27日環境庁告示第41号（一部改正）
平成 5年 3月 8日環境庁告示第16号（一部改正）
平成 9年 3月13日環境庁告示第10号
平成11年 2月22日環境庁告示第14号

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエタン	0.02mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チラウム	0.006mg/L以下
ジマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下

注 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については最高値とする

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。（以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。）

3 総水銀についての環境基準の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。（昭和49年12月23日付環水管第182号）

表2-2-2 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）

昭和45年 4月21日設定
 昭和46年12月28日環境庁告示第59号
 昭和49年 9月30日環境庁告示第63号（一部改正）
 昭和57年 3月27日環境庁告示第41号（一部改正）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					大阪府における 該当河川
		水素イオン濃 度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	安威川上流（茨 木取水口より上 流）
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	淀川下流（長良 堰まで） 石川（全域） 神崎川
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	大和川中流（浅 香山まで） 大阪市内河川 淀川下流
D	工業用水2級 農業用水及び E以下の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	大和川下流 恩智川 第二寝屋川 寝屋川
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L 以上	—	

注 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.0以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

図2-2-1 水質汚濁状況調査測定点位置図

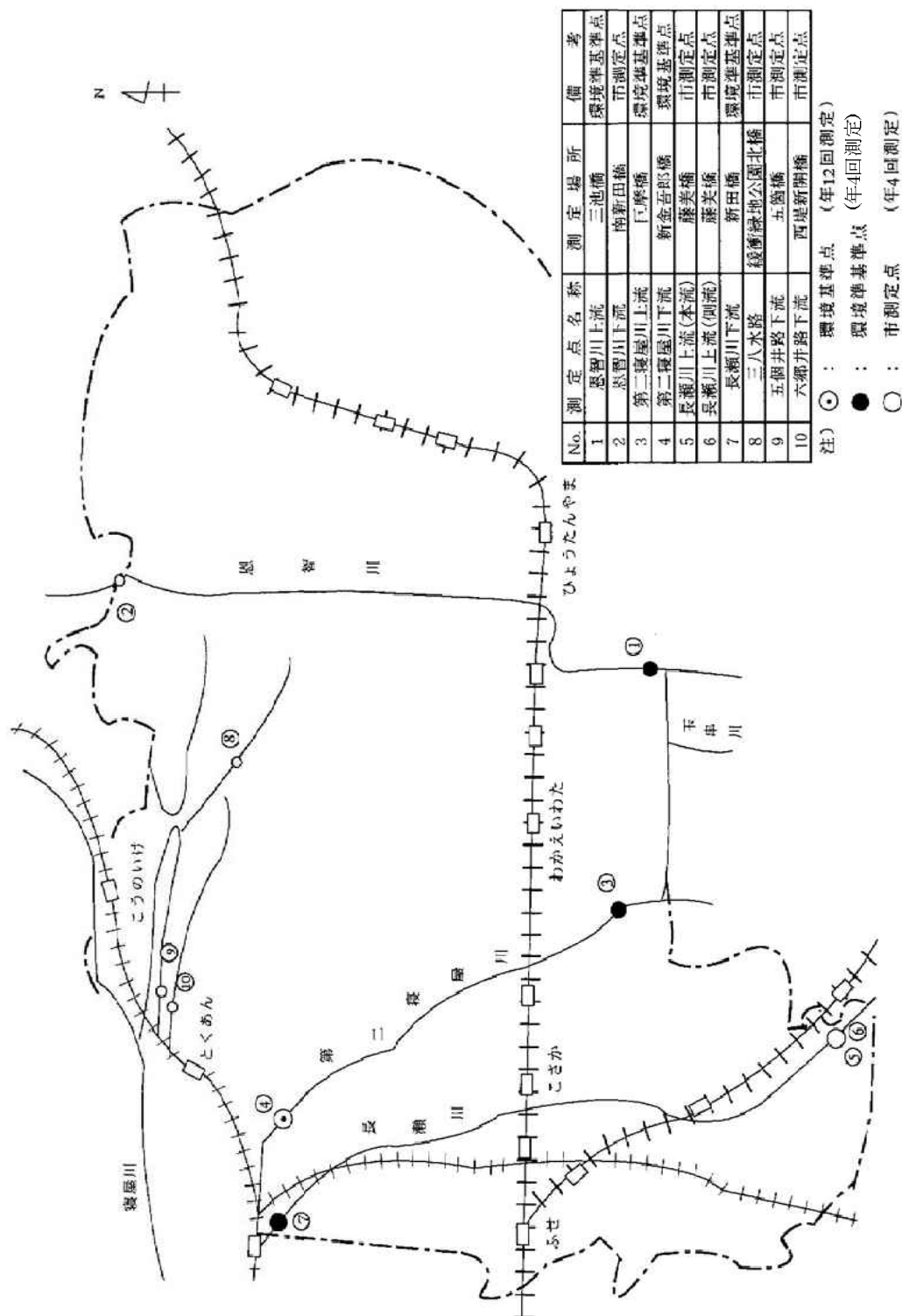


表2-2-3 公共用水域水質調査結果①（生活環境項目、健康項目、特殊項目）

地 点 番 号		1			2			3			4			5		
河 川 名		恩智川上流			恩智川下流			第二寝屋川上流			第二寝屋川下流			長瀬川(本流)		
調 査 地 点		新池島町3丁目11番地先			加納1391番地先			若江北町3丁目7番地先			川俣2丁目3番地先			金岡4丁目8番地先		
測 定 値		平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数
生 活 環 境 項 目	流 量 (m³/S)	0.59	0.44 0.79	4	0.77	0.35 1.43	4	0.78	0.42 1.00	4	5.64	1.01 12.48	12	0.16	0.11 0.23	4
	p H	—	7.3 8.4	16	—	7.2 8.1	16	—	7.4 8.2	16	—	6.6 7.5	48	—	7.4 9.3	16
	D O (mg/L)	5.7	3.8 7.6	4	6.0	4.6 7.9	4	9.8	7.4 15	4	6.7	4.2 8.3	12	9.1	7.7 11	4
	B O D (mg/L)	9.9	6.9 16	4	8.3	5.5 10	4	4.3	2.2 6.6	4	4.2	1.6 8.5	12	3.8	2.1 5.5	4
	C O D (mg/L)	11	9.6 12	4	9.8	8.6 11	4	7.1	6.5 8.1	4	8.2	6.9 9.6	12	7.6	6.8 9.2	4
	S S (mg/L)	29	10 42	4	14	9 19	4	8	4 11	4	4	2 6	12	14	6 24	4
	大 腸 菌 群 数 (MPN/100mL)	3.0×10 ⁵	1.3×10 ⁵ 4.6×10 ⁵	2	1.2×10 ⁵	1.1×10 ⁵ 1.3×10 ⁵	2	4.0×10 ⁵	1.3×10 ⁴ 7.9×10 ⁵	2	3.5×10 ⁴	4.9×10 ¹ 3.3×10 ⁵	12	1.7×10 ⁵	7.9×10 ³ 3.3×10 ⁵	2
	全 窒 素 (mg/L)	6.8	5.0 7.9	4	6.3	4.1 7.5	4	3.9	2.6 4.8	4	7.9	5.0 10	6	3.8	2.7 4.7	4
	全 り ん (mg/L)	0.74	0.67 0.77	4	0.55	0.46 0.63	4	0.41	0.35 0.49	4	0.66	0.29 1.1	6	0.43	0.29 0.55	4
	全 亜 鉛 (mg/L)	0.080	0.038 0.13	4	0.051	0.030 0.084	4	0.015	0.008 0.019	4	0.068	0.042 0.10	2	0.020	0.014 0.029	4
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	12	<0.001	<0.001 <0.001	4
	全 シ ア ン (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	12	<0.1	<0.1 <0.1	4
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	12	<0.005	<0.005 <0.005	4
	六 価 ク ロ ム (mg/L)	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	12	<0.02	<0.02 <0.02	4
	砒 素 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	12	<0.005	<0.005 <0.005	4
	総 水 銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	12	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	アルキル水銀 (mg/L)	※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	2	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	0.007	0.018 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	四 塩 化 炭 素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4
健 康 項 目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4
	チ ウ ラ ム (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4
	シ マ ジ ン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4
健 康 項 目	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4
	セ レ ン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	1.9	1.3 2.5	4	1.8	1.2 2.4	2	2.5	1.4 3.1	4	6.4	3.7 9.5	6	2.6	1.6 3.5	2
	ふ っ 素 (mg/L)	0.25	<0.08 0.33	4	<0.08	<0.08 <0.08	2	0.14	<0.08 0.19	4	0.16	0.10 0.26	4	<0.08	<0.08 <0.08	2
	ほ う 素 (mg/L)	0.07	0.06 0.08	4	0.06	0.05 0.06	2	0.07	0.06 0.09	4	0.10	0.06 0.13	4	0.08	0.07 0.08	2
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	2	<0.5	<0.5 <0.5	1
	フェノール類 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	2	<0.005	<0.005 <0.005	1
	銅 (mg/L)	0.012	0.012 0.012	1	0.006	0.006 0.006	1	0.006	0.006 0.006	1	0.006	0.006 0.006	2	0.011	0.011 0.011	1
	鉄（溶解性） (mg/L)	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	2	0.09	0.09 0.09	1
特 殊 項 目	マンガン（溶解性） (mg/L)	<0.01	<0.01 <0.01	1	0.08	0.08 0.08	1	0.03	0.03 0.03	1	0.06	0.05 0.06	2	<0.01	<0.01 <0.01	1
	全 ク ロ ム (mg/L)	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	2	<0.03	<0.03 <0.03	1
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.07	0.07 0.07	1	0.03	0.03 0.03	1	0.03	0.03 0.03	1	0.04	<0.01 0.06	2	0.01	0.01 0.01	1
	アンモニア性窒素 (mg/L)	3.2	2.2 3.7	4	2.6	1.7 3.4	2	0.64	0.47 0.99	4	0.77	0.43 1.3	6	0.039	0.21 0.57	2
	硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	1.7	1.0 2.3	4	1.6	0.96 2.2	2	2.4	1.4 3.0	4	6.3	3.7 9.1	6	2.5	1.6 3.4	2
	亜 硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	0.28	0.05 0.44	4	0.30	0.23 0.36	2	0.11	0.06 0.15	4	0.08	0.05 0.11	6	0.10	<0.04 0.15	2
	り ん 酸 性 り ん (mg/L)	0.49	0.42 0.58	4	0.45	0.34 0.56	2	0.28	0.24 0.30	4	0.53	0.18 0.92	6	0.37	0.34 0.40	2

地 点 番 号		6			7			8			9			10		
河 川 名		長瀬川(側流)			長瀬川下流			三八水路			五箇井路			六郷井路		
調 査 地 点		金岡4丁目8番地先			森河内西2丁目29番地先			川田3丁目7番地先			西鴻池町3丁目2番地先			稲田三島町3番地先		
測 定 値		平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数
生 活 環 境 項 目	流 量 (m³/S)	0.03	0.01 0.03	4	0.19	0.09 0.29	4	0.009	0.001 0.02	4	0.05	0.01 0.11	4	0.03	0.01 0.06	4
	p H	—	7.2 8.6	16	—	6.5 8.9	16	—	7.2 8.7	16	—	6.8 9.2	16	—	7.0 9.4	16
	D O (mg/L)	5.4	2.9 8.2	4	11	10 13	4	15	12 21	4	10	6.7 15	4	12	7.0 17	4
	B O D (mg/L)	6	3 9.1	4	5.7	1.6 11	4	5.4	2.5 8.1	4	4.9	1.6 9.8	4	5.4	1.8 8.5	4
	C O D (mg/L)	9.2	7.8 11	4	7.8	7.0 9.5	4	11	7.1 14	4	9.3	7.4 14	4	9.5	7.3 13	4
	S S (mg/L)	14	9 24	4	12	7 19	4	20	6 28	4	10	4 19	4	10	6 15	4
	大 腸 菌 群 数 (MPN/100mL)	8.2×10 ⁴	2.3×10 ⁴ 1.4×10 ⁵	2	4.3×10 ⁴	7.9×10 ³ 7.9×10 ⁴	2	1.6×10 ⁴	4.9×10 ² 3.1×10 ⁴	2	2.8×10 ³	7.9×10 ² 4.9×10 ³	2	5.1×10 ³	7.9×10 ² 9.4×10 ³	2
	全 窒 素 (mg/L)	3.4	4.7 5.9	4	4.2	2.6 5.7	4	2.8	0.81 6.0	4	8.0	3.1 11	4	7.0	2.5 11	4
	全 り ん (mg/L)	0.40	0.27 0.53	4	0.42	0.34 0.47	4	0.20	0.084 0.32	4	0.26	0.15 0.41	4	0.27	0.15 0.48	4
	全 亜 鉛 (mg/L)	0.064	0.032 0.093	4	0.042	0.021 0.062	4	0.028	0.018 0.042	4	0.067	0.019 0.14	4	0.056	0.016 0.098	4
健 康 項 目	カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4
	全 シ ア ン (mg/L)	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4	<0.1	<0.1 <0.1	4
	鉛 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4
	六 価 ク ロ ム (mg/L)	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4	<0.02	<0.02 <0.02	4
	砒 素 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4
	総 水 銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	アルキル水銀 (mg/L)	※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず			※総水銀が検出されな かったので測定せず		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1	<0.0005	<0.0005 <0.0005	1
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	四 塩 化 炭 素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4
康 項 目	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4	<0.0004	<0.0004 <0.0004	4
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4
	チ ウ ラ ム (mg/L)	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4	<0.0006	<0.0006 <0.0006	4
	シ マ ジ ン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4
特 殊 項 目	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4	<0.001	<0.001 <0.001	4
	セ レ ン (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2	<0.002	<0.002 <0.002	2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	2.5	1.9 3.1	2	3.2	1.6 4.7	4	2.8	0.65 5.0	2	7.9	5.7 10	2	6.0	4.2 7.8	2
	ふ っ 素 (mg/L)	<0.08	<0.08 <0.08	2	0.13	<0.08 0.19	4	0.09	0.08 0.10	2	0.085	0.08 0.09	2	<0.08	<0.08 <0.08	2
	ほ う 素 (mg/L)	0.09	0.09 0.09	2	0.08	0.06 0.09	4	0.10	0.07 0.13	2	0.07	0.05 0.09	2	0.07	0.05 0.08	2
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1	<0.5	<0.5 <0.5	1
	フェノール類 (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1
	銅 (mg/L)	0.005	0.005 0.005	1	0.010	0.010 0.010	1	0.006	0.006 0.006	1	<0.005	<0.005 <0.005	1	<0.005	<0.005 <0.005	1
	鉄 (溶解性) (mg/L)	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1	<0.08	<0.08 <0.08	1
	マンガン(溶解性) (mg/L)	0.01	0.01 0.01	1	<0.01	<0.01 <0.01	1	<0.01	<0.01 <0.01	1	0.01	0.01 0.01	1	<0.01	<0.01 <0.01	1
特 殊 項 目	全 ク ロ ム (mg/L)	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1	<0.03	<0.03 <0.03	1
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.06	0.06 0.06	1	0.02	0.02 0.02	1	<0.01	<0.01 <0.01	1	<0.01	<0.01 <0.01	1	<0.01	<0.01 <0.01	1
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.83	0.46 1.2	2	0.37	0.15 0.51	4	0.35	0.41 0.46	2	0.47	0.18 0.75	2	0.54	0.15 0.93	2
	硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	2.4	1.8 3.0	2	3.1	1.6 4.7	4	2.71	0.61 4.8	2	7.8	5.5 10	2	5.9	4.0 7.8	2
	亜 硝 酸 性 窒 素 (mg/L)	0.14	0.13 0.15	2	0.11	<0.04 0.14	4	0.13	<0.04 0.21	2	0.16	<0.04 0.27	2	0.16	<0.04 0.27	2
特 殊 項 目	り ん 酸 性 り ん (mg/L)	0.30	0.27 0.33	2	0.30	0.26 0.35	4	0.071	0.047 0.094	2	0.17	0.018 0.32	2	0.19	0.008 0.38	2

表2-2-4 公共用水域水質調査結果②（要監視項目、その他）

地 点 番 号		1			2			3			4			5		
河 川 名		恩智川上流			恩智川下流			第二寝屋川上流			第二寝屋川下流			長瀬川(本流)		
測 定 値		平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数
要 監 視 項 目	クロロホルム (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4
	イソキサチオン (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	ダイアジノン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	フェントロチオン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4
	イソプロチオラン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	オキシシン銅 (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	クロロタロニル (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	プロピザミド (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	E P N (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	ジクロルボス (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	フェノブカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	イプロベンホス (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	クロルニトロフェン (mg/L)	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4
	トルエン (mg/L)	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4
	キシレン (mg/L)	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4
	ニッケル (mg/L)	0.003	0.002 0.003	4	0.002	<0.001 0.004	4	0.002	<0.001 0.003	4	0.025	0.016 0.037	4	0.003	<0.001 0.005	4
	モリブデン (mg/L)	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4
	アンチモン (mg/L)	0.0045	0.0007 0.0024	4	0.0022	0.0008 0.0058	4	0.0007	0.0006 0.0008	4	0.0009	0.0008 0.0010	4	0.0009	0.0007 0.0010	4
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	0.005	<0.005 0.006	4	<0.005	<0.005 <0.005	4
	全マンガン (mg/L)	0.14	0.11 0.16	4	0.13	0.09 0.15	4	0.078	0.06 0.09	4	0.083	0.06 0.10	4	0.088	0.04 0.11	4
	ウラン (mg/L)	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	0.0003	<0.0002 0.0004	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4	<0.0002	<0.0002 <0.0002	4
塩素イオン濃度 (mg/L)		48	47 48	2	49	48 50	2	37	27 47	2	100	72 130	2	42	33 50	2
地 点 番 号		6			7			8			9			10		
河 川 名		長瀬川(側流)			長瀬川下流			三八水路			五箇井路			六郷井路		
測 定 値		平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数	平均値	最小値 最大値	測定 回数
要 監 視 項 目	クロロホルム (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4	<0.03	<0.03 <0.03	4
	イソキサチオン (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	ダイアジノン (mg/L)	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4	<0.0005	<0.0005 <0.0005	4
	フェントロチオン (mg/L)	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4	<0.0003	<0.0003 <0.0003	4
	イソプロチオラン (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	オキシシン銅 (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	クロロタロニル (mg/L)	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4	<0.004	<0.004 <0.004	4
	プロピザミド (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	E P N (mg/L)	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4	<0.006	<0.006 <0.006	4
	ジクロルボス (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	フェノブカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4	<0.002	<0.002 <0.002	4
	イプロベンホス (mg/L)	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4	<0.0008	<0.0008 <0.0008	4
	クロルニトロフェン (mg/L)	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4	<0.0001	<0.0001 <0.0001	4
	トルエン (mg/L)	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4	<0.06	<0.06 <0.06	4
	キシレン (mg/L)	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4	<0.04	<0.04 <0.04	4
	ニッケル (mg/L)	0.003	<0.001 0.004	4	0.003	0.001 0.004	4	0.011	0.009 0.014	4	0.014	0.003 0.023	4	0.012	0.003 0.023	4
	モリブデン (mg/L)	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4	<0.007	<0.007 <0.007	4
	アンチモン (mg/L)	0.0007	0.0005 0.0008	4	0.0008	0.007 0.009	4	0.0012	0.0008 0.0018	4	0.0010	0.0007 0.0013	4	0.0012	0.0009 0.0015	4
	1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	<0.005	<0.005 <0.005	4	0.008	<0.005 0.019	4	0.006	<0.005 0.010	4

表2-2-5 主要河川・井路水路の水質(生活環境項目の平均値)

		恩智川		第二寝屋川		長瀬川				三八水路	五箇井路	六郷井路
		①上流	②下流	③上流	④下流	上流		⑦下流	⑧（下流）	⑨下流	⑩下流	
						⑤本流	⑥側流					
		三池橋	南新田橋	巨摩橋	新金吾郎橋	藤美橋	藤美橋	新田橋	緩衝緑地公園北橋	五箇橋	西堤新開橋	
水素イオン濃度 (pH)	15年	7.3～9.3	7.3～7.8	7.2～7.8	6.5～7.4	7.4～8.9	7.4～7.7	6.9～7.6	7.1～9.1	6.8～9.9	6.8～9.6	
	16年	7.3～8.2	7.1～7.7	7.4～8.1	6.5～7.4	7.3～9.1	7.3～7.8	6.7～9.2	7.0～7.7	6.9～8.1	6.9～8.9	
	17年	6.9～7.9	7.0～7.6	6.9～7.8	6.4～7.3	7.1～9.0	6.8～7.8	6.6～8.8	6.8～8.4	7.0～9.2	6.9～9.2	
	18年	7.3～7.9	7.4～8.0	7.4～8.3	6.4～8.3	7.3～9.2	7.1～8.6	6.7～9.1	7.1～8.8	7.2～10.0	7.4～10.1	
	19年	7.3～8.4	7.2～8.1	7.4～8.2	6.6～7.5	7.4～9.3	7.2～8.6	6.5～8.9	7.2～8.7	6.8～9.2	7.0～9.4	
溶存酸素量 (DO)mg/L	15年	5.0	3.9	6.9	6.3	10	2.7	6.6	9.7	12	12	
	16年	7.3	5.2	8.8	6.5	11	5.3	12	7.1	6.9	8.2	
	17年	5.7	4.9	7.3	6.6	10	4.9	10	7.7	12	13	
	18年	6.0	5.2	9.5	6.9	11	6.1	11	14	14	14	
	19年	5.7	6.0	9.8	6.7	9.1	5.4	11	15	10	12	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)mg/L	15年	12	9.1	7.4	6.0	5.5	25	17	5.8	7.4	15	
	16年	9.7	6.7	4.3	4.1	3.7	5.8	2.9	3.5	3.0	4.3	
	17年	10	7.7	8.1	4.5	4.7	4.7	4.6	11	6.7	7.2	
	18年	12	9.0	3.8	5.1	3.8	7.0	3.0	7.8	6.1	8.0	
	19年	9.9	8.3	4.3	4.2	3.8	6.0	5.7	5.4	4.9	5.4	
浮遊物質 量 (SS)mg/L	15年	30	10	9	4	16	20	13	10	14	14	
	16年	24	9	8	3	13	11	13	9	6	8	
	17年	17	9	14	4	20	10	16	17	16	20	
	18年	40	19	9	4	14	15	14	16	13	21	
	19年	29	14	8	4	14	14	12	20	10	10	
全窒素 (T-N)mg/L	15年	8.4	7.5	4.9	8.0	5.0	56	25	3.3	5.9	5.4	
	16年	7.5	6.5	4.5	8.7	4.3	5.3	5.0	3.8	11	9.4	
	17年	7.7	6.9	5.3	8.5	5.2	4.7	4.7	3.6	6.3	5.3	
	18年	7.1	5.7	3.9	7.7	3.7	4.4	4.8	2.4	9.7	5.8	
	19年	6.8	6.3	3.9	7.9	3.8	4.7	4.2	2.8	8.0	7.0	
全りん (T-P)mg/L	15年	0.88	0.82	0.59	0.92	0.52	1.1	0.68	0.20	0.43	0.45	
	16年	0.82	0.70	0.52	0.90	0.45	0.53	0.46	0.26	0.57	0.58	
	17年	0.80	0.68	0.61	0.87	0.55	0.54	0.72	0.26	0.50	0.44	
	18年	0.77	0.65	0.41	0.81	0.37	0.60	0.46	0.22	0.36	0.33	
	19年	0.74	0.55	0.41	0.66	0.43	0.40	0.42	0.20	0.26	0.27	

図2-2-2 主要河川・井路水路の水質（BOD）経年変化

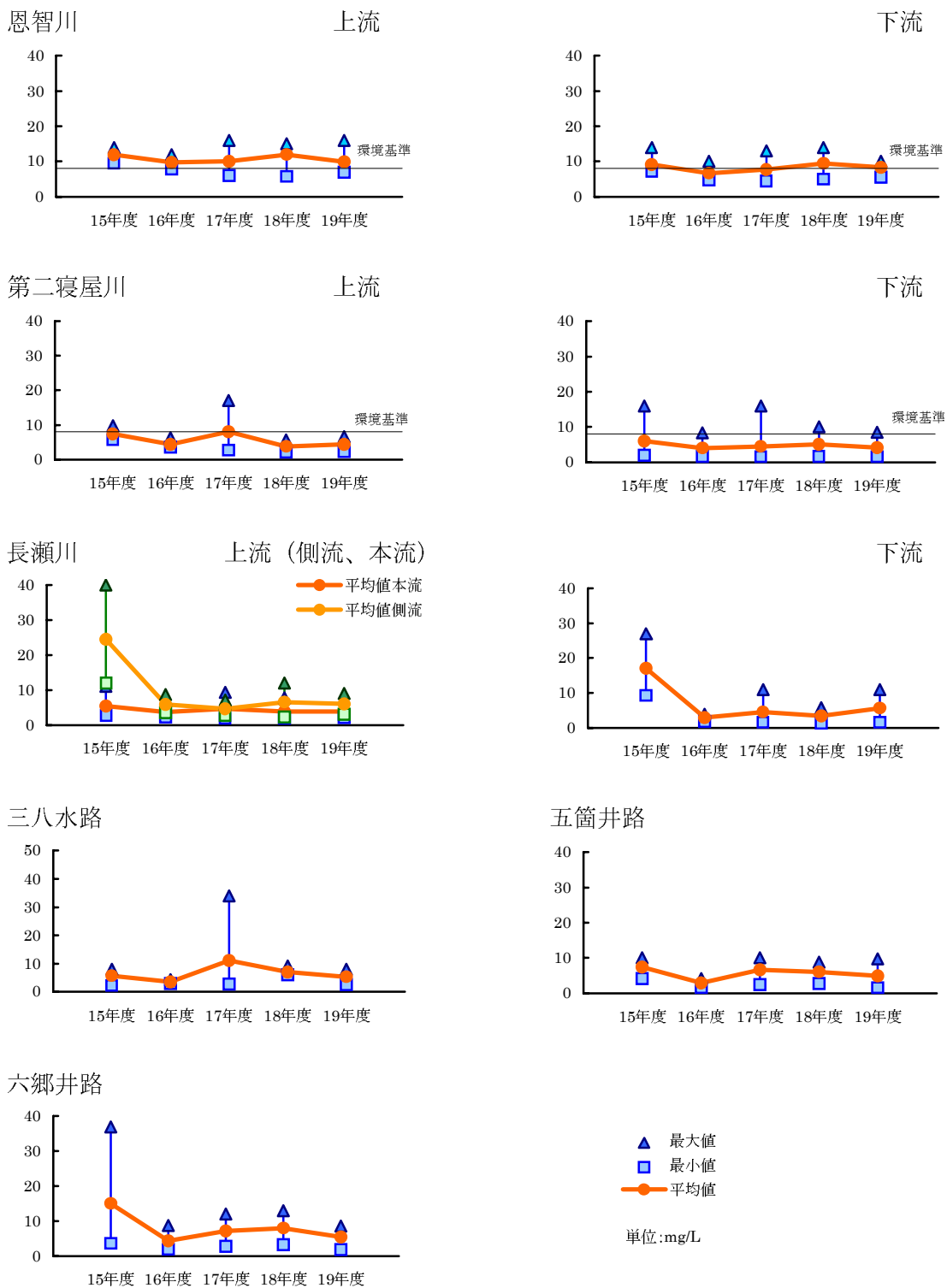


表2-2-6 地下水質測定結果(概況調査)

	森河内西	渋川町	西鴻池町	松原南	善根寺町	客坊町
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	<0.08	<0.08	2.1	<0.08	2.1
ふっ素	0.14	0.32	0.11	0.08	0.39	0.09
ほう素	0.02	0.18	0.14	0.06	0.04	0.05

採水日:平成19年5月28日 単位:mg/L

図2-2-3 恩智川支川水質調査測定位置図

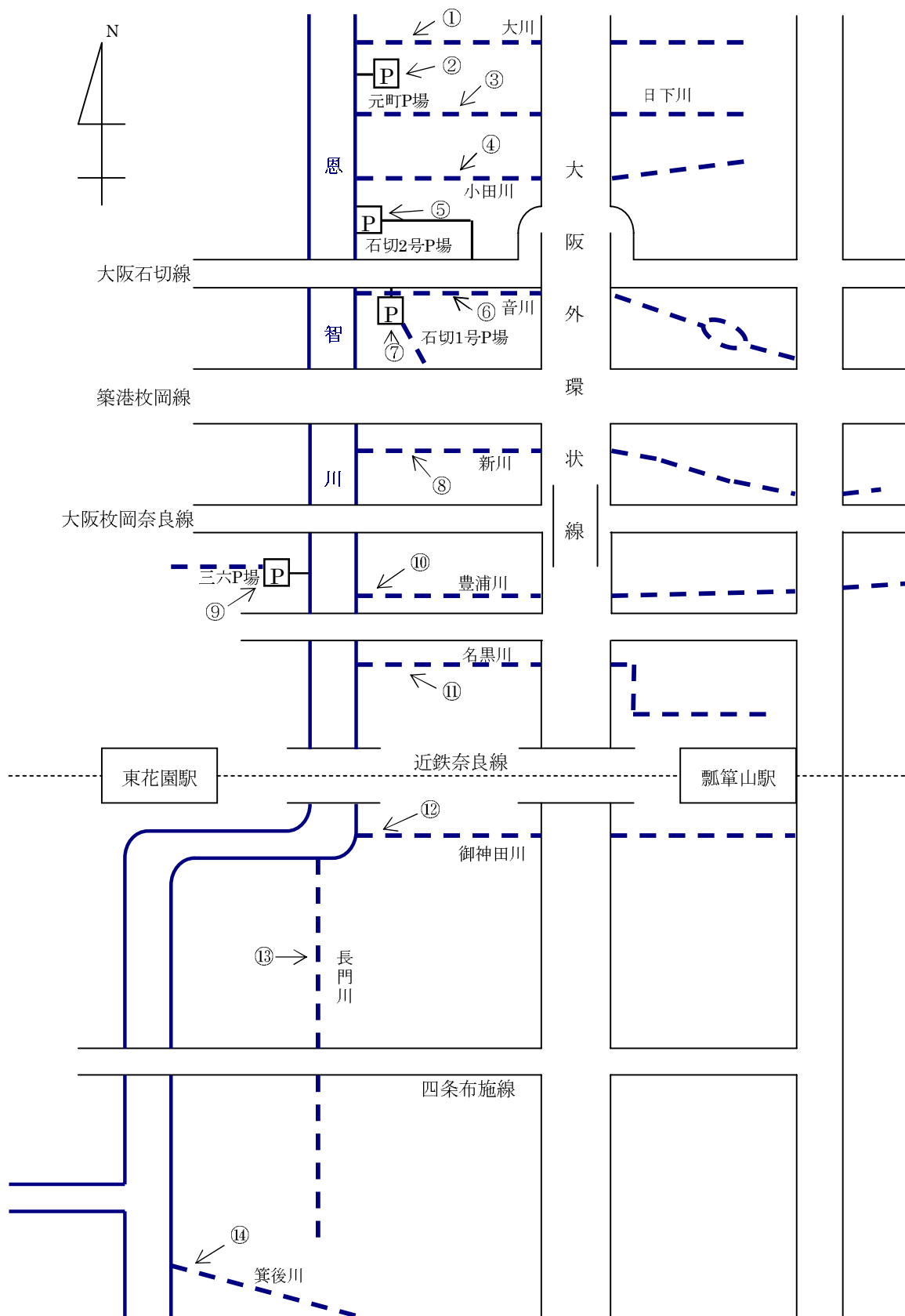


表2-2-7 恩智川支川水質調査結果（平均値）

（平成19年度）

		pH	BOD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)
1	大川	7.8～8.2	15	17	5.4	0.84
2	元町ポンプ場	7.4～8.0	13	15	6.1	0.76
3	日下川	8.0～9.8	7	20	4.8	0.74
4	小田川	7.3～9.1	8	3	6.8	0.63
5	石切2号ポンプ場	7.6～7.9	11	8	4.8	0.65
6	音川	7.7～8.5	8	12	5.1	0.86
7	石切1号ポンプ場	7.5～8.1	8	6	7.0	0.74
8	新川	7.8～9.6	5	5	3.7	0.41
9	三六ポンプ場	7.2～7.6	3	19	3.1	0.23
10	豊浦川	7.5～7.8	11	6	4.1	0.60
11	名黒川	8.0～8.5	9	4	4.1	0.66
12	御神田川	7.7～8.7	17	14	5.7	0.85
13	長門川	8.0～8.8	8	4	4.6	0.63
14	箕後川	7.6～9.0	10	9	5.3	1.02

表2-2-8 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3年 8月23日環境庁告示第46号
 平成 6年 2月 1日環境庁告示第 5号
 平成 6年 2月21日環境庁告示第25号
 平成 7年 3月30日環境庁告示第19号
 平成10年 4月24日環境庁告示第21号
 平成13年 3月28日環境省告示第16号

項 目	基 準 値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チラウム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
ジマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

注 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については最高値とする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表2-2-9 適用法別・業種別工場数及び排水量

業 種	瀬 戸 内 海 法				水 質 汚 濁 防 止 法				大阪府生活環境の保全等に関する条例				合 計			
	適 用		規 制		適 用		規 制		適 用		規 制		適 用		規 制	
	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
食料品・タバコ製造業	1	87	1	87	25	194	1	41	5	9			31	290	2	128
繊維工業・繊維製品製造業																
木材・木製品・家具製造業					1	1							1	1		
パルプ・紙・紙加工品製造業					4	39			1	21			1	21		
出版・印刷・関連産業					2								4	39		
化学工業	1	487	1	487	2	3	1	1	17	1,036	3	972	20	1,526	5	1,460
石油製品・石炭製品製造業																
プラスチック製品製造業					1	2										
ゴム製品製造業					9	27			5	121	1	97	14	148	1	97
窯業・土石製品製造業	2	668	2	668	31	92							33	760	2	668
鉄鋼業					2	5							2	5		
非鉄金属製品製造業					41	364	11	277					41	364	11	277
金属製品製造業					12	136	7	126	1	1			14	219	8	208
機械器具製品製造業	1	82	1	82	2	23	1	22	1	10	1	10	3	33	2	32
製造業一般					46	139							46	139		
洗濯業					22	21			2	8			22	21		
写真現像業																
上水道業																
旅館業	1	240	1	240	12	182							13	422	1	240
病院																
自動車分解整備業																
自動式車両洗浄施設					30	193	1	40					30	193	1	40
試験・研究機関					1	6							1	6		
ゴミ処理業																
し尿処理業					1	5,495	1	5,495					1	5,495	1	5,495
し尿浄化槽	3	376	3	376	60	2,540	22	1,715					63	2,916	25	2,091
下水道業					2	533,000	2	533,000					2	533,000	2	533,000
給食業					1	5			1	19			2	24		
弁当・仕出屋・弁当製造業																
飲食店					2	48							2	48		
総合工事業																
その他					1	10							1	10		
合 計	9	1,940	9	1,940	308	542,525	47	540,717	33	1,225	5	1,079	350	545,690	61	543,736

表2-2-10 業種別有害物質使用工場数

	工場数	カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	総水銀	ジクロロメタン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
化学工業	2				1		1			
鉄鋼業	1									1
金属製品製造業	8		2		7					
機械器具製品製造業	4		1			1		1	2	1
製造業一般	1	1				1		1		
サービス業・その他	0									
合 計	16	1	3	0	8	2	1	2	2	2

表2-2-11 業種別総量規制適用工場数

	工場数
食料品・タバコ製造業	1
化学工業	1
鉄鋼業	2
機械器具製品製造業	1
旅館業	1
し尿処理業	1
し尿浄化槽	25
下水道終末処理施設	2
その他	5
合 計	39

表2-2-12 窒素・りん負荷量報告対象工場数

	工場数
化学工業	2
鉄鋼業	2
し尿処理業	1
し尿浄化槽	2
下水道終末処理施設	2
合 計	9

表2-2-13 地下浸透防止対策工場数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
六価クロム使用工場	1	1			3	1			2	0
その他	10	8	12	18	10	6	5	8	10	10
合 計	11	9	12	18	13	7	5	8	12	10

表2-3-1 騒音レベル測定結果 (No.1:国道170号、センサス番号:1044、沿道)

測定地点： 国道170号

測定日時： 平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	80	79	73	50	48	75.0	73	75.0	70.8	70
7:00		79	77	72	62	61	74.0				
8:00		79	77	73	67	65	74.2				
9:00		79	78	72	64	63	73.7				
10:00		78	76	71	63	63	73.0				
11:00		78	77	72	65	64	73.5				
12:00		77	76	71	62	61	72.3				
13:00		79	78	73	63	60	74.3				
14:00		78	77	72	65	64	73.6				
15:00		78	77	72	63	62	73.0				
16:00		77	76	71	64	63	72.3				
17:00		76	74	69	64	61	70.8				
18:00		76	74	69	58	57	71.7				
19:00		77	76	71	60	59	72.3				
20:00		78	78	73	58	54	73.9				
21:00		79	78	72	57	54	73.6				
22:00	夜間	78	77	66	48	46	71.9	70	72.0	67.9	65
23:00		77	76	62	47	46	70.8				
0:00		77	76	58	46	44	69.9				
1:00		75	73	59	45	43	67.9				
2:00		76	74	58	42	41	69.0				
3:00		77	74	53	43	42	69.1				
4:00		76	73	57	44	43	69.0				
5:00		79	77	60	46	45	72.0				

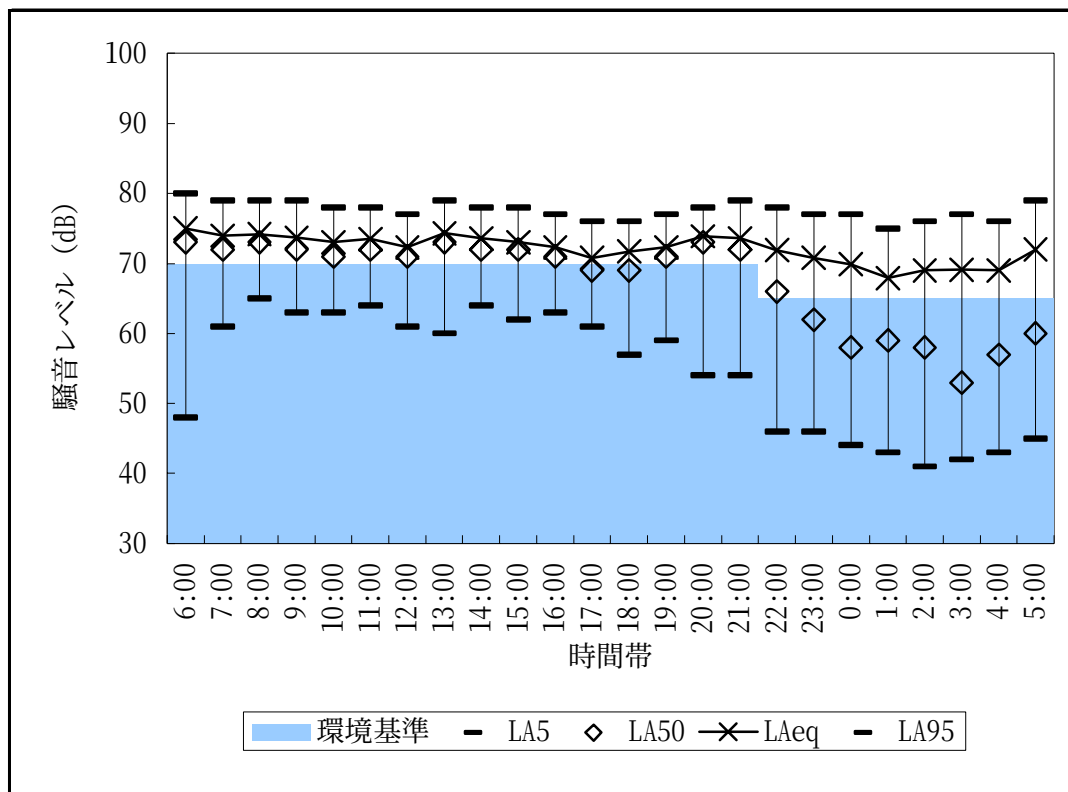


図2-3-1 騒音レベル測定結果 (No.1:国道170号、センサス番号:1044、沿道)

表2-3-2 騒音レベル測定結果（No.2:国道308号、センサス番号:1069、沿道）

測定地点：国道308号

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	78	77	71	63	61	73.7	73	74.0	72.0	70
7:00		78	77	72	68	68	74.0				
8:00		78	77	72	66	65	73.9				
9:00		78	77	71	65	64	73.7				
10:00		77	76	71	64	64	72.6				
11:00		78	77	72	65	64	73.4				
12:00		77	76	72	64	63	73.2				
13:00		77	76	71	64	63	72.6				
14:00		76	76	70	64	63	72.0				
15:00		76	75	70	63	62	72.0				
16:00		77	76	71	64	63	72.4				
17:00		77	76	72	65	64	73.6				
18:00		77	76	71	63	62	72.3				
19:00		77	76	72	64	62	72.9				
20:00		78	77	72	62	61	73.1				
21:00		78	77	71	60	58	73.5				
22:00	夜間	76	75	70	59	58	71.3	69	71.3	68.0	65
23:00		74	73	68	58	56	69.6				
0:00		74	73	68	56	54	69.3				
1:00		74	73	67	58	56	70.4				
2:00		73	72	65	54	53	68.0				
3:00		74	72	64	53	50	68.1				
4:00		73	72	65	54	52	68.0				
5:00		74	73	67	57	55	69.2				

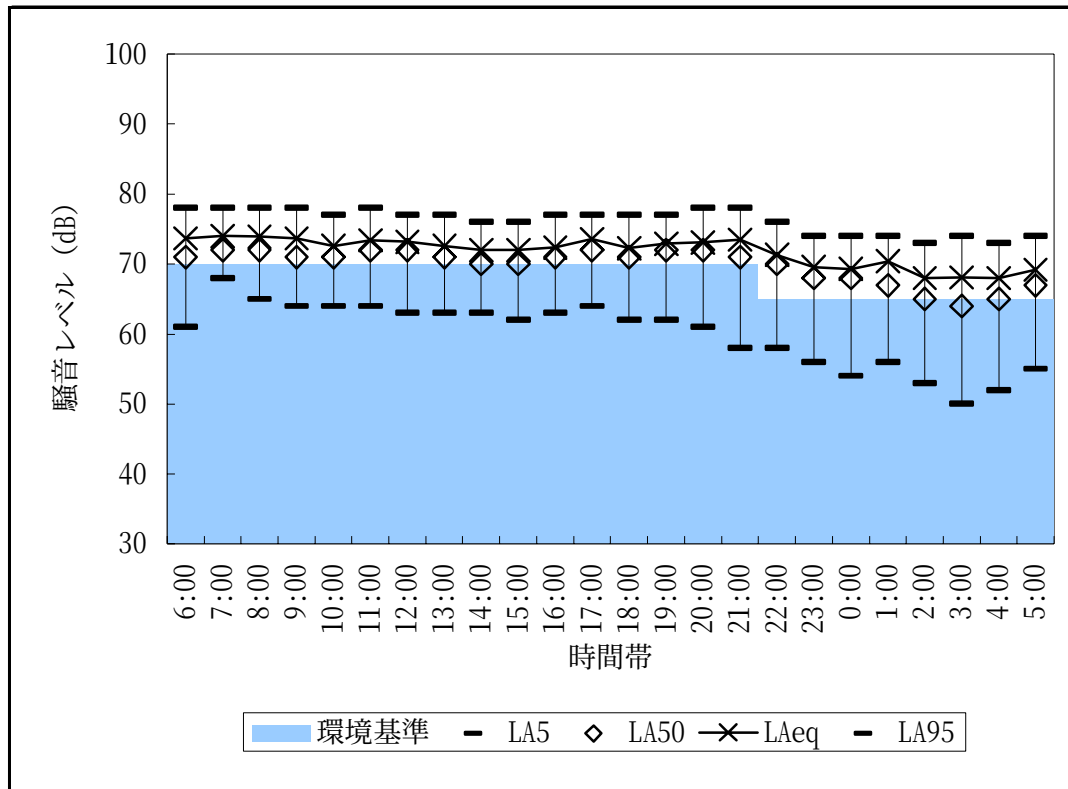


図2-3-2 騒音レベル測定結果（No.2:国道308号、センサス番号:1069、沿道）

表2-3-3 騒音レベル測定結果（No.3:府道大阪中央環状線、センサス番号:4054、沿道）

測定地点：大阪中央環状線

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	73	72	67	62	62	68.3	70	71.8	67.6	70
7:00		75	74	70	65	65	71.2				
8:00		76	74	71	67	66	71.8				
9:00		74	73	70	65	64	70.3				
10:00		73	72	69	63	63	69.3				
11:00		74	72	69	65	64	70.0				
12:00		73	72	69	65	63	69.8				
13:00		73	72	69	64	64	69.1				
14:00		73	72	69	65	64	69.7				
15:00		72	71	69	64	63	69.1				
16:00		72	72	68	64	63	69.1				
17:00		73	71	68	64	63	69.3				
18:00		73	72	69	64	63	70.0				
19:00		73	72	68	64	63	69.7				
20:00		72	71	68	63	62	68.5				
21:00		71	71	66	62	61	67.6				
22:00	夜間	71	69	65	60	59	66.6	65	66.6	63.7	65
23:00		71	69	64	60	59	65.8				
0:00		70	69	63	59	59	65.4				
1:00		69	68	61	56	54	63.7				
2:00		70	68	61	57	56	64.0				
3:00		70	69	62	57	56	64.5				
4:00		70	69	62	57	56	65.3				
5:00		71	70	64	59	58	66.2				

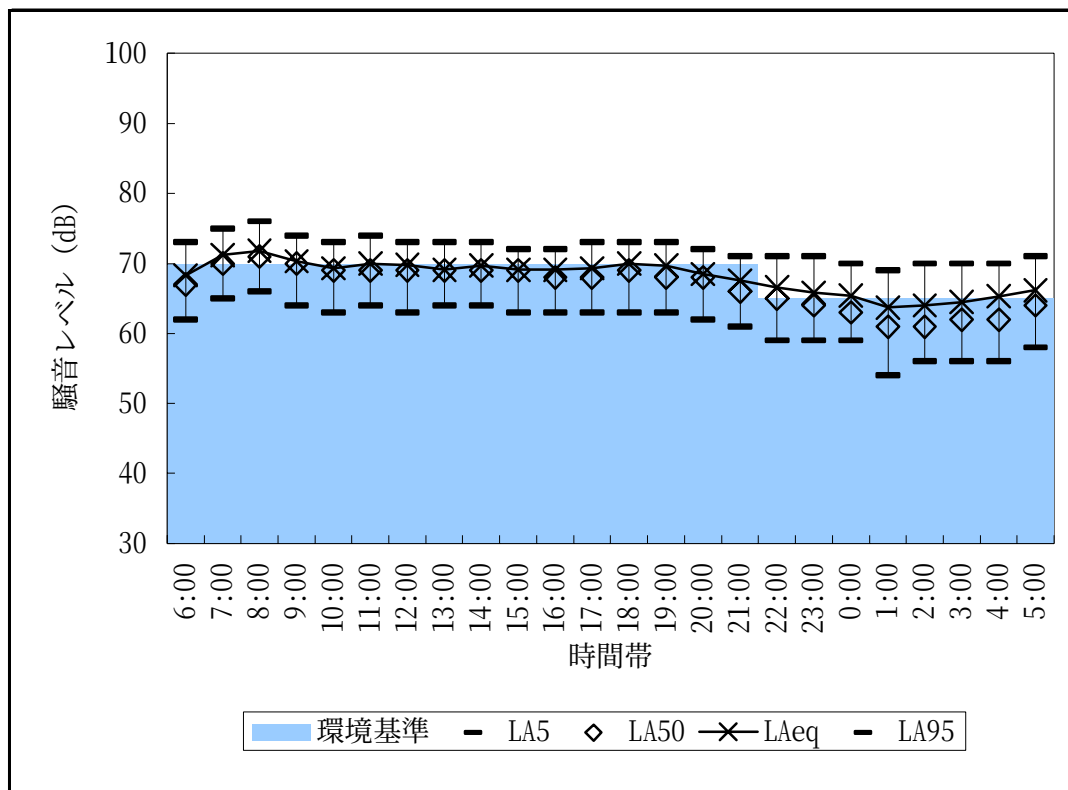


図2-3-3 騒音レベル測定結果（No.3:府道大阪中央環状線、センサス番号:4054、沿道）

表2-3-4 騒音レベル測定結果（No.4:旧大阪中央環状線、センサス番号:14053、沿道）

測定地点：旧大阪中央環状線

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	74	71	56	45	43	67.0	69	70.4	66.8	70
7:00		76	74	62	53	51	70.4				
8:00		75	73	66	59	58	69.7				
9:00		76	73	66	54	52	69.4				
10:00		75	73	65	58	56	69.3				
11:00		72	70	64	59	58	66.8				
12:00		74	73	65	55	53	69.4				
13:00		75	72	65	54	52	69.2				
14:00		75	73	67	56	55	69.6				
15:00		76	74	66	57	55	70.4				
16:00		75	72	65	57	54	69.7				
17:00		75	73	66	56	53	69.9				
18:00		75	73	66	55	52	69.2				
19:00		75	73	66	54	51	69.5				
20:00	夜間	73	72	65	53	50	67.8	64	67.4	61.3	65
21:00		73	71	61	49	48	67.2				
22:00		73	71	59	49	48	65.8				
23:00		74	72	61	49	47	67.4				
0:00		70	67	51	46	44	62.8				
1:00		69	65	47	43	42	61.3				
2:00		70	68	50	42	41	62.8				
3:00		71	67	49	43	42	64.1				
4:00		67	61	45	42	41	61.9				
5:00		69	64	48	43	43	62.3				

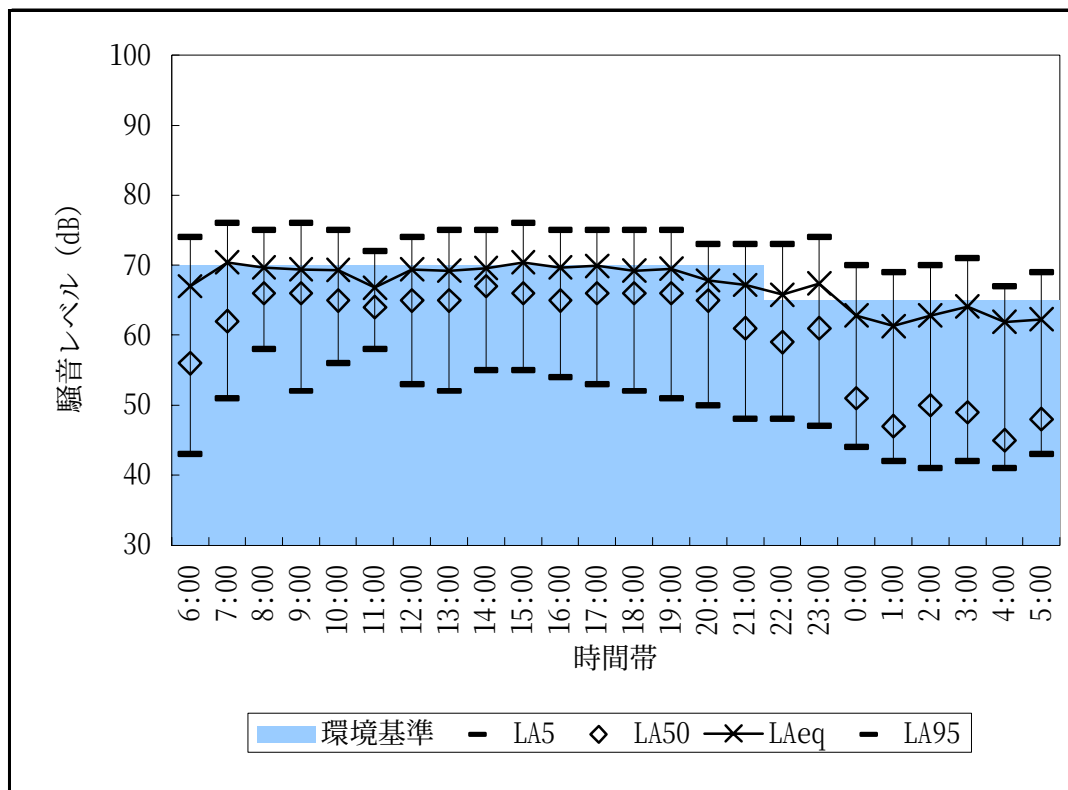


図2-3-4 騒音レベル測定結果（No.4:旧大阪中央環状線、センサス番号:14053、沿道）

表2-3-5 騒音レベル測定結果（No.4:旧大阪中央環状線、センサス番号:14053、背後地）

測定地点：旧大阪中央環状線

測定日時：平成19年11月28日～平成19年11月29日

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間							53	54.3	51.7	65
7:00											
8:00											
9:00		58	54	46	42	42	51.7				
10:00											
11:00											
12:00											
13:00											
14:00		61	58	48	43	43	54.3				
15:00											
16:00											
17:00											
18:00											
19:00											
20:00											
21:00											
22:00	夜間							47	49.3	41.9	60
23:00		54	51	44	41	40	49.3				
0:00											
1:00											
2:00											
3:00											
4:00		44	42	38	37	36	41.9				
5:00											

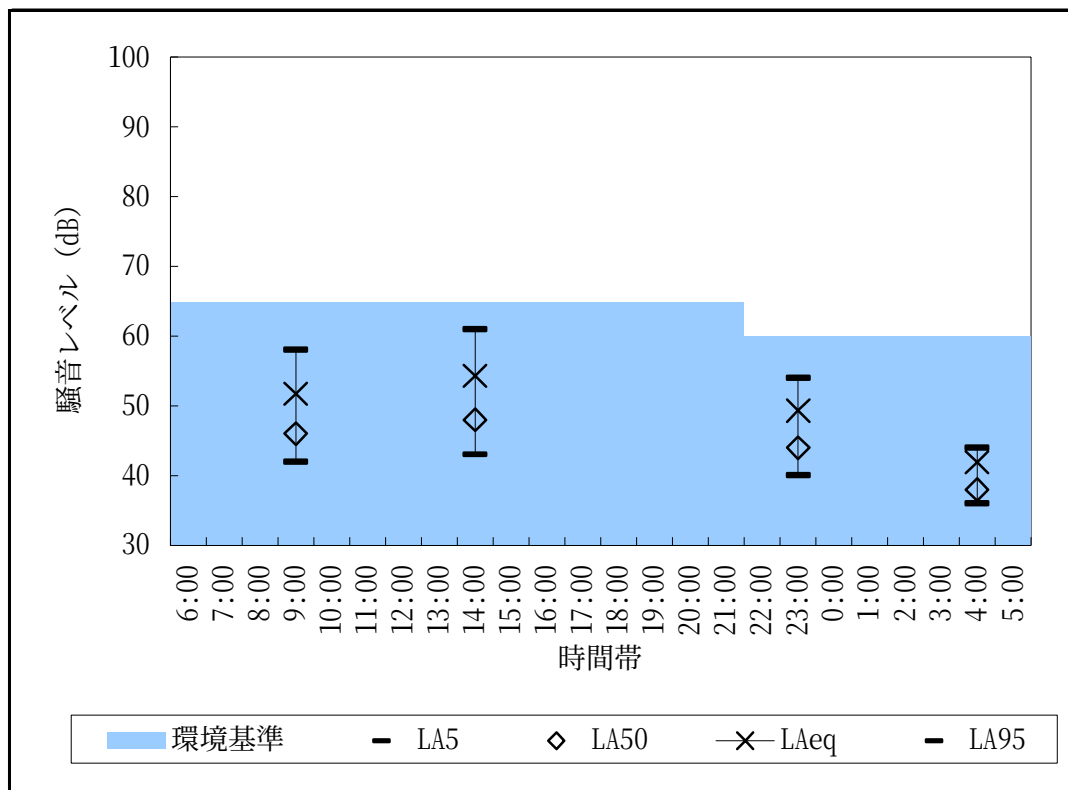


図2-3-5 騒音レベル測定結果（No.4:旧大阪中央環状線、センサス番号:14053、背後地）

表2-3-6 騒音レベル測定結果（No.5:大阪東大阪線、センサス番号:4136、沿道）

測定地点：大阪東大阪線

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	75	73	65	55	52	69.0	67	69.3	65.0	70
7:00		75	73	65	56	52	69.3				
8:00		73	71	65	60	58	67.8				
9:00		72	70	65	59	58	67.5				
10:00		72	70	63	57	55	66.2				
11:00		73	71	64	56	55	67.5				
12:00		71	69	63	56	55	65.8				
13:00		73	70	64	58	56	67.2				
14:00		72	70	64	59	58	66.7				
15:00		72	71	66	61	60	67.5				
16:00		73	71	63	55	53	68.1				
17:00		71	70	63	53	51	66.1				
18:00		70	68	62	55	54	65.0				
19:00		71	69	63	55	53	66.3				
20:00		72	70	64	52	50	67.3				
21:00		71	69	62	53	50	65.3				
22:00	夜間	72	69	61	54	51	66.6	66	68.4	63.3	65
23:00		73	70	60	48	45	68.4				
0:00		72	69	59	48	45	65.4				
1:00		70	68	55	42	41	63.3				
2:00		71	67	54	42	41	64.7				
3:00		71	67	51	40	39	64.0				
4:00		73	69	57	47	45	65.8				
5:00		72	70	59	50	48	66.3				

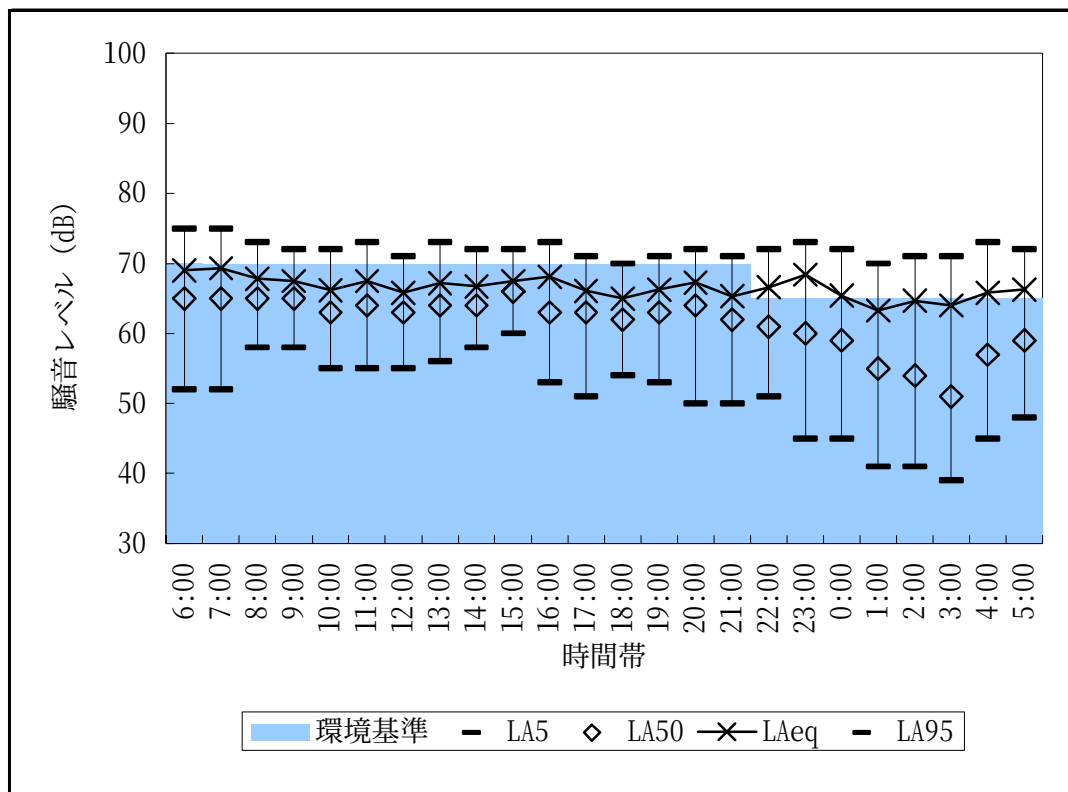


図2-3-6 騒音レベル測定結果（No.5:大阪東大阪線、センサス番号:4136、沿道）

表2-3-7 騒音レベル測定結果（No.5:大阪東大阪線、センサス番号:4136、背後地）

測定地点：大阪東大阪線

測定日時：平成19年11月28日 ～ 平成19年11月29日

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間							57	57.4	56.3	65
7:00											
8:00											
9:00											
10:00		64	62	53	48	47	57.4				
11:00											
12:00											
13:00											
14:00											
15:00		62	58	52	48	47	56.3				
16:00											
17:00											
18:00											
19:00											
20:00											
21:00											
22:00	夜間	59	56	48	43	42	53.9	52	53.9	50.1	60
23:00											
0:00											
1:00											
2:00											
3:00											
4:00											
5:00		56	54	46	41	40	50.1				

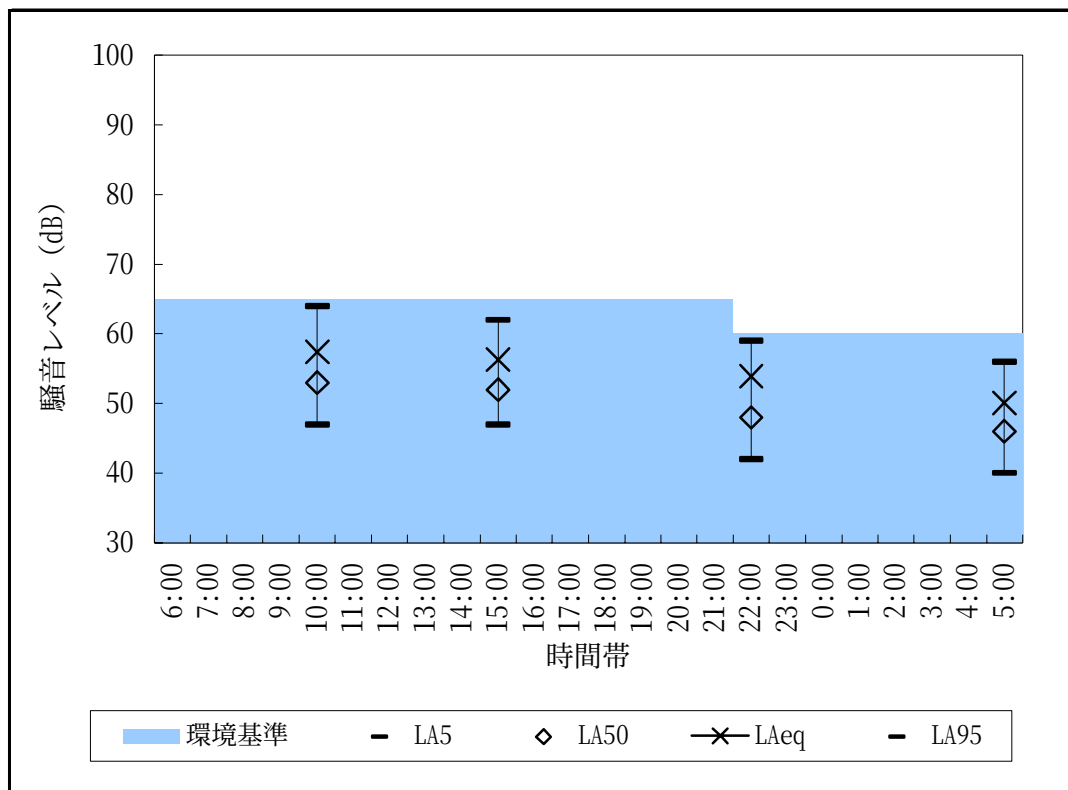


図2-3-7 騒音レベル測定結果（No.5:大阪東大阪線、センサス番号:4136、背後地）

表2-3-8 騒音レベル測定結果（No.6:柳通線、沿道）

測定地点：柳通線

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	64	60	47	40	39	59.8	63	65.1	57.1	70
7:00		69	66	55	45	43	62.9				
8:00		69	67	57	48	45	64.6				
9:00		71	68	59	49	46	65.1				
10:00		69	67	58	47	45	63.2				
11:00		68	67	58	48	46	63.0				
12:00		68	66	56	46	45	62.6				
13:00		69	66	56	46	44	62.6				
14:00		69	66	56	45	43	62.3				
15:00		70	67	57	46	45	63.6				
16:00		69	66	58	49	46	63.2				
17:00		69	66	58	48	46	62.8				
18:00		68	66	56	46	44	62.8				
19:00		67	65	53	44	42	61.2				
20:00		68	65	54	44	42	61.6				
21:00		63	59	46	40	40	57.1				
22:00	夜間	61	56	44	40	39	55.3	55	56.2	50.2	65
23:00		61	56	43	39	38	54.9				
0:00		61	56	43	39	38	56.1				
1:00		56	50	38	36	35	53.3				
2:00		54	49	40	37	37	50.2				
3:00		54	49	39	36	36	51.6				
4:00		56	51	39	37	36	53.4				
5:00		61	56	41	38	37	56.2				

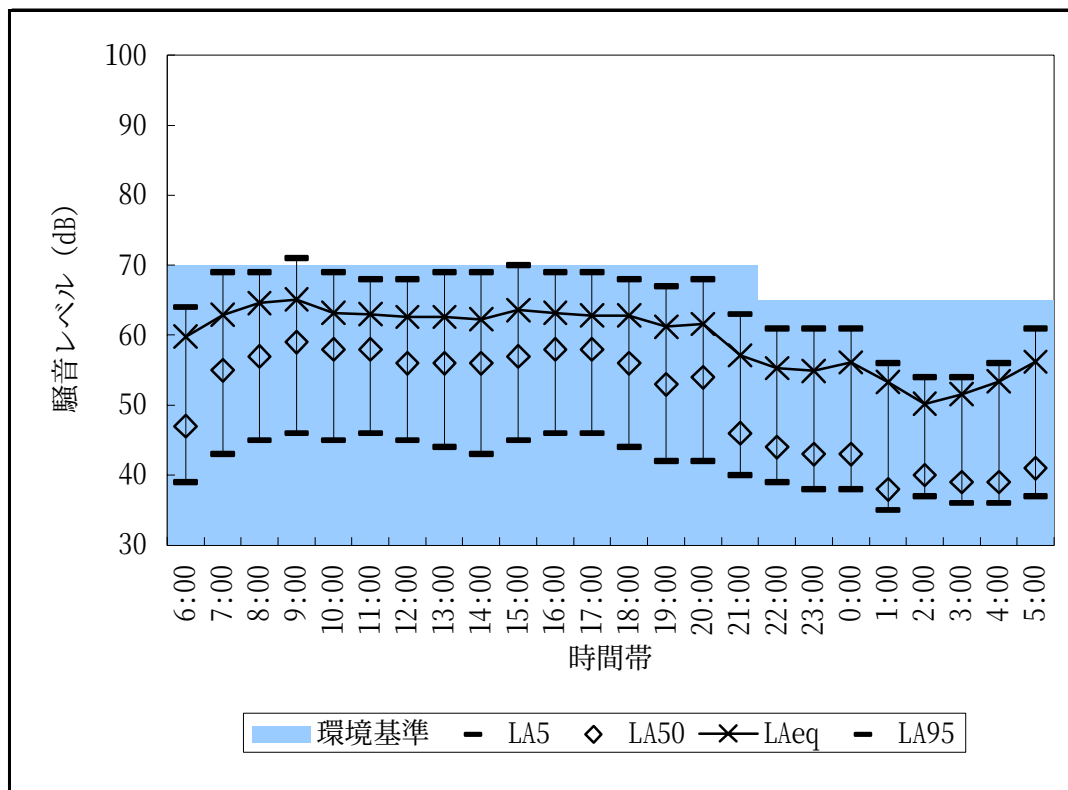


図2-3-8 騒音レベル測定結果（No.6:柳通線、沿道）

表2-3-9 騒音レベル測定結果（No.6:柳通線、背後地）

測定地点：柳通線

測定日時：平成19年11月28日～平成19年11月29日

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間							56	57.2	53.5	60
7:00											
8:00											
9:00											
10:00		60	57	46	41	40	53.5				
11:00											
12:00											
13:00											
14:00											
15:00		62	59	49	45	43	57.2				
16:00											
17:00											
18:00											
19:00											
20:00											
21:00											
22:00	夜間	49	46	39	36	36	44.9	45	45.9	44.9	55
23:00											
0:00											
1:00											
2:00											
3:00											
4:00											
5:00		48	45	36	34	33	45.9				

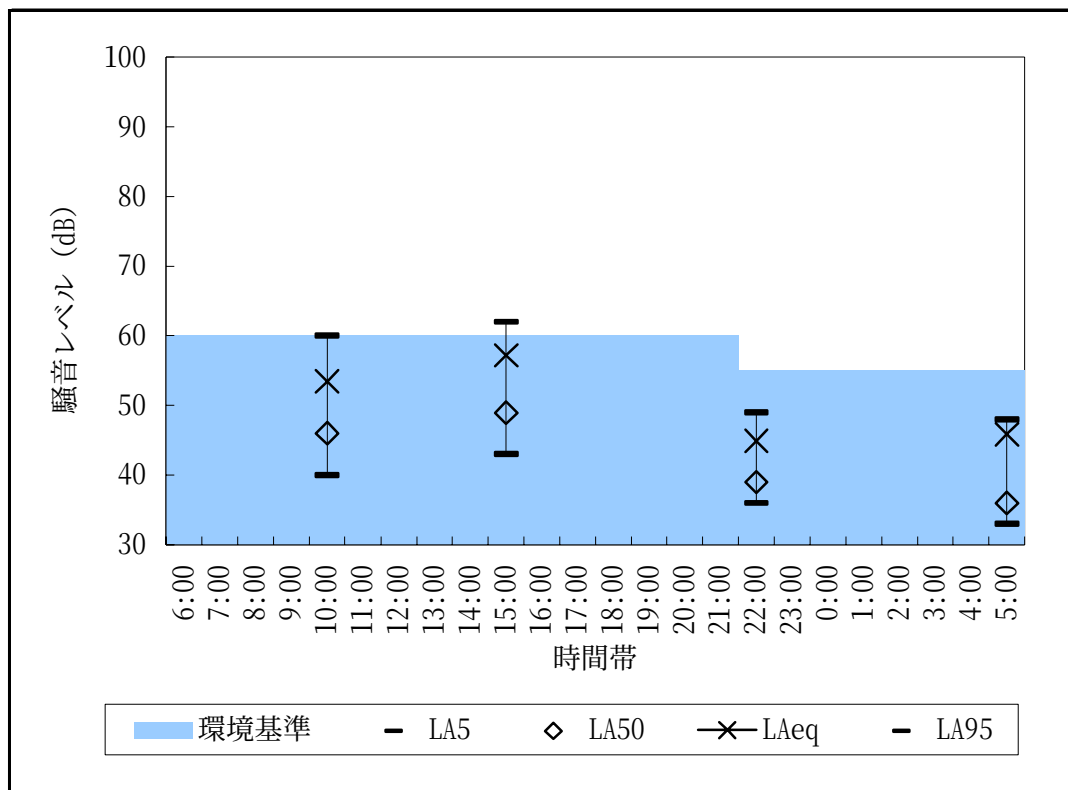


図2-3-9 騒音レベル測定結果（No.6:柳通線、背後地）

表2-3-10 騒音レベル測定結果（No.7:太平寺寺前線、沿道）

測定地点：太平寺寺前線

測定日時：平成19年11月28日 6時 ～ 平成19年11月29日 6時

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間	76	73	57	43	41	69.3	68	69.5	66.9	70
7:00		75	73	63	50	48	69.4				
8:00		75	73	63	52	50	69.5				
9:00		74	72	63	51	48	68.4				
10:00		74	72	63	53	52	67.9				
11:00		74	72	61	49	48	67.6				
12:00		73	72	61	48	47	67.6				
13:00		75	73	64	53	50	68.9				
14:00		74	72	61	50	48	67.5				
15:00		74	72	62	50	48	67.9				
16:00		74	72	61	50	48	67.8				
17:00		74	72	62	49	47	67.5				
18:00		74	73	62	47	45	68.4				
19:00		75	73	62	47	44	68.5				
20:00		73	72	57	45	44	66.9				
21:00		74	72	56	44	43	67.5				
22:00	夜間	73	71	53	43	42	66.5	65	66.8	62.4	65
23:00		72	69	48	41	41	64.7				
0:00		72	68	50	41	40	64.6				
1:00		70	66	46	40	39	64.0				
2:00		70	64	44	38	38	63.5				
3:00		68	62	43	38	38	62.4				
4:00		71	67	48	40	39	64.2				
5:00		74	70	51	39	37	66.8				

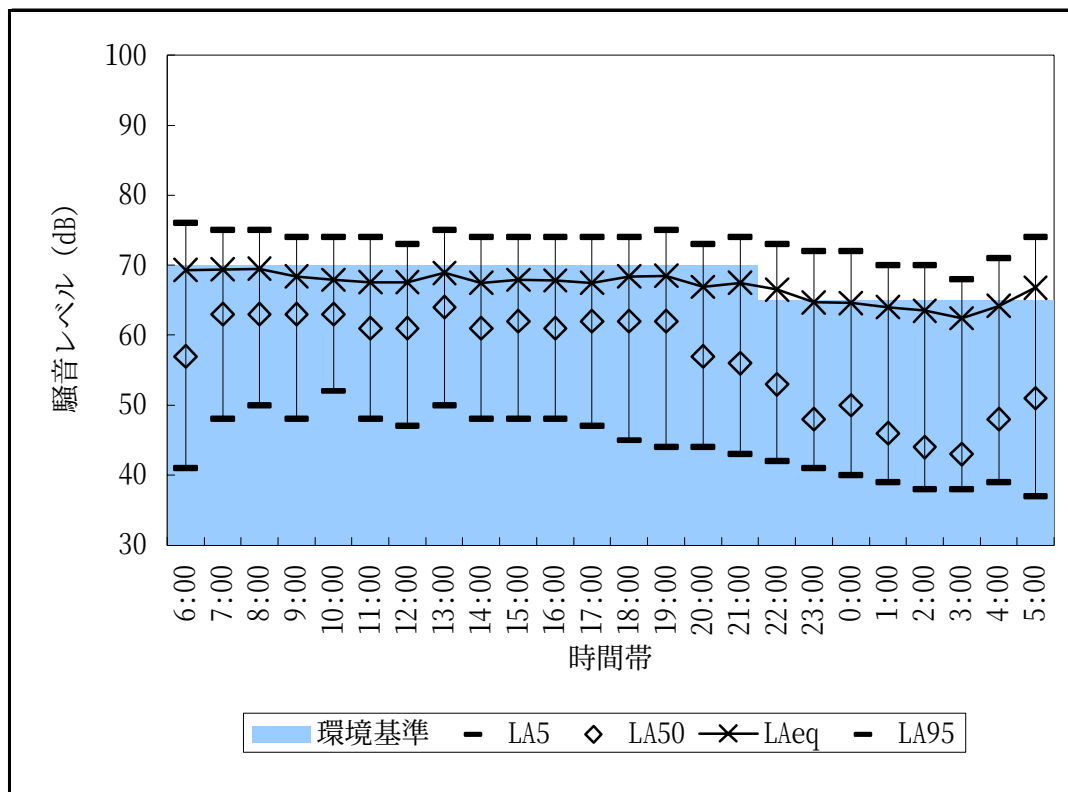


図2-3-10 騒音レベル測定結果（No.7:太平寺寺前線、沿道）

表2-3-11 騒音レベル測定結果（No.7:太平寺寺前線、背後地）

測定地点：太平寺寺前線

測定日時：平成19年11月28日～平成19年11月29日

単位：dB

時間帯	時間区分	L_{A5}	L_{A10}	L_{A50}	L_{A90}	L_{A95}	L_{Aeq}	L_{Aeq}			環境基準
								平均値	最大値	最小値	
6:00	昼間							60	61.7	56.0	65
7:00											
8:00											
9:00		61	58	50	42	41	56.0				
10:00											
11:00											
12:00											
13:00											
14:00		65	63	56	48	46	61.7				
15:00											
16:00											
17:00											
18:00											
19:00											
20:00											
21:00											
22:00	夜間							49	48.9	48.9	60
23:00		56	53	40	37	37	48.9				
0:00											
1:00											
2:00											
3:00											
4:00		55	50	37	34	33	48.9				
5:00											

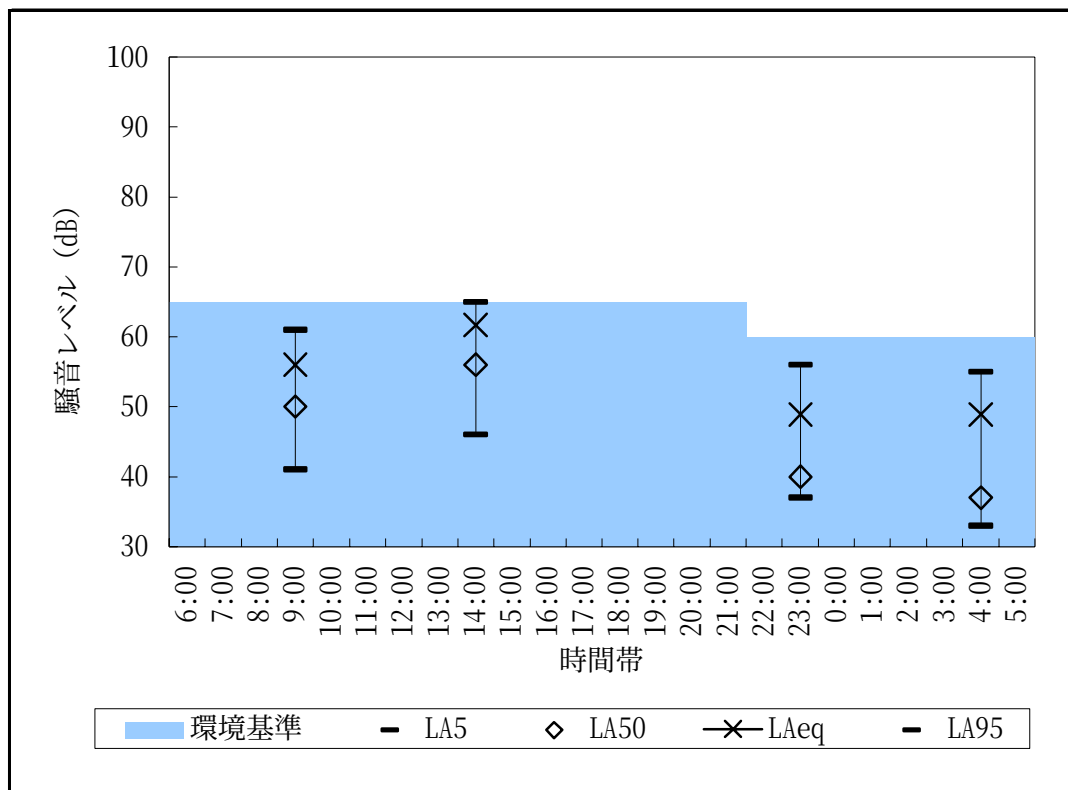


図2-3-11 騒音レベル測定結果（No.7:太平寺寺前線、背後地）

図2-3-12 調査地点位置図 (No.1:国道170号、センサス番号:1044)

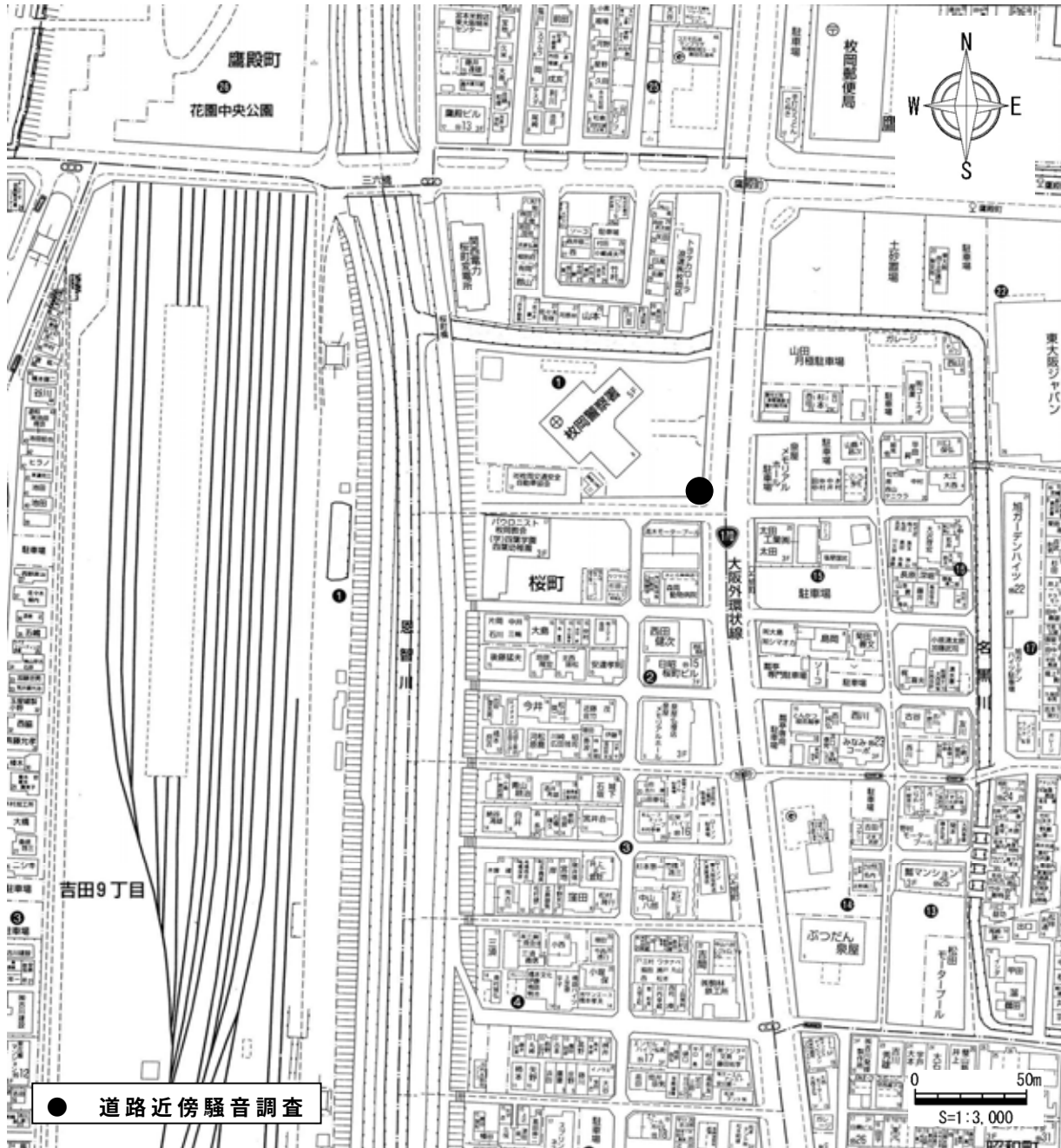


図2-3-13 調査地点位置図（No.2:国道308号、センサス番号:1069）

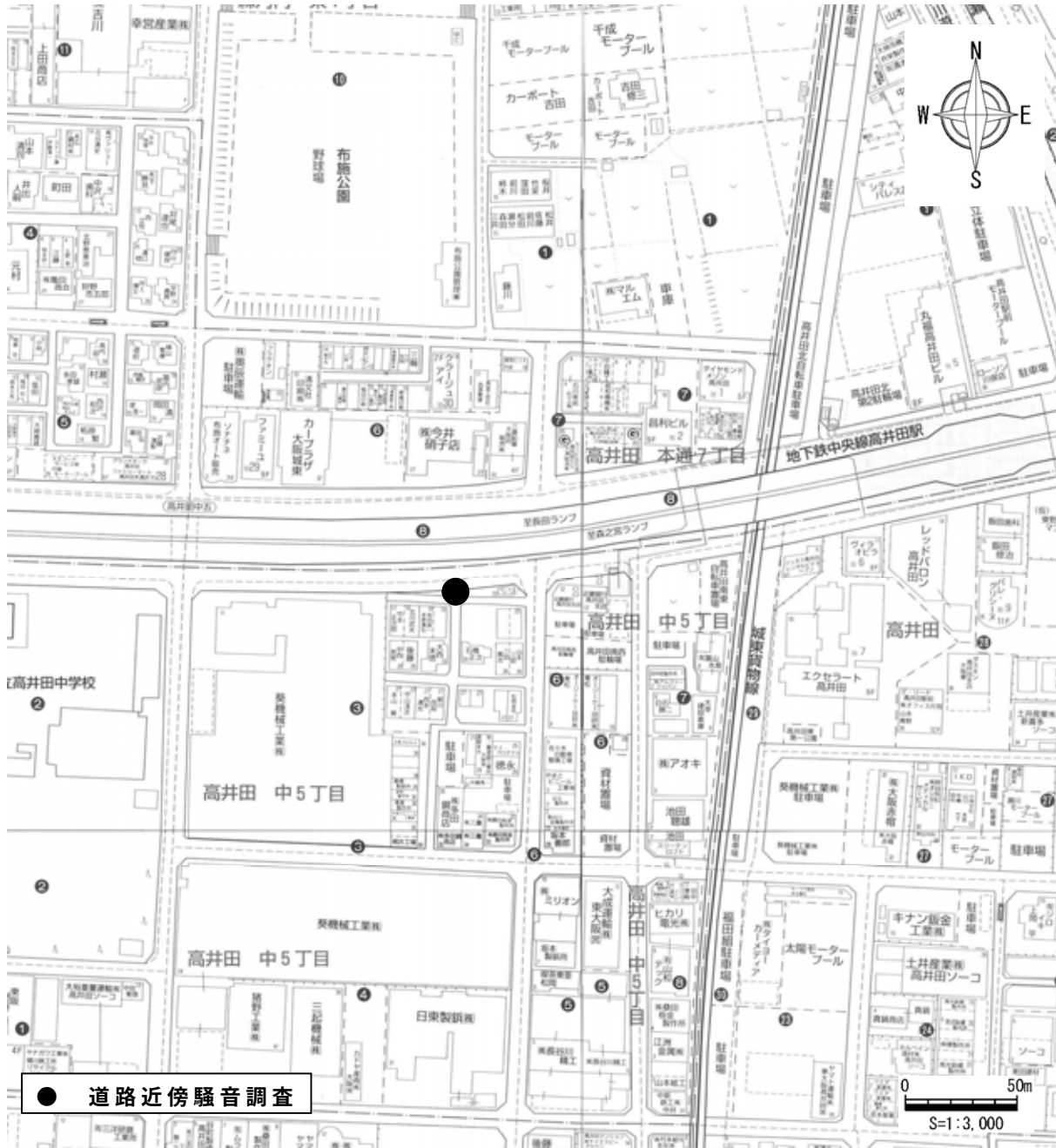


図2-3-14 調査地点位置図 (No.3:府道大阪中央環状線、センサス番号:4054)

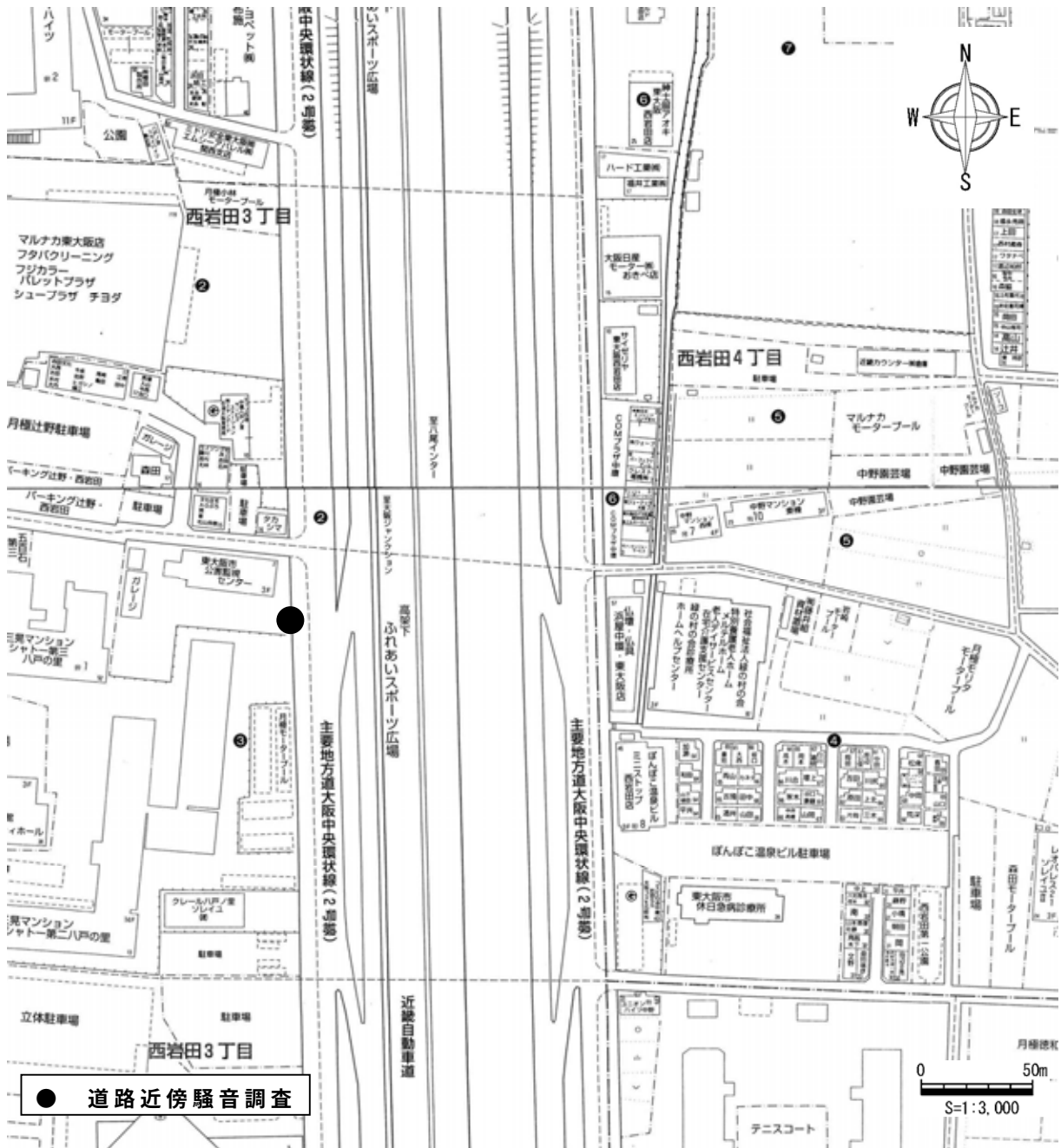


図2-3-15 調査地点位置図（No.4:旧大阪中央環状線、センサス番号:14053）

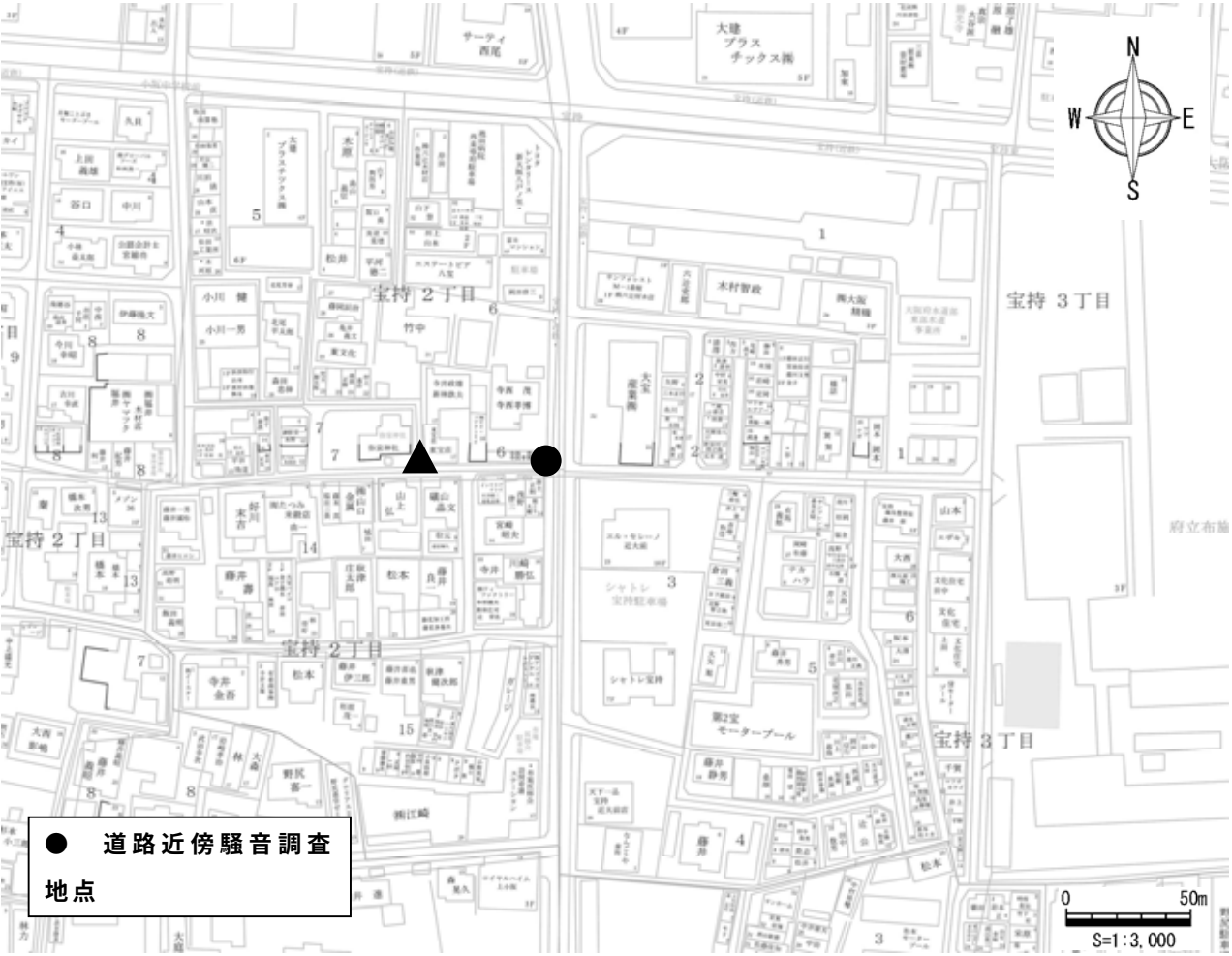


図2-3-16 調査地点位置図 (No.5:大阪東大阪線、センサス番号:4136)

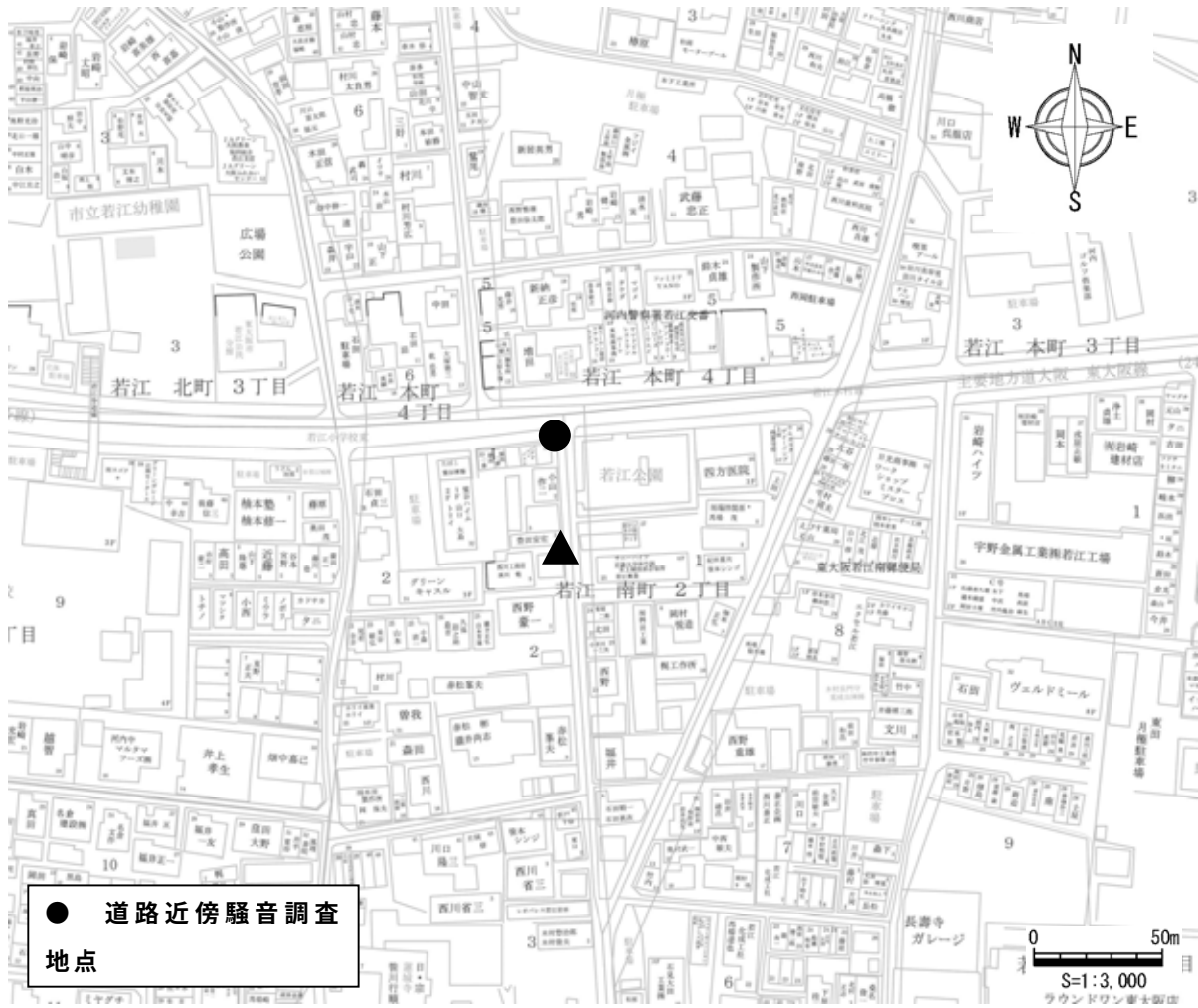
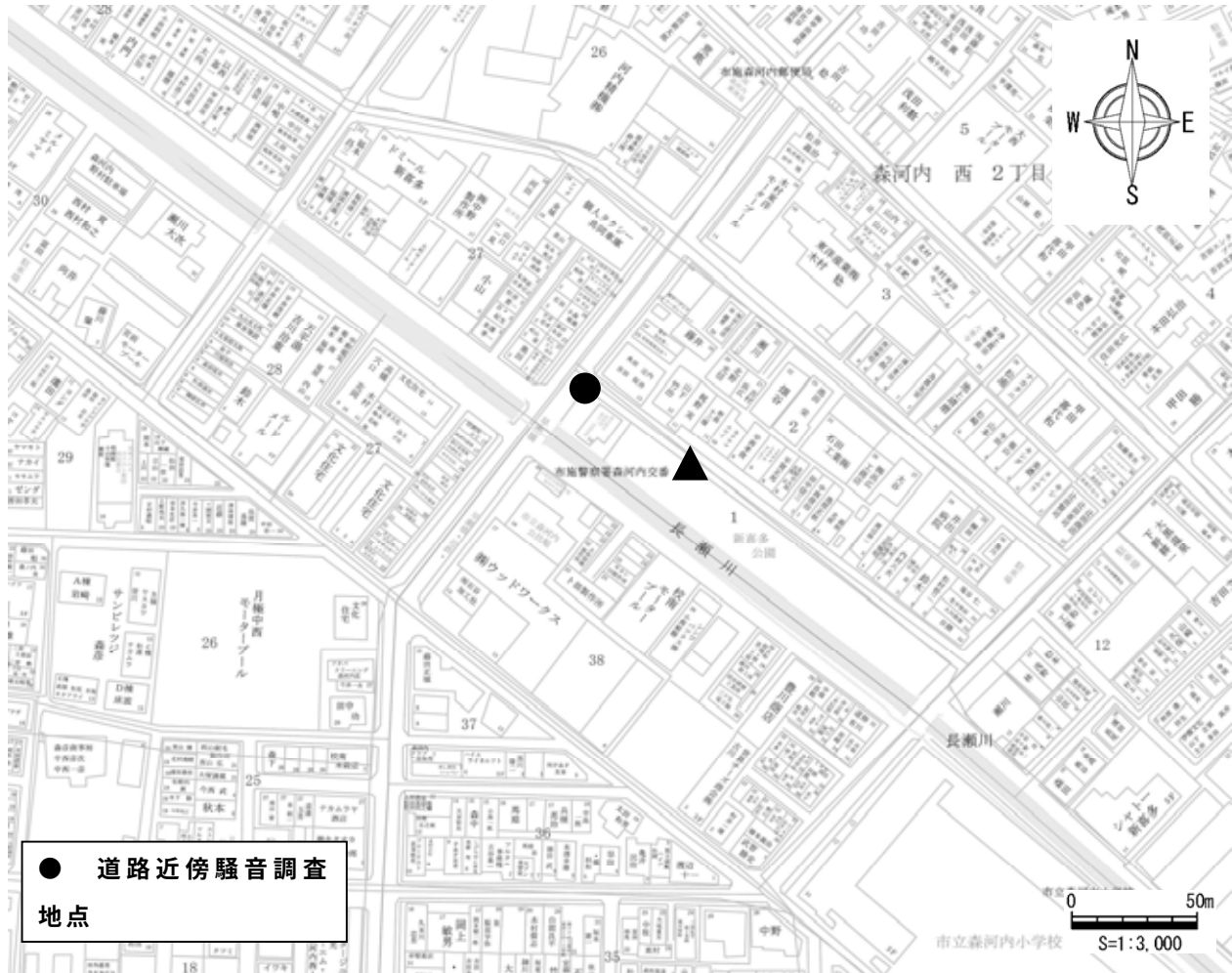
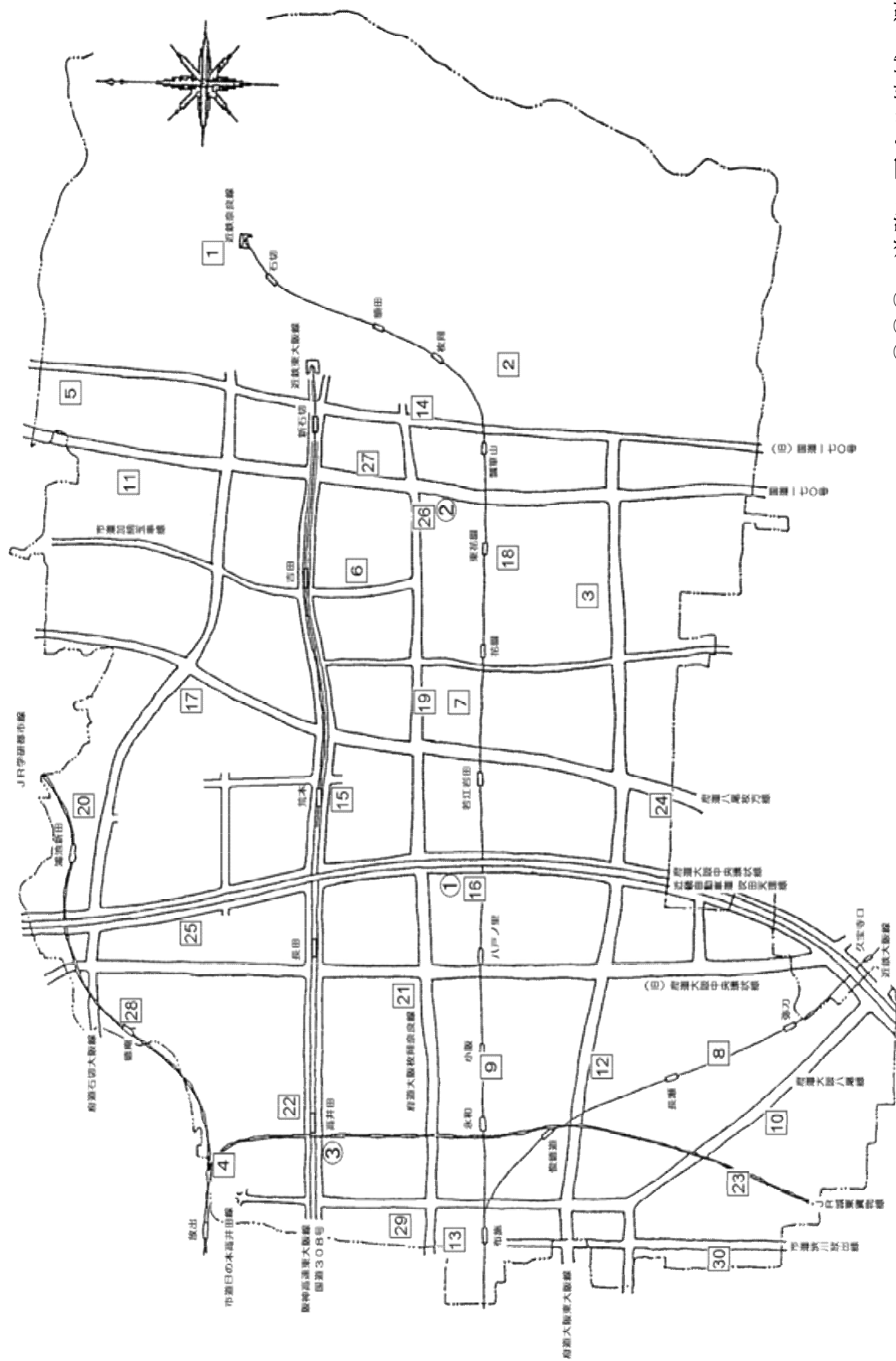


図2-3-17 調査地点位置図（No.6:柳通線）



● 道路近傍騒音調査
地点

図 2-3-19 騒音に係る環境基準達成状況調査位置図



- ①②③ 道路に面する地域の測定点
 ①～③⑩ 道路に面しない地域の測定点

表 2-3-12 環境騒音測定結果一覧表 (道路に面しない地域)

地点 番号	測定年月日		測定地点住所	地域の用途	用途 地域	地域の 類型	騒音レベル(Laeq) 環境基準			適否	支配的音源						環境基準を上回る 主な原因 (音源)		
	年	月 日					昼間	基準	夜間		基準	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	19	6/26	日下町1-9-30	低密住宅	1	A	44		36		45	5	7	5	7	自動車	自動車		
2	18	7/11	上四条町15-1	高密住宅	1		44		41			1	5	1	4			5	
3	18	7/11	玉串町東1-1	住宅商業	3		52		45			1	7	1	5			2	
4	19	6/27	森河内西2-14-6	高密住宅	3		54		41			6	1	4	6				
5	19	6/26	善根寺町4-3-43	低密住宅	5		51	55	46			1	5	1	5			2	自動車
6	19	6/26	吉田本町3-2-35	高密住宅	5	B	58		46		45	7	2	3	7	自動車	自動車		
7	18	7/11	稲葉4丁目2-21	高密住宅	6		51		43			6	6	5	4			4	
8	18	7/12	近江堂1-8-26	高密住宅	5		50		43			6	5	7	4			2	
9	18	7/12	菱屋西3-3-289	低密住宅	5		55		47			1	6	1	6			5	
10	18	7/11	衣摺3-15-17	高密住宅	6		47		37			6	3	5	4			4	自動車
11	19	7/11	布市町3-7-16	住宅工業	10	C	57		46		50	6	1	2	1	自動車	自動車		
12	18	7/12	菱屋西1-18-2	住宅商業	8		54		50			3	5	2	2			4	
13	19	6/27	長堂1-17-29	住宅業務	8		64		53			1	7	2	2			4	
14	18	7/11	箱殿町7-16	低密住宅	9		59		50			1	5	2	5			2	自動車
15	19	6/26	荒本新町56	住宅業務	9		62		50			1	2	3	2			4	自動車
16	18	7/11	御厨東2-611	中高層	9		56		53			1	6	2	4			4	自動車
17	19	6/26	新池島町8-22	高密住宅	10		52		46			1	5	3	5			2	自動車
18	18	7/11	花園東町2-5-32	高密住宅	8		45		41			1	4	5	1			5	
19	18	7/11	稲葉2-2-52	高密住宅	10		49		43			1	6	3	4			4	
20	19	6/26	東鴻池町1-10-10	中高層	10		51	60	50			2	1	4	1			7	自動車
21	19	6/27	御厨4-6-3	高密住宅	10	C	49		42		50	1	3	2	1	自動車	自動車		
22	19	6/27	川俣1-13-12	住宅工業	11		62		51			1	7	6	5			2	
23	18	7/12	柏田西3-10-44	住宅工業	10		58		43			1	3	5	5			5	自動車
24	18	7/11	若江南町1-3-24	低密住宅	10		54		43			1	6	6	4			4	
25	19	6/26	稲田新町3-6-8	住宅工業	11		59		51			3	1	4	3			4	
26	18	7/11	新町24-20	低密住宅	11		50		47			1	2	5	6			2	
27	19	6/26	宝町18	住宅工業	11		61		46			2	6	1	4			4	自動車
28	19	6/27	稲田上町1-9-18	高密住宅	11		48		40			3	1	6	2			7	
29	19	6/27	高井田本通1-7-10	住宅工業	11		58		43			3	1	5	1			5	
30	18	7/12	浅川町1-14-8	住宅工業	11		55		42			3	1	5	3			1	5
住居専用系の地域							49	55	41	45	基準に適合: 4地点 基準に適合: 3地点 基準に適合: 14地点 基準に適合: 21地点						適合率 適合率 適合率 適合率	100% 50% 70% 70%	
住居系の地域							52	44	44		不適合: 0地点 不適合: 3地点 不適合: 6地点 不適合: 9地点						適合率 適合率 適合率 適合率		
商・工業系の地域							55	60	46	50	不適合: 14地点 不適合: 21地点						適合率 適合率		
全地域の平均騒音レベル							54	—	45	—							適合率		

地域の類型及び用途地域

A地域: 専ら住居の用に供される地域 (1: 第1種低層住居専用地域、2: 第2種低層住居専用地域、3: 第1種高層住居専用地域、4: 第2種高層住居専用地域)

B地域: 主として住居の用に供される地域 (5: 第1種住居地域、6: 第2種住居地域、7: 準住居地域、0: 用途地域の指定のない地域)

C地域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 (8: 近隣商業地域、9: 商業地域、10: 準工業地域、11: 工業地域)

支配的音源

1: 自動車音 2: 自動車以外の道路音 3: 工場、事業場 4: 家庭音 5: 自然音 6: 特殊音 (航空機、鉄道、建設作業)

7: その他の音 (1～6以外の音) 8: 不特定音 (音源を特定できない音)

表2-3-13 環境騒音測定時の支配的音源

	支配的音源	A地域		B地域		C地域		計 (30地点)			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間		夜間	
1	自動車音	3	2	4	3	18	19	25	29.4%	24	27.9%
2	自動車以外の道路音		1	2	3	8	15	10	11.8%	19	22.1%
3	工場事業場			2		10	2	12	14.1%	2	2.3%
4	家庭音	1	3		4	3	10	4	4.7%	17	19.8%
5	自然音	2	3	4	4	9	10	15	17.6%	17	19.8%
6	特殊音	2	1	4	1	8		14	16.5%	2	2.3%
7	その他の音	2	1	1	2	2	2	5	5.9%	5	5.8%
8	不特定音										
	計	10	11	17	17	58	58	85		86	

図2-3-20 支配的音源の分布

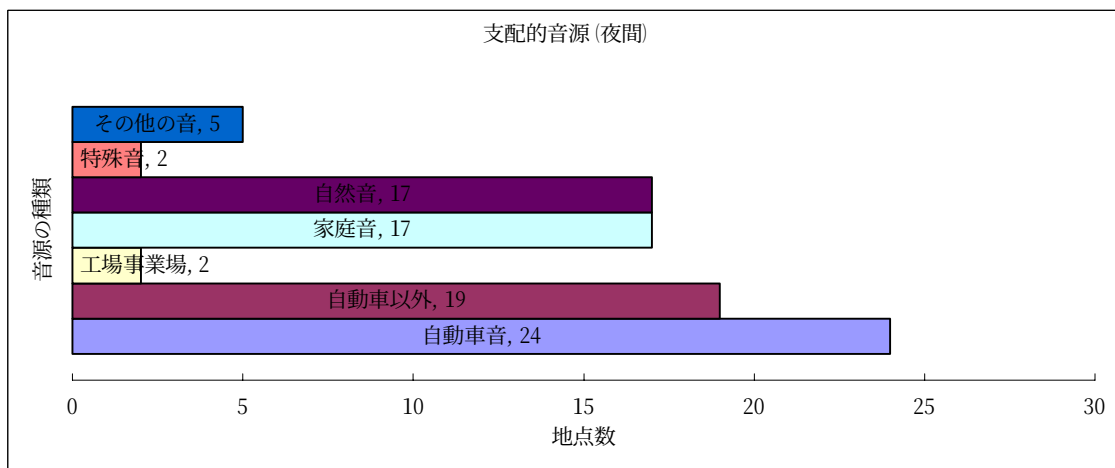
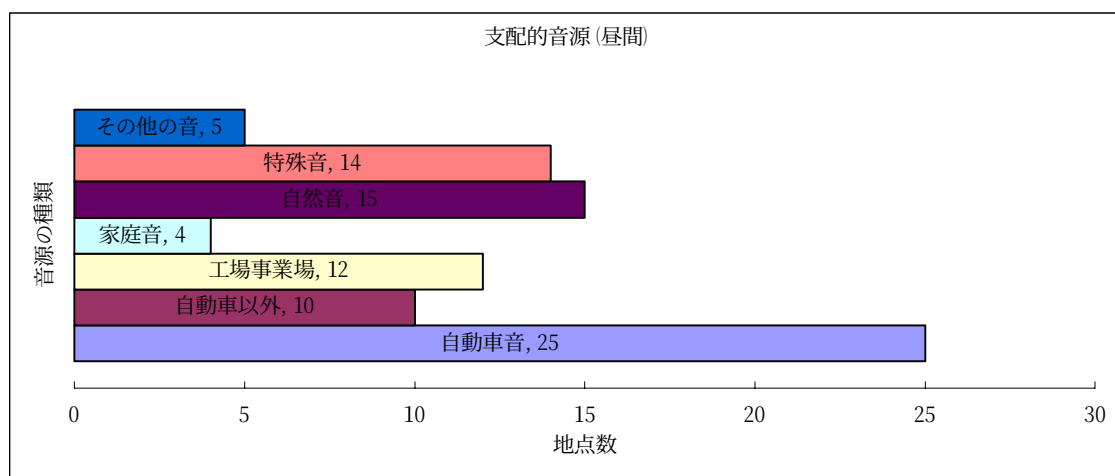


表2-3-14 騒音規制法に基づく特定施設の種別別届出件数

届出の種類	設置届出	使用届出	数変更届出	防止方法	使用方 氏名等 変更届出	使用全 廃	承継届出	計	平成20年3月31日現在における特定工場・特定施設総数累計	
件数	26		31		30	11	1	99		
	設置届出		使用届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械	11	77			5	70	15	17	1,223	9,430
空気圧縮機等	13	22			3	14	10	6	491	2,399
土砂用破碎機等									17	88
織機									19	63
建設用資材製造機械									12	21
穀物用製粉機									1	1
木材加工機械	1	1							29	108
抄紙機									2	3
印刷機械	1	3			1	2	1	3	175	759
合成樹脂用射出成型機	2	18			2	14	3		273	1,440
鋳造型機									11	75
計	—	121	—		—	100	—	26	2,253	14,387

表2-3-15 振動規制法に基づく特定施設の種別別届出件数

届出の種類	設置届出	使用届出	届出数	変更届出数	防止方法	使用方	氏名等変更届出	使用全廃	承継届出	計	平成20年3月31日現在における特定工場・特定施設総数累計	特定工場等実数	特定施設総数
件数	23		25			27	11	1	87				
	設置届出		使用届出		使用全廃届出		数変更届出						
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数			
金属加工機械	10	59					5	14	12	17	1,504	11,421	
圧縮機	10	16					3	14	9	6	307	1,296	
土砂用破碎機等											14	39	
織機											4	68	
コンクリートブロックマシン等											1	1	
木材加工機械	1	1									1	1	
印刷機械	1	3					1	2	1	3	173	636	
ロール機											29	71	
合成樹脂用射出成型機	2	18					2	22	2	1	381	1,795	
鋳造型機											4	14	
計	—	97	—				—	52	—	27	2,418	15,342	

表2-3-16 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設届出件数〔騒音〕

(H19.4.1～H20.3.31)

	設置 届出	使用 届出	数変更 届出	19年度に 設置された 工場数	19年度までに設置 された届出工場等 の数累計	届出の種類	件数
金属加工機械	29			3	408	設置届出	21
圧縮機送風機	10			4	137	使用届出	
粉碎機	1			1	28	数変更届出	4
繊維機械					3	防止方法変更届出	
建設用資材製造機械					1	氏名等変更届出	9
木材加工機械					14	使用廃止届出	5
抄紙機					3	承継届出	2
印刷機械					4	計	41
ロール機	7			1	14		
合成樹脂成型加工機械					29		
鋳造型機							
エアーハンマ							
走行クレーン	3			3	47		
工業用動力ミシン					32		
紙工機械					71		
遠心分離機	2			1	2		
集じん装置	3			2	87		
かくはん機	8			1	34		
電気炉					7		
ロータリーキルン							
冷凍機及び空調機	59		-8	6	227		
クーリングタワー					99		
スチームクリーナー					4		
石材用切断機及び切削機					1		
オイルバーナー					2		
計	122	0	-8	22	1,254		

表2-3-17 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設届出件数〔振動〕

(H19.4.1～H20.3.31)

	設置 届出	使用 届出	数変更 届出	19年度に 設置された 工場数	19年度までに設置 された届出工場等 の数累計	届出の種類	件数
ベンディングマシン					7	設置届出	3
液圧プレス					6	使用届出	
矯正プレス					9	数変更届出	1
機械プレス					30	防止方法変更届出	
せん断機					11	氏名等変更届出	1
上記以外のせん断機					4	使用廃止届出	1
鍛造機					9	承継届出	
ワイヤーフォーミングマシン						計	6
上記以外の ワイヤーフォーミングマシン					33		
平削盤					33		
圧縮機		1					
粉碎機					24		
織機					1		
コンクリート機械					4		
木材加工機械					3		
印刷機械					5		
ロール機					6		
合成樹脂成型加工機械					22		
鋳造型機							
走行クレーン	3			3	49		
紙工機械					48		
遠心分離機					1		
計	3	1	0	3	305		

表2-3-18 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
特定建設作業届出件数

(H19.4.1～H20.3.31)		
特定建設作業の種類	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
1 くい打機等を使用する作業(アースオーガと併用を除く)		
2 びょう打機を使用する作業		
3 さく岩機を使用する作業	160	
4 空気圧縮機を使用する作業	19	
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		
6 バックホウを使用する作業	45	
7 トラクターショベルを使用する作業	37	
8 ブルドーザーを使用する作業		
9 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業	—	531
10 コンクリートカッターを使用する作業	—	65
11 鋼球を使用する破壊作業	—	
計	261	596

表2-3-19 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業届出件数

(H19.4.1～H20.3.31)		
特定建設作業の種類	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
1 くい打機等を使用する作業(アースオーガと併用を含む)		
2 鋼球を使用する破壊作業		
3 舗装版破碎機を使用する作業		
4 ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	74	
5 ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業	—	613
計	74	613

表2-3-20 工場・事業場騒音に関する対応状況

(H19.4.1～H20.3.31)

		騒音規制法指定地域内における特定工場等											左記以外		合計		
		金属加工機械を設置する工場等	空気圧縮機等 を設置する工場等	土砂用破砕機等 を設置する工場等	織機を設置する工場等	建設用資材製造機械 を設置する工場等	穀物用製粉機 を設置する工場等	木材加工機械 を設置する工場等	抄紙機 を設置する工場等	印刷機 を設置する工場等	合成樹脂射出成型機 を設置する工場等	鋳型造型機 を設置する工場等	小計	条例により規制対象となる工場等		その他	
苦情対応状況	対応件数	7	1			1				1	4		14	63		77	
	報告徴収件数	2								1	1		4	18		22	
	立入検査件数	7	1			1				1	4		14	63		77	
	測定	測定件数	3	1							1	1		6	32		38
		適合	1								1			2	11	—	13
		不適合	2	1								1		4	19	—	23
		測定不能												0	1	—	1
	行政指導	調査に基づく指導件数	7	1			1				1	4		14	59		73
その他の指導件数													0	2		2	
改善勧告	勧告までのもの												0			0	
	改善命令に至ったもの												0			0	

表2-3-21 建設作業騒音に関する対応状況

(H19.4.1～H20.3.31)

		騒音規制法指定地域内における特定建設作業								左記以外		合計		
		くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	小計	条例により規制対象となる建設作業		その他	
苦情対応状況	対応件数			6			4			10	23	4	37	
	報告徴収件数			2						2	10	1	13	
	立入検査件数			6			4			10	23	4	37	
	測定	測定件数			4			1			5	6		11
		適合			3			1			4	6	—	10
		不適合			1						1		—	1
		測定不能									0		—	0
	行政指導	調査に基づく指導件数			6			4			10	23	4	37
		その他の指導件数									0		3	3
	改善勧告	勧告までのもの									0			0
改善命令に至ったもの										0			0	

表2-3-22 工場・事業場振動に関する対応状況

(H19.4.1～H20.3.31)

		振動規制法指定地域内における特定工場等										左記以外		合計		
		金属加工機械を設置する工場等	圧縮機を設置する工場等	土砂用破碎機等を設置する工場等	織機を設置する工場等	コンクリートブロックマシン等を設置する工場等	木材加工機械を設置する工場等	印刷機械を設置する工場等	ロール機を設置する工場等	合成樹脂射出成型機を設置する工場等	鋳造型機を設置する工場等	小計	条例により規制対象となる工場等		その他	
苦情対応状況	対応件数	7	1					1		1		10	19		29	
	報告徴収件数	3						1		1		5	11		16	
	立入検査件数	7	1					1		1		10	19		29	
	測定	測定件数	4					1		1		6	8		14	
		適合	2					1		1		4	6	—	10	
		不適合	2									2	1	—	3	
		測定不能										0	1	—	1	
	行政指導	調査に基づく指導件数	7	1					1		1		10	15		25
		その他の指導件数											0			0
	改善勧告	勧告までのもの											0			0
改善命令に至ったもの												0			0	

表2-3-23 建設作業振動に関する対応状況

(H19.4.1～H20.3.31)

		振動規制法指定地域内における特定建設作業					左記以外		合計
		くい打機等を使用する作業	鋼球を使用する破壊作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	小計	条例により規制対象となる建設作業	その他	
苦情対応状況	対応件数				10	10	17	1	28
	報告徴収件数				4	4	8		12
	立入検査件数				10	10	17	1	28
	測定								
	測定件数				3	3	7		10
	適合				3	3	7	—	10
	不適合					0		—	0
	測定不能					0		—	0
	行政指導								
	調査に基づく指導件数				8	8	14	1	23
	その他の指導件数				2	2			2
	改善勧告								
	勧告までのもの					0			0
	改善命令に至ったもの					0			0

表2-4-1 悪臭防止法の規制基準

(1) 法第4条第1号の規制基準

	特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)
1	アンモニア	1
2	メチルメルカプタン	0.002
3	硫化水素	0.02
4	硫化メチル	0.01
5	二硫化メチル	0.009
6	トリメチルアミン	0.005
7	アセトアルデヒド	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.003
13	イソブタノール	0.9
14	酢酸エチル	3
15	メチルイソブチルケトン	1
16	トルエン	10
17	スチレン	0.4
18	キシレン	1
19	プロピオン酸	0.03
20	ノルマル酪酸	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.0009
22	イソ吉草酸	0.001

(2) 排出口の基準（2号の規制基準）

悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の算出式により求められた流量です。

排出口の規制基準値（流量）の算出式

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：特定悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線の規制基準値（単位：百分率）

排出口の高さの補正（有効煙突高さの計算）

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 \cdot 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

q：流量（単位：温度0℃・圧力1気圧の状態に換算した（m³/時）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Ho：排出口の実高さ（単位：m）

Q：温度15℃における排出ガスの流量（単位：m³/s）

V：排出ガスの排出速度（単位：m/s）

T：排出ガスの温度（単位：絶対温度）

※ ただし、補正された排出口の高さ（He）が5m未満となる場合、排出口の規制基準は適用されません。

(3) 排出水中の基準（3号規制基準）

規制基準値は、下表のとおり、特定悪臭物質悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質）の種類及び排出水量ごとに排出水中の濃度を定めています。

単位：m ³ /s			
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注1 Q：当該事業場の排出推量

2 有効数字は1桁

3 濃度の単位はmg/L

表2-4-2 年度別悪臭苦情件数

年度	悪臭苦情件数	総苦情件数	割合 (%)
平成14年度	77	343	22.4
15年度	88	348	25.3
16年度	103	400	25.6
17年度	85	387	22.0
18年度	95	365	26.0
19年度	67	378	17.7

表2-4-3 悪臭苦情受付状況（平成19年度）

臭気区分	受付件数	発生源																			割合 %
		化学	金属	工事業	機械	食料	印刷	自動車整備	洗濯業	卸売業	医療	畜産	農業	木材	運送業	飲食店	娯楽業	家庭	その他	不明	
薬品臭	6	1	2															1	1	1	8.9
有機溶剤臭	16		4	4	2		1	2											3		23.9
腐敗臭	2		1										1								3.0
焼却臭	12			3									6					1	2		17.9
油臭	4		1						1										2		6.0
その他	26	7	6	1			1						1			2		1	7		38.8
不明	1																			1	1.5
合計	67	8	14	8	2	0	2	2	1	0	0	0	8	0	0	2	0	3	15	2	100

平成19年度 東大阪市一級水準基準改測

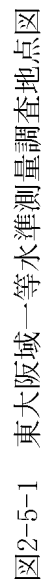


表2-5-1 一等水準基標測量成果表①

標石	：東大	測定地名	所在地	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	累計
1	(E11)	城東区諏訪神社	城東区諏訪 2-15	—	-0.46	0.57	0.03	0.46	0.16	0.72	-0.04	-0.40	0.82	1.86
2		森河内小学校	新喜多 160	—	-0.53	—	0.60	0.51	0.25	0.77	0.17	-0.41	—	1.36
3	(TB275)	高井田中学校	高井田中 5-23	—	-1.33	—	0.65	-0.14	-0.02	0.72	0.09	-0.41	0.93	0.49
4		高井田西小学校	高井田本通 4-14	—	-0.66	—	0.54	0.26	0.04	0.73	0.31	-0.36	0.93	1.79
5	(10703)	高井田温泉前	高井田本通 1-8	-1.21	1.34	0.41	0.19	0.20	0.12	0.74	0.12	-0.11	1.19	2.99
6		高井田東小学校	長栄寺 15-26	-1.19	1.20	0.44	0.15	0.18	0.08	0.75	0.15	-0.14	1.19	2.81
7		長堂小学校	長堂 1-50	-1.29	1.38	0.41	0.14	0.21	0.25	0.59	0.19	-0.09	0.95	2.74
8	(TB282)	荒川公園	荒川 3-21	-0.70	0.79	0.27	—	0.31	-0.03	0.56	0.38	-0.05	0.90	2.43
9		都留弥神社	荒川 3-20	-0.73	0.88	0.26	—	0.33	0.07	0.60	0.35	-0.01	0.91	2.66
10	(E20)	小路小学校	生野区小路 2-25	-0.61	0.85	0.23	0.25	0.20	0.23	0.59	-0.44	-0.29	0.62	1.63
11		三ノ瀬小学校	三ノ瀬 1-7-7	-0.49	0.96	0.13	—	0.41	—	0.82	0.17	-0.18	0.96	2.78
12	(TB245)	俊徳中学校	荒川 2-32-40	—	-0.18	—	0.82	—	0.06	0.51	0.41	-0.19	0.78	2.21
13		太平寺小学校	寺前町 2-1-6	—	-0.30	—	0.93	—	0.14	0.43	0.29	-0.21	0.84	2.12
14	(10745)	徳庵揚水機場	鶴見区今津北5-4	-0.50	0.25	0.36	0.21	-0.03	0.60	0.51	-0.02	-0.29	1.09	2.18
16	(TB231)	稲田公園	稲田新町 1-9	—	-0.62	—	0.86	-0.03	0.33	0.40	-0.44	-0.58	—	-0.08
17		長田北公園	長田東 3-13	-1.88	0.72	0.38	0.61	-0.79	0.10	0.23	-0.14	-0.80	0.44	-1.13
18	(TB232)	楠根小学校	稲田本町 1-1	—	0.28	—	0.87	0.26	0.34	0.83	0.10	-0.26	—	2.42
19	(TB274)	西堤神社	西堤 404	—	-0.37	—	0.74	-0.03	-0.03	0.47	0.01	-0.38	1.01	1.42
20		敬愛高等学校(旧東大阪高等学校)	西堤学園町3-1-1	-1.66	0.57	0.04	0.49	-0.30	0.04	0.41	-0.16	-0.60	0.75	-0.42
21		新喜多中学校	菱屋西 209	—	—	—	0.42	0.09	-0.06	0.60	0.12	-0.24	1.08	2.01
22	(TB233)	念仏寺	御厨北ノ町 17	-1.09	1.17	0.28	0.42	-0.11	0.16	0.66	0.07	—	1.12	2.68
23	(10704)	御厨青年会館	御厨 1070	—	-0.12	0.12	0.59	-0.12	0.12	0.63	0.04	-0.18	1.18	2.26
24	(TB234)	青少年女性センター	高井田元町1-11	-1.24	1.20	0.37	0.20	0.12	0.07	0.70	0.16	-0.10	1.05	2.53
25		大阪商業大学	御厨栄町 4-1	—	-0.39	0.21	—	0.63	-0.04	再設	-0.08	再設	0.65	0.98
26		永和行政SC	永和 2-1-1	-0.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-0.57
27	(TB281)	樟蔭学園運動場	菱屋西 3-3-7	-0.59	0.82	0.11	—	0.64	-0.01	0.49	0.20	-0.22	0.79	1.44
28	(TB280)	八戸の里小学校	下小阪 5-3-5	-1.27	0.29	-0.40	—	0.38	-0.17	-0.37	0.11	-0.43	0.61	-1.25
29		小阪ポンプ場	若江西新町 1-12	-0.63	0.75	-0.05	—	0.56	-0.10	0.23	0.64	-0.12	0.65	1.93
30		菱屋西小学校	菱屋西 4-10-7	—	0.35	0.32	0.50	-0.14	0.04	0.58	0.56	-0.23	再設	1.98
31		小阪小学校	中小阪 1-21-15	—	-0.03	0.24	0.57	-0.26	0.16	0.26	0.54	-0.18	0.82	2.12
32	(TB244)	小阪中学校	宝持 1-7-5	—	-0.76	0.21	0.55	—	-0.21	0.21	0.44	-0.23	0.65	0.86
33		上小阪小学校	上小阪 3-15-40	—	-0.19	0.27	—	0.53	—	0.58	0.61	-0.15	0.74	2.39
34	(TB288)	長瀬公園	菱屋西 2-8-30	—	-0.32	0.26	—	0.29	0.29	0.36	0.76	-0.17	0.54	2.01
35	(TB287)	府宮上小阪住宅	新上小阪 7-25	—	-0.17	0.34	—	0.36	0.24	—	—	—	仮新設	0.77
36		長瀬北小学校	吉松 2-13-15	—	-0.38	0.39	—	0.10	0.29	0.35	0.75	-0.35	0.55	1.70
37		弥刀小学校	友井 1-1-37	—	-0.28	0.33	—	0.14	0.18	0.42	0.55	-0.21	0.53	1.66
38	(TB246)	衣摺公園	衣摺 2-4	—	-1.09	0.49	0.53	-0.52	0.08	0.43	0.64	-0.21	0.46	0.81
39		金岡中学校	金岡 1-23-9	—	-0.23	0.35	—	0.19	0.08	0.15	0.76	再設	0.50	1.80
40		長瀬東小学校	大蓮東 2-12-8	—	-0.56	0.13	—	0.11	0.13	0.38	0.81	0.00	0.59	1.59
41	(TB247)	青葉学園	大蓮東 2-13-5	—	-0.44	0.27	0.78	-0.72	0.12	0.41	0.88	-0.01	0.54	1.83
42	(TA40)	城東工業高等学校	西鴻池町 2-5-33	-0.54	0.35	0.72	0.19	-0.26	0.69	0.64	0.14	-0.30	1.22	2.85
43		成和小学校	南鴻池町 1-3-18	—	-0.95	0.78	0.12	-0.24	0.51	再設	-0.92	-1.14	0.97	-0.87
44	(TB230)	盾津中学校	本庄中 2-35	—	-0.47	—	0.80	-0.33	0.48	0.28	—	—	—	0.76
45	(TB237)	弥栄小学校	本庄 1240-1	-2.07	-0.44	-0.32	0.47	-0.89	0.04	-0.69	-0.17	-0.99	0.39	-4.67
46	(TB272)	府宮春宮住宅	荒本北 72	-2.35	0.24	0.28	—	-0.64	0.20	—	—	—	—	-2.27
47	(TB271)	横枕南公園	横枕東 16	-1.43	0.88	0.18	0.62	-0.88	0.33	0.19	0.09	-0.32	0.73	0.39
48	(TB273)	西願寺	長田 1469	-1.21	1.03	0.24	0.40	-0.62	0.17	0.66	0.14	-0.41	1.11	1.51
49	(TB235)	意岐部小学校跡地	新家 340	—	-2.33	-0.32	0.31	-0.47	-0.22	-0.41	-0.36	-0.61	0.66	-3.75
50	(10705)	旧東大阪市建設局	稲葉 825-2	—	-0.12	0.33	0.44	-0.19	0.29	0.51	0.15	-0.29	1.13	2.25

表2-5-2 一等水準基標測量成果表②

標石	東大	測定地名	所在地	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	累 計
51	(TB236)	東大阪市下水庁舎	稲葉 1-4-27	—	-0.76	0.35	0.37	-0.26	0.28	0.52	0.12	-0.29	1.06	1.39
52	(TB279)	玉美小学校	瓜生堂 1-6-1	-0.93	0.40	0.08	—	0.16	—	-0.10	0.83	-0.33	0.71	0.82
53	(TB243)	若江小学校	若江南町 2-9-54	—	—	—	0.49	—	-0.57	0.32	0.45	-0.16	—	0.53
54	(TB229)	関電堺盾津変電所	川中 550	—	0.27	—	—	—	—	1.15	—	—	—	1.42
55		宇波神社	加納 323	—	-0.07	—	0.85	-0.98	0.67	0.17	—	-0.67	—	-0.03
56	(TB238)	北宮小学校	吉原 462	-0.54	0.17	0.37	0.78	-0.83	0.63	0.32	0.24	-0.48	1.00	1.66
57	(TB239)	水走焼却場	水走 500-1	-0.39	0.11	0.25	0.74	—	0.47	0.09	-0.38	-0.89	0.76	0.76
58	(TB270)	中新開諏訪神社	中新開 467	-2.11	-0.39	-0.11	0.55	-1.06	0.22	-0.17	-0.12	-0.97	0.49	-3.67
59		大津神社	水走 1113	—	-0.58	0.35	0.36	-0.71	0.00	0.07	-0.07	-0.81	0.85	-0.54
60	(TB269)	水走配水場	水走 139	—	-0.40	0.30	0.40	-0.84	0.41	0.12	-0.01	-0.66	0.93	0.25
61	(TB276)	イトーヨーカドー	菱江 1	—	-0.93	0.06	0.19	-0.49	0.10	再 設	-0.60	-1.28	0.24	-2.71
62	(TB240)	英田北小学校舎前	川中 104	—	-0.38	0.33	0.41	-0.52	0.21	0.41	0.05	-0.46	0.97	1.02
63	(10706)	英田北小記念碑横	川中 104	—	0.05	0.36	0.41	-0.44	0.29	0.57	0.17	-0.31	1.13	2.23
65	(TB278)	春日神社	吉田 2-6-22	-0.81	0.35	0.14	—	—	—	0.71	0.03	-0.35	—	0.07
66	(TB283)	花園小学校	花園本町 2-7-41	—	-0.66	—	0.94	-0.53	-0.05	0.15	0.83	-0.25	0.74	1.17
67	(TB242)	玉串元町団地	玉串元町 2-11-50	—	-0.38	—	0.75	—	-0.51	—	—	—	1.22	-0.14
68		菩提寺	菩提寺 6-1-26	—	0.10	0.28	0.59	-1.28	0.51	0.14	0.24	—	1.39	1.97
70		孔舎衛小体育館横	日下町 6-3-6	-0.32	0.45	0.37	0.64	-1.09	0.63	0.29	0.11	-0.39	0.93	1.62
71	(TA42)	孔舎衛小記念碑前	日下町 6-3-6	-0.34	0.48	0.32	0.64	-1.08	0.64	0.32	0.14	-0.35	0.91	1.68
72	(TB267)	清掃センタ東事業所	布市町 3-3-1	-0.61	-0.06	0.01	0.65	-1.23	0.40	0.03	-0.22	再 設	0.42	-0.61
73		石切中学校	中石切町 4-10-3	-0.25	0.35	0.27	0.33	-0.82	0.51	0.33	0.25	-0.45	0.52	1.04
74		石切小学校	中石切町 1-6-50	-0.23	0.36	0.20	0.37	-0.90	0.53	0.24	0.11	-0.53	0.63	0.78
75		石切高区浄水場	上石切町 2-1621	—	-0.32	-0.15	0.86	-1.60	0.31	-0.21	0.32	-1.39	0.68	-1.50
76	(TB268)	等覚寺	東石切町 2-8-28	—	-0.10	-0.05	0.61	-1.22	0.55	0.08	0.32	-0.68	-0.59	-1.08
77	(2861)	旧国道額田西口	東山町 2-5	-0.14	0.36	0.28	0.45	-0.93	0.52	0.26	0.18	-0.48	0.95	1.45
78	(TA43)	枚岡西小学校	南荘町 2-26	-0.14	0.23	0.24	0.41	-0.94	0.43	0.21	0.28	-0.44	0.80	1.08
79		枚岡東小学校	立花町 12-28	—	0.15	0.13	0.61	-1.34	0.38	-0.13	0.20	-0.76	1.07	0.31
80		縄手北小学校	旭町 2-4	-0.09	0.10	0.24	—	-0.46	0.38	0.18	0.76	-0.37	0.93	1.67
81	(TB277)	府・枚岡ポンプ場	若草町 8-25	-0.30	0.35	0.13	—	-0.36	-0.14	0.41	0.76	-0.31	0.66	1.20
82	(2860)	瓢箪山自転車置場	神田町 2	-0.12	0.24	0.08	0.50	-0.91	0.31	—	—	再 設	0.80	0.10
83		楠公院	上四条町 23-23	—	0.27	-0.01	0.66	-1.24	0.23	0.02	0.55	-0.86	0.58	0.20
84	(TA44)	縄手小学校	南四条町 3-2	-0.19	0.31	0.11	0.55	-0.97	-0.83	0.18	0.89	-0.48	0.78	0.35
85	(TB241)	池島神社	池島町 3-7-8	—	-0.03	0.13	0.70	-0.75	0.15	0.48	0.85	-0.29	0.64	1.88
86		醍醐楽楽寺	横小路町 1-2-53	—	0.35	-0.04	0.73	-1.24	0.17	0.00	0.53	-0.82	0.63	0.31
87		高井田ポンプ場	高井田西 6-29	—	-0.39	—	0.74	0.44	0.07	0.77	0.06	-0.26	0.92	2.35
88		岸田堂ポンプ場	岸田堂西 2-9-3	—	-0.54	—	0.81	—	0.26	—	0.70	-0.16	0.88	1.95
89		長瀬西小学校	衣摺 5-8-51	—	-0.87	0.46	0.62	-0.65	0.04	0.47	0.55	-0.28	0.45	0.79
90		長瀬南小学校	大蓮北 4-3-51	—	-0.60	0.41	0.60	-0.63	0.12	0.53	0.74	-0.32	0.52	1.37
91		宝町処理場	宝町 22-8	—	-0.60	亡 失	0.06	-0.89	0.53	-0.02	-1.66	-3.40	再 設	-5.98
92		柏田中学校	渋川町 3-5	—	-1.31	0.42	0.27	-0.48	-0.07	0.24	0.50	-0.48	0.39	-0.52
93		日下第一公園	日下町 7-2-23	—	新 設	0.24	0.50	-1.18	0.40	0.25	0.12	-0.59	-0.86	-1.12
94		春日公園	布市町 3-8-64	—	新 設	0.15	0.78	-1.24	0.53	0.19	—	-0.96	—	-0.55
95		中石切第二公園	中石切町 5-11-36	—	新 設	0.20	0.55	-0.92	0.52	0.41	0.01	—	0.31	1.08
96		上石切第一公園	上石切町 2-1207	—	新 設	-0.78	0.64	-1.65	0.30	-0.68	0.35	-1.23	0.92	-2.13
97		若宮公園	額田町 5	—	新 設	-0.01	0.76	-1.33	0.48	-0.06	0.29	-0.80	0.10	-0.57
98		豊浦第一公園	豊浦町 3-29	—	新 設	0.21	0.56	-1.32	0.49	-0.08	0.23	-0.58	0.51	0.02
99		枚岡南公園	出雲井町 6-30	—	新 設	-0.16	0.28	-1.36	0.04	-0.31	0.29	-0.83	0.51	-1.54
100		縄手東公園	河内町 2	—	新 設	-0.08	0.24	-1.27	0.23	-0.21	0.41	-0.86	0.54	-1.00
101		大池公園	上四条町 10-40	—	新 設	0.18	0.47	-1.18	0.34	0.15	0.61	-0.58	0.69	0.68
102		横小路第一公園	横小路町 4-3-4	—	新 設	0.04	0.74	-1.09	0.29	0.28	0.60	-0.56	0.84	1.14

表2-5-3 隆起・沈下測定地点経年変化表

	平成6年 (震災前)	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	H6～H19 累計
測定数(欠測数)	37 (52)	86 (3)	80 (19)	78 (21)	89 (10)	93 (6)	85 (6)	88 (9)	83 (8)	88 (11)	807 (145)
＋の数(隆起)	0	41	67	78	26	76	72	72	0	79	511
±0(変位なし)	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
－の数(沈下)	37	45	13	0	63	16	12	16	82	2	286
-0.01～-0.99cm	24	41	13		44	16	12	16	78	2	246
-1.00～-1.99cm	10	3			19				4		36
-2.00～-2.99cm	3	1									4
-3cm以上											

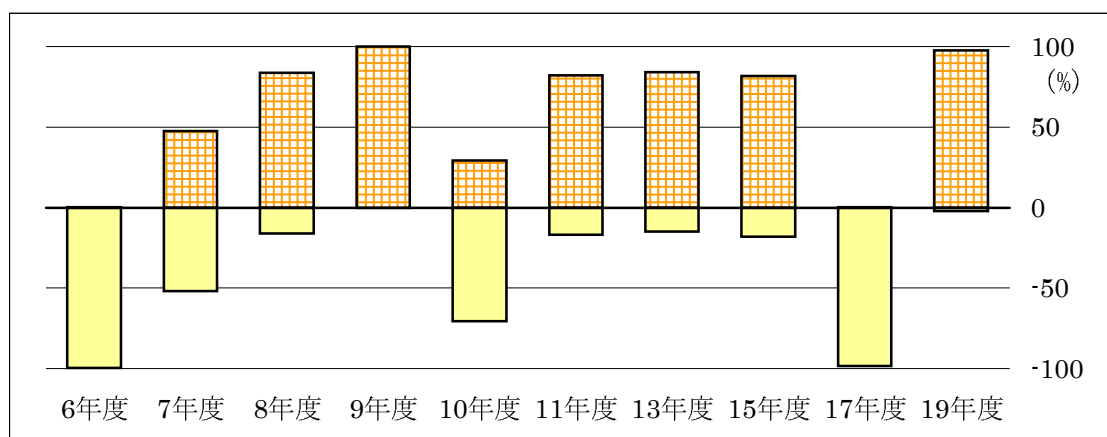


図2-5-2 隆起・沈下測定地点経年変化図

表2-5-4 年度別最大沈下地点及び沈下量

観測年度	地 点	所 在 地	沈下量 (cm)
昭和42年	No18 楠根小学校	稲田本町1-1	-16.75
43年	No55 宇波神社	加納323	-23.49
44年	No47 横枕南公園	横枕東16	-10.55
45年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-8.38
46年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-8
47年	No51 建設局下水道庁舎	稲葉1-4-27	-6.31
48年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-6
49年	No17 長田北公園	長田東3-13	-6.26
50年	No17 長田北公園	長田東3-13	-4.1
51年	No52 玉美小学校	瓜生堂1-6-1	-2.17
52年	No17 長田北公園	長田東3-13	-3.42
53年	No17 長田北公園	長田東3-13	-3.25
54年	No49 意岐部小学校跡地	新家340	-1
55年	No36 長瀬北小学校	吉松2-13-15	-2.56
56年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-2.01
57年	No20 東大阪高等学校	西堤学園町3-1-1	-1.41
58年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-0.67
	No75 石切高区浄水場	上石切町2-1621	-0.74
59年	No60 水走配水場	水走139	-0.74
60年	No75 石切高区浄水場	上石切町2-1621	-2.77
61年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-1.26
62年	No28 八戸ノ里小学校	下小阪5-3-5	-1.83
63年	No58 中新開諏訪神社	中新開467	-1.19

観測年度	地 点	所 在 地	沈下量 (cm)
平成元年	No54 関電瀬盾津変電所	川中550	-0.97
2年	No30 菱屋西小学校	菱屋西4-10-7	-1.01
3年	No20 東大阪高等学校	西堤学園町3-1-1	-0.86
4年	No7 長堂小学校	長堂1-50	-1.25
5年	No76 等覚寺	東石切町2-8-28	-0.35
6年	No46 府営春宮住宅	荒本北72	-2.35
7年	No49 意岐部小学校跡地	新家340	-1.17
8年	No96 上石切第一公園	上石切町2-1207	-0.78
9年	No1 城東区諏訪神社	城東区諏訪2-15 最小隆起点0.03】	
10年	No96 上石切第一公園	上石切町2-1207	-1.65
11年	No84 縄手小学校	南四条町3-2	-0.83
13年	No45 弥栄小学校	本庄1240-1	-0.69
15年	No43 成和小学校	南鴻池町1-3-18	-0.92
17年	No75 石切高区浄水場	上石切町2-1622	-1.39
19年	No93 日下第一公園	日下町7-2-23	-0.86

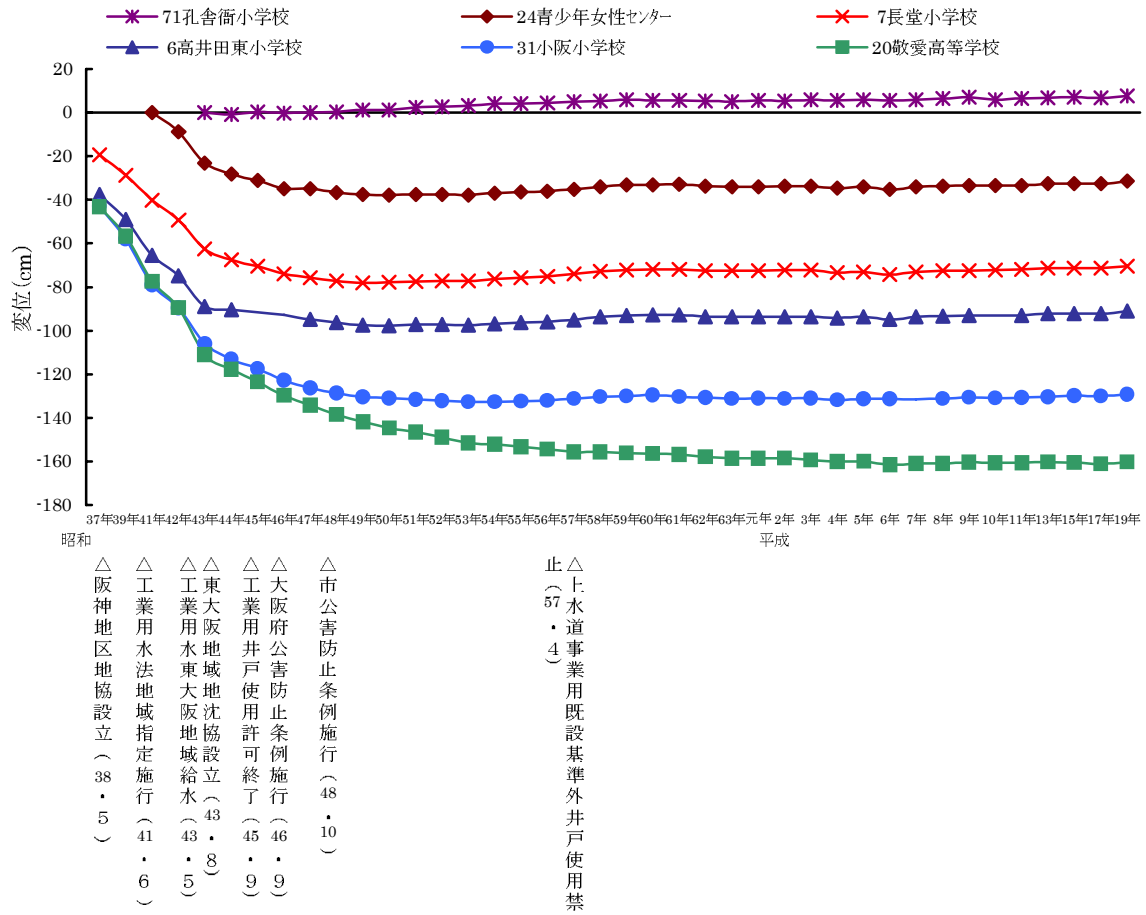


図2-5-3 代表地点における地盤変化経年図

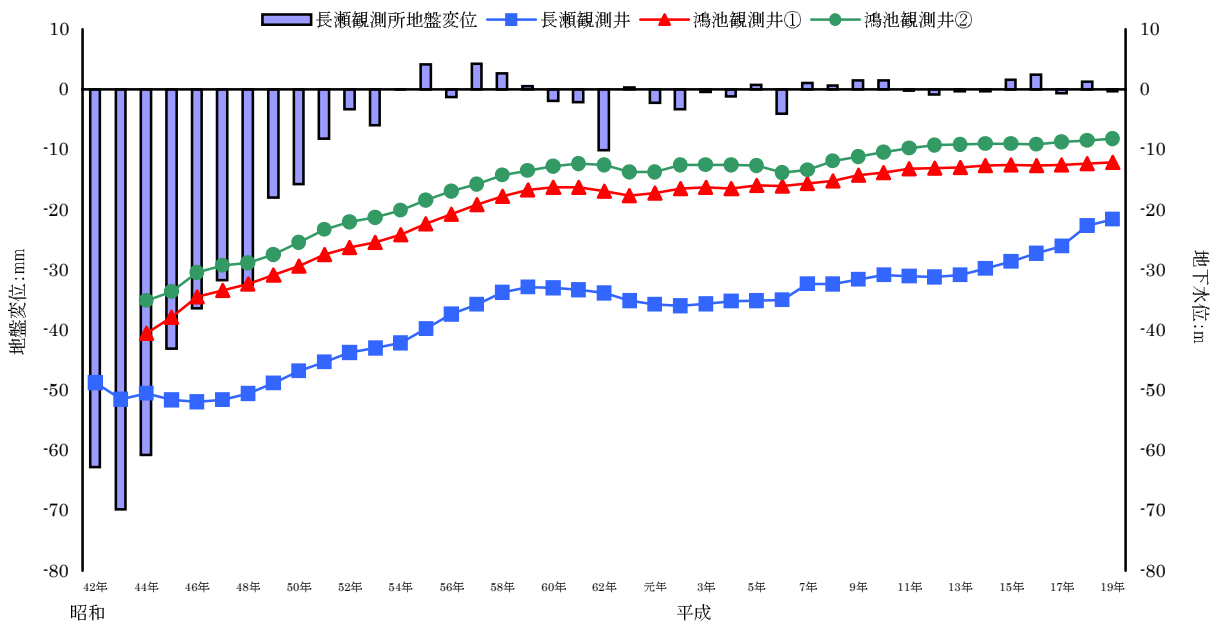


図2-5-4 地盤沈下観測所地下水位・地盤変位経年図

表2-6-1 環境中ダイオキシン類調査結果（コプラナーPCBを含みます。）

大気環境

単位：pg-TEQ/m³

	春	夏	秋	冬	年平均	環境基準
環境衛生検査センター屋上（一般）	0.049	0.041	0.047	0.045	0.046	0.6
旭町庁舎屋上（一般）	0.041	0.069	0.031	0.047	0.047	

水質環境（河川）

水質の単位：pg-TEQ/L

測定場所	水質 測定回数	水質測定値 （年平均）	底質測定値	環境基準
恩智川（南新田橋）	2	1.2	-	1 （水質）
恩智川（三池橋）	3	2.3	15.0	150 （底質）
第二寝屋川（新金吾郎橋）	2	0.13	1.7	

備考：底質は1回の測定結果であり、単位はpg-TEQ/g

表2-6-2 ダイオキシン類特別措置法届出状況

平成20年3月31日現在

	特定施設	事業所数	施設数
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	6	17
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	(2)	12
	下水道終末処理施設	(2)	2
合計		6	31

注 （）内の数字は、すべて合計数に含まれます。

表2-7-1 分析項目の種類及び件数（水質検体）

項目名			項目名					
項目名			項目名					
健康項目	カドミウム	159	クロロホルム	123	要 監 視 項 目	エクロメゾール	20	ゴ ル フ 場 農 業 項 目
	シアン	84	トランス-1,2-ジクロロエチ	123		クロロネブ	20	
	鉛	159	1,2-ジクロロプロペン	123		ヘンソジン	20	
	六価クロム	139	トルエン	123		テルブカルブ	20	
	総水銀	241	1,4-ジクロロベンゼン	123		トリクロロホスメチル	20	
	砒素	150	キシレン	123		メタキシル	20	
	セレン	150	ジクロロボス	20		ジチオピル	20	
	フッ素	86	フェノブカルブ	20		クロルピリホス	20	
	ホウ素	161	プロピザミド	20		ヘンデイメタリン	20	
	トリクロエチレン	123	ダイアジノン	20		メチルダイモン	20	
	テトラクロエチレン	123	クロロタロニル	20		イソフェノホス	20	
	ジクロメタン	123	イプロベンホス	20		キャプタン	20	
	四塩化炭素	123	フェニトロチオン	20		ブタミホス	20	
	1,2-ジクロエチン	123	イソプロチオラン	20		ナブロハミド	20	
	1,2-ジクロエチン	123	イソキサチオン	20		フルトラニル	20	
	シス-1,2-ジクロエチン	123	クロルニトロフェン	20		トリクロピルブトキシメチル	20	
	1,1,1-トリクロエチン	123	E P N	20		メブロニル	20	
	1,1,2-トリクロエチン	123	オキシシン銅	56		ピリブチカルブ	20	
	ベンゼン	123				ピリダフェンチオン	20	
生活環境項目	1,3-ジクロロプロペン	138	総トリハロメタン	15	トリハロ	イブロジオン	66	
	シマジン	20	ブロモジクロメタン	15		ヘンシクロン	66	
	ベンチオカルブ	20	ジクロモクロメタン	15		アシュラム	61	
	チウラム	56	ブロモホルム	15		トリクロピル	61	
	pH	183				ヘンスト(SAP)	61	
	BOD	80	ナトリウムイオン	5		メコプロップ(MCPP)	61	
	TOC	151	アンモニウムイオン	5		アゾキストロピン	61	
	SS	80	カリウムイオン	5		ジデュロン	61	
	ヘキササン抽出物質	2	カルシウムイオン	5		ハロスルフロメチル	61	
	全窒素	91	マグネシウムイオン	5		ブテサスルフロ	56	
特殊項目	全リン	91			窒素項目	マラソン	18	
	DO	2	亜硝酸・硝酸窒素	89				
	銅	171	亜硝酸性窒素	89				
	亜鉛	166	硝酸性窒素	89				
	鉄	176	アンモニア性窒素	77				
	クロム	167						
	ニッケル	171	1,4-ジオキサン	7				
	マンガン	171						
	モリブデン	162						
	アンチモン	162						
特殊項目	ウラン	162						
	アルミニウム	162						
	溶解性Fe	41						
	溶解性Mn	41						

延べ項目数 7,688

表2-7-2 分析項目の種類及び件数（有害大気汚染物質、苦情大気、酸性雨、周辺大気、土壌、浮遊粒子状物質検体）

有害大気汚染物質			酸性雨			浮遊粒子状物質		
項目名	項目数		項目名	項目数		項目名	項目数	
アクリロニトリル	84		雨量	89		SPM	1	
塩化ビニルモノマー	84	酸	pH	88		B	9	
クロロホルム	84		導伝率	88		Li	5	
1,2-ジクロロエタン	84	性	ナトリウムイオン	95		Be	9	
ジクロロメタン	84		アンモニウムイオン	95	浮	Na	4	
テトラクロロエチレン	84	雨	カリウムイオン	95		Mg	5	
トリクロロエチレン	84		カルシウムイオン	95	遊	Al	9	
1,3-ブタジエン	84	検	マグネシウムトオン	95		Ca	4	
ベンゼン	84		塩素イオン	98	粒	Ti	4	
アセトアルデヒド	117	体	亜硝酸イオン	95		V	5	
ホルムアルデヒド	117		硝酸イオン	95	子	Cr	10	
水銀	126		硫酸イオン	103		Mn	10	
粉じん量	5		フッ素イオン	3	状	Fe	9	
有害大気合計	1121		磷酸イオン	10		Co	5	
フロン12	5		不溶性残渣	90	物	Ni	10	
クロロメタン	5		酸性雨合計	1234		Cu	10	
フロン14	5					Zn	9	
塩化ビニルモノマー	6					Ga	4	
1,3-ブタジエン	6					Ge	5	
プロモメタン	5					As	10	
クロロエタン	5					Se	9	
トリクロロモノフルオロメ	5					Rb	4	
アクリロニトリル	6	周	項目名	項目数		Sr	4	
1,1-ジクロロエチレン	5	辺	バッグ式測定窒素酸化物	160		Nb	5	
ジクロロメタン	6	大	バッグ式測定一酸化窒素	160		Mo	9	
フロン113	5	気	バッグ式測定二酸化窒素	160		Ru	4	
1,1-ジクロロエチレン	5		周辺大気合計	480		Rh	4	
cis-1,2-ジクロロエタン	5					Pd	5	
クロロホルム	6					Cd	9	
1,2-ジクロロエタン	5					In	5	
1,1,1-トリクロロエタン	5	土	土壌pH	6		Sn	9	
ベンゼン	6		カドミウム	12		Sb	4	
テトラクロロメタン	6	壤	鉛	12		Te	4	
1,2-ジクロロプロパン	5		六価クロム	6		Cs	4	
トリクロロエチレン	6	検	総水銀	2		Ba	4	
cis-1,2-ジクロロプロペン	5		砒素	12		W	4	
trans-1,3-ジクロロプロペ	5	体	セレン	12		Re	4	
1,1,2-トリクロロエタン	5		ホウ素	12		Tl	5	
テトラクロロメタン	5		銅	12		Pb	10	
1,2-ジプロモエタン	5		亜鉛	12		Bi	4	
テトラクロロエチレン	6		鉄	12		U	9	
モノクロロベンゼン	5		クロム	12				
エチルベンゼン	5		ニッケル	12				
トルエン	1		マンガン	12				
m,p-キシレン	6		モリブデン	12				
スチレン	6		アンチモン	12				
1,1,2,2-テトラクロロエタ	5		ウラン	12				
o-キシレン	5		アルミニウム	12				
1,3,5-トリメチルベンゼン	5		土壌検体合計	194				
1,2,4-トリメチルベンゼン	5							
1,3-ジクロロベンゼン	5							
1,2-ジクロロベンゼン	5							
1,4-ジクロロベンゼン	5							
1,2,4-トリクロロベンゼン	5							
ヘキサクロロ-1,3-ブタジエ	5							
苦情大気検体合計	212							

延べ項目数 3,497

浮遊粒子状物質検体計 256

表2-8-1 年度別苦情受付状況

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成10年度	134	43	3	132	40	0	73	2	427
11年度	112	27	0	112	42	0	72	2	367
12年度	108	23	3	161	54	0	86	3	438
13年度	106	13	0	118	41	0	76	4	358
14年度	74	12	0	133	41	1	77	5	343
15年度	75	9	3	133	36	1	89	2	348
16年度	83	8	0	154	49	0	103	3	400
17年度	96	16	2	143	43	0	85	2	387
18年度	75	14	1	138	38	3	95	1	365
19年度	92	19	3	132	62	1	67	2	378

図2-8-1 年度別苦情受付状況

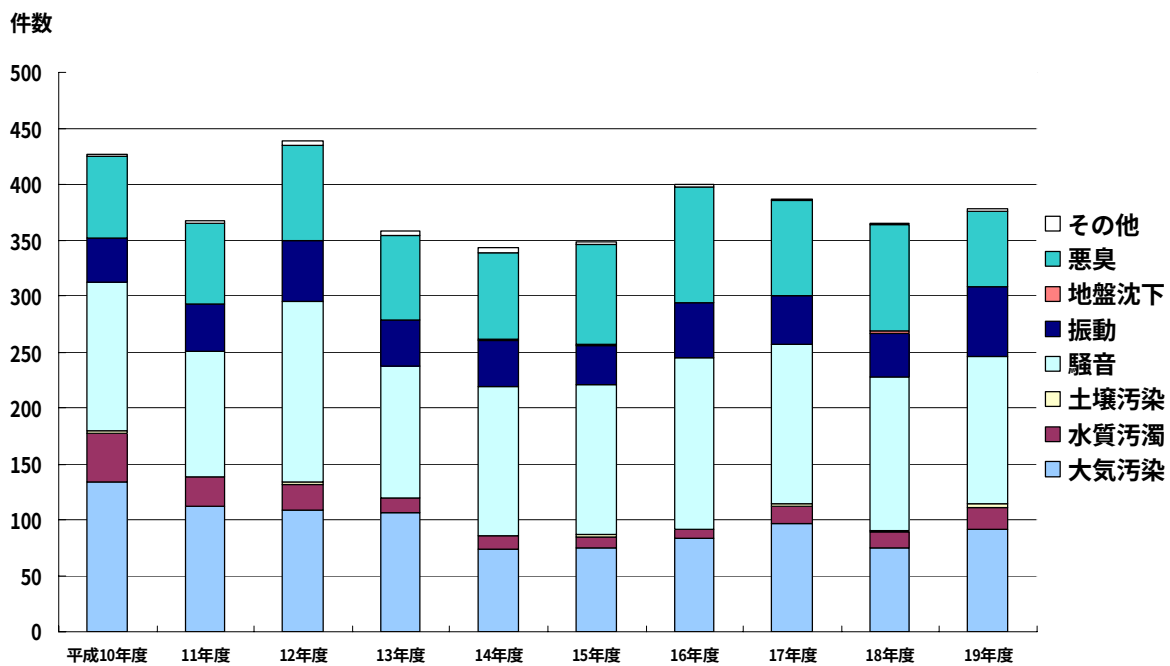


表2-8-2 用途地域別受付件数

用途地域	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
住居系	203	52	8	1	68	35		38	1
第一種低層住居専用	(9)	(3)	(2)	(1)				(3)	
第一種中高層住居専用	(56)	(15)	(1)		(22)	(7)		(11)	
第二種中高層住居専用	(5)	(1)	(1)		(2)			(1)	
第一種住居	(106)	(29)	(4)		(33)	(24)		(15)	(1)
第二種住居	(20)	(3)			(8)	(3)		(6)	
準住居	(7)	(1)			(3)	(1)		(2)	
近隣商業	16	4			8	3		1	
商 業	14	4		1	6	2		1	
準工業	94	21	8	1	33	17		14	
工 業	46	11	1		15	5	1	12	1
市街化調整区域	3		2		1				
不 明	2				1			1	
合 計	378	92	19	3	132	62	1	67	2

表2-8-3 被害種類別受付件数

被害の種類	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
健 康	6	4	1					1	
財 産	2			1		1			
動植物									
感覚・心理	359	88	18	2	125	57	1	66	2
睡眠妨害	10				7	3			
その他	1					1			
不 明									
合 計	378	92	19	3	132	62	1	67	2

表2-8-4 発生源・発生場所別受付件数

	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
農業	21	10			2	1		8	
鉱業	4	1			2	1			
建設業	116	31	5	1	40	32		7	
製造業	126	26	6		43	18		31	2
水道	1				1				
鉄道	1				1				
道路旅客運送	1					1			
貨物運送	10	2			6	2			
他運輸通信	2	1						1	
再生資源卸売	5				5				
卸売小売業	11	1			6	2		2	
飲食店	4				1	1		2	
飲食店(カラオケ)	1				1				
洗濯理容浴場	4	3						1	
駐車場業	3	1			1			1	
生活サービス業	1				1				
娯楽業	1				1				
娯楽(カラオケ)	3				3				
自動車整備業	4				2			2	
廃棄物処理業	12	5			5	2			
医療保健衛生	1	1							
社会保険福祉	1				1				
教育学術関係	2				2				
他サービス	2	1						1	
公務	1	1							
家庭生活	16	6	3	1	3			3	
事務所	2	1			1				
道路	4	1			1	2			
空地	2			1				1	
神社	1				1				
その他	5				1		1	3	
不明	10		5		1			4	
合 計	378	92	19	3	132	62	1	67	2

図2-8-2 受付年度別処理状況（平成19年度末現在）

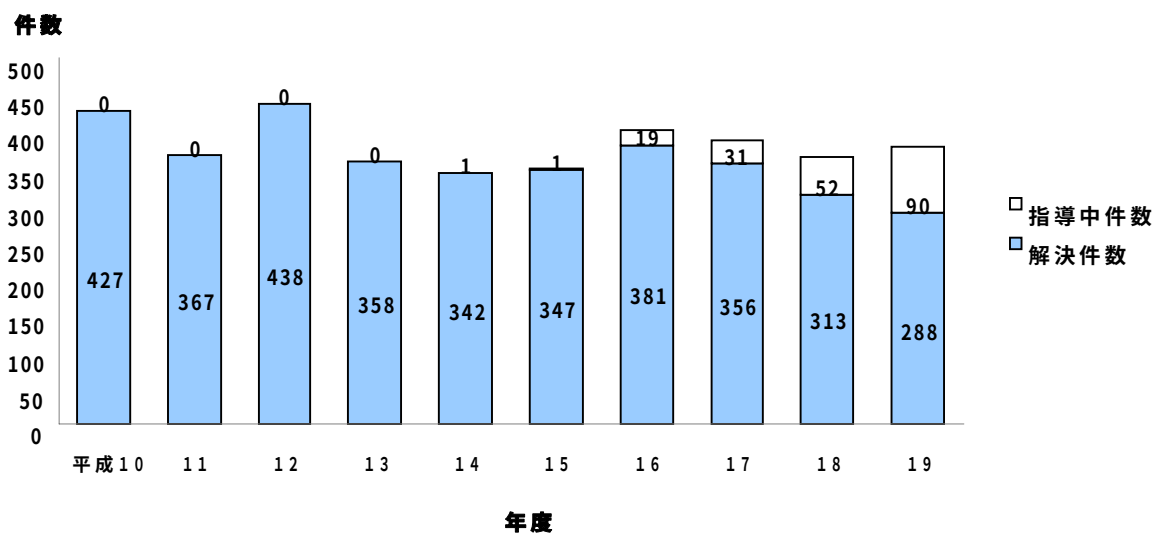


表2-8-5 平成19年度苦情処理状況

	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
解決件数	500	101	14	3	217	77	1	86	1